



岐阜県こども計画（案）

2025 年 2 月時点
岐 阜 県

目次

第1章	はじめに	- 1 -
1	策定の経緯	- 1 -
2	計画の位置付け	- 3 -
3	計画期間	- 4 -
4	計画の対象	- 4 -
第2章	計画策定の背景	- 5 -
1	「ぎふっこまんなか社会」への課題	- 5 -
2	こどもを取り巻く現状	- 21 -
3	こどもの減少要因	- 26 -
第3章	計画の基本的な考え方	- 35 -
1	目指す将来像	- 35 -
2	政策の4つの柱	- 36 -
3	施策の体系	- 38 -
第4章	計画の推進	- 39 -
1	各主体の役割	- 39 -
2	推進体制	- 40 -
3	計画の進捗状況の評価	- 41 -
第5章	政策の4つの柱に基づく施策の方向	- 45 -
1	ライフステージに応じた切れ目のない支援	- 45 -
2	困難な状況にあるこどもへの支援	- 64 -
3	子育て中の方への支援	- 74 -
4	社会全体でのこども・子育て支援	- 83 -

参考資料

用語解説	88
------	----

第1章 はじめに

1 策定の経緯

岐阜県では、少子化の問題に地域で主体的に取り組む必要があるとの認識に立ち、2006年8月に「子育て家庭応援キャンペーン事業」を開始し、「ぎふっこカード」の普及拡大を図りながら子育て世帯の支援に取り組んできました。

そしてその翌年の2007年には、「安心して子どもを生み育てることができる岐阜県づくり条例」を制定し、同年12月には「安心して子どもを生み育てることができる岐阜県づくり基本計画」を策定しました。

その第1次計画では、子育て支援を中心に、保育士の確保や保育所の増設を進めたほか、授乳やおむつ交換の場等を提供する赤ちゃんステーション、妊婦や乳幼児連れの方の優先駐車場の普及などを図ってきました。

2010年度からの第2次計画では、仕事と子育ての両立支援を重点に、事業所内保育所の整備、ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業の認定・普及などに取り組んでいます。

また2015年度からの第3次計画では、非婚化・晩婚化の進行を踏まえて結婚支援を施策の柱に追加しました。

そして、2020年度からの現在の第4次計画では、妊娠・出産・子育てを切れ目なく支える環境づくりを目指して、こどもを望む方への不妊治療費の助成、第2子以降の出生児に対する祝金の支給、経験者による多胎児家庭への訪問支援などを展開しているところです。

こうした取組みの結果、例えば「ぎふっこカード」は6千超の店舗の参加を得て、子育て中の9割の方にお使いいただいています。このほか、公立・私立教育の振興、青少年健全育成、修学資金の貸付などによる経済的な支援も行ってきました。特別支援学校も21校体制となり、障がい児の学びを支えています。

また、こどもを守るという観点からは、県内5箇所の子ども相談センター^{*1}を中心に、虐待の発生予防から早期発見・対応、こどもの自立に至るまで、切れ目ない支援を行っています。近年では、ヤングケアラーのためのオンラインサロンといった新たな体制づくりも進めています。

さらに、こどもが楽しく学びながら交流できる環境づくりということで、岐阜かみがはら航空宇宙博物館、ぎふ木遊館、ぎふワールド・ローズガーデンなども利用いただいています。そして、「国民文化祭ぎふ99」を機に始めた「ジュニア文化祭」は既に38回を数え、「『清流の国ぎふ』文化祭2024」では「ジュニア文化祭プレミアム（第38回ジュニア文化祭）」と銘打って開催しました。

しかし、依然として少子化傾向が続いており、2018年には35年ぶりに岐阜県の人口が200万人を下回るなど、本格的な人口減少社会に突入しています。少子化は1970代前半からの大きな流れの中で、静かにかつ着実に進んできている問題であり、

即効性のある特効薬はなく、一朝一夕に解決できる問題ではありません。

少子化の進行とそれに伴う人口減少は、労働者や消費者の減少による経済の縮小、社会保障制度における現役世代の負担増加、さらには地域社会の衰退など、全ての県民の将来に大きな影響を及ぼす深刻な問題です。特に、こどもたちは次世代を担う最も大切な存在であり、健やかに成長し、未来を築くための環境を整えることが急務です。

加えて、児童虐待の相談対応件数、不登校、いじめ、こどもの自殺の増加やこどもの貧困、ヤングケアラーなど、こどもを取り巻く状況は深刻化しています。また、仕事と子育ての両立の難しさ、地域のつながりの希薄化に伴い、子育ての悩みや不安を相談できる相手が身近にいないこと、介護を同時に行うダブルケアの難しさなど、一人ひとりの不安が出生率の低下の要因とも考えられ、こどもを取り巻く社会環境には多くの課題があります。

このような中、国においては、2023年4月に「こども家庭庁」を設置するとともに、「こども基本法」が施行されました。こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約（以下「こどもの権利条約」という。）の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。また、同年12月に、こども政策の基本的な方針等を定めた「こども大綱」及び次元の異なる少子化対策を具体化した「こども未来戦略」が閣議決定され、「こどもまんなか社会」の実現に向けて動き出しています。

岐阜県としても、このような変化に対応し、県全体で危機感を持って、一人ひとりがこどものためにできることを行動に移していくことが大切です。また、全てのこどもが自立した個人として健やかに成長し、心身の状況や置かれている環境にかかわらず、その権利が守られ、身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活できる社会を目指すことは、将来の社会の安定と発展のためにも必要です。

そこで、こどもを取り巻く様々な課題に適切に対応し、こどもの視点を大切にし、その最善の利益を第一に考え、全てのこどもが権利の主体として尊重され、夢や希望を持ちながら、健やかに成長し、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会を「ぎふっこまんなか社会」と定義し、この社会の実現を目指して「岐阜県こども計画」を新たに策定します。

こどもは未来の宝であり、社会の宝です。岐阜県の将来を担うこどもたちが、健やかに生まれ、心豊かに成長することは県民全ての願いです。この願いを実現するために、岐阜県こども計画を策定し、全てのこどもが幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指します。

2 計画の位置付け

こども施策を総合的に推進することを目的に「こども基本法」第10条に基づき策定する計画であって、以下の法令に基づく計画の位置付けを併せ持つ計画です。

- ・安心して子どもを生み育てることができる岐阜県づくり条例に基づく計画
- ・子ども・子育て支援法に基づく「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく「都道府県行動計画」
- ・こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「都道府県こどもの貧困対策計画」
- ・子ども・若者育成支援推進法に基づく「都道府県子ども・若者計画」
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「都道府県ひとり親家庭等自立促進計画」
- ・国の社会的養育推進計画の策定要領に基づく「都道府県社会的養育推進計画」

また、本計画と関連の深い他の計画等（以下「関連計画等」という。）との調和が保たれるように一体的に策定するほか、本計画で定めるべき事項が、関連計画等に記載されている場合には、関連計画等の内容をもって、本計画の一部とみなすこととします。

＜関連計画等＞

- ・岐阜県こどもの貧困対策実行計画
- ・岐阜県青少年健全育成計画
- ・岐阜県ひとり親家庭等自立促進実行計画
- ・岐阜県社会的養育推進行動計画

岐阜県こども計画

※以下の法令上の計画にも位置付け

- ・「安心して子どもを生み育てることができる岐阜県づくり条例」に基づく計画
- ・「子ども・子育て支援法」に基づく「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」
- ・「次世代育成支援対策推進法」に基づく「都道府県行動計画」
- ・「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく「都道府県こどもの貧困対策計画」
- ・「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「都道府県子ども・若者計画」
- ・「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づく「都道府県ひとり親家庭等自立促進計画」
- ・「国の社会的養育推進計画の策定要領」に基づく「都道府県社会的養育推進計画」

一体的に策定する計画等	・ 岐阜県こどもの貧困対策実行計画 ・ 岐阜県青少年健全育成計画 ・ 岐阜県ひとり親家庭等自立促進実行計画 ・ 岐阜県社会的養育推進行動計画
特に関連性が高い計画	・ 岐阜県教育振興基本計画

このほか、県の「『清流の国ぎふ』創生総合戦略」、「岐阜県男女共同参画計画」をはじめとする各種計画との整合性を図った計画です。

3 計画期間

2025 年度から 2029 年度までの 5 年間を計画期間とします。なお、社会情勢の変化等により新たに計画に盛り込むべき事由が生じた場合は、必要に応じて計画を見直します。

4 計画の対象

全てのこども※と子育て中の方、そして、これらを取り巻く県民、事業者、行政等を対象とします。（施策の内容により、対象が異なります。）

※ こども基本法に規定する「心身の発達の過程にある者」をいい、一定の年齢による上限を設けず、状況に応じて必要な方を支えていきます。本計画では 18 歳や 20 歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、法令や固有名詞等で「子供」、「子ども」等と表記されている場合を除き、「こども」と表記します。

こどものライフステージを示す用語については、「乳幼児期」（義務教育年齢に達するまで）、「学童期」（小学生年代）、「思春期」（中学生年代からおおむね 18 歳まで）、「青年期」（おおむね 18 歳以降からおおむね 30 歳未満まで。施策によってはポスト青年期の者も対象とします。）とで分けて示します。

なお、一般的に思春期及び青年期の者として「若者」の語を用いられることがあり、本計画においても分かりやすく示すという観点から、思春期及び青年期を対象とした文脈において「若者」の語を用いる場合があります。

第2章 計画策定の背景

1 「ぎふっこまんなか社会」への課題

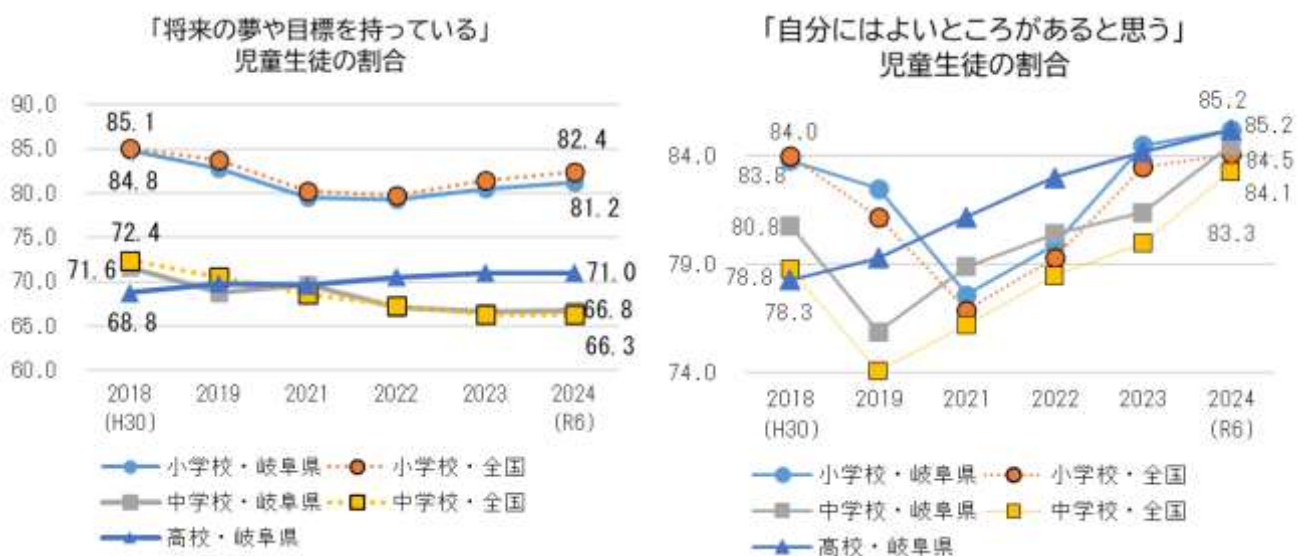
(1) こども

① こどもの意識

「将来の夢や目標をもっていますか」という質問に、小学生の 81.2%、中学生の 66.8%が肯定的な回答をしています。小学生は全国平均値を下回り、中学生は全国平均値を上回っています。高校生では、71.0%が肯定的な回答をしています。

また、「自分にはよいところがあると思いますか」という質問に、小学生の 85.2%、中学生の 84.5%が肯定的な回答をしています。小・中学生ともに全国平均値を上回っています。高校生では、85.2%が肯定的な回答をしています。

【図表 1】 将来や自己肯定感に対する意識（岐阜県）



出典：令和5年度全国学力・学習状況調査（小6・中3対象）（文部科学省）、県教育委員会調査（高2対象）

② こども（子育て中の方などを含む。）等からの意見

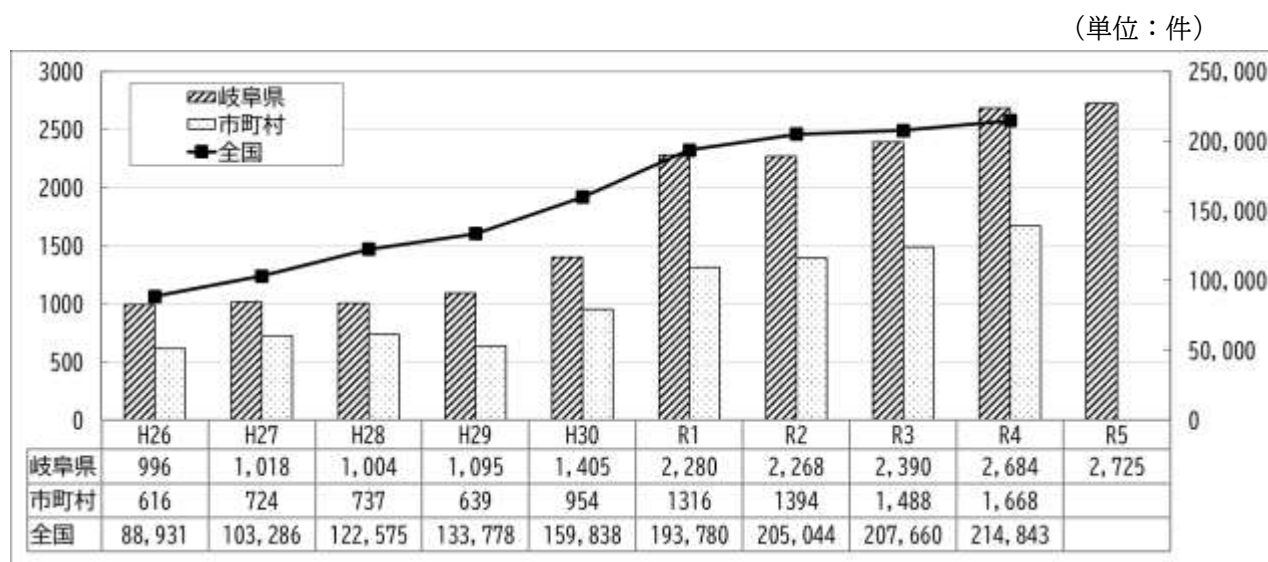
計画の策定に当たっては、県職員が直接学校に伺い、児童・生徒との対話を行い、これを通じて意見聴取を行ったほか、アンケート調査、いつでも気軽に意見を届けられるオンラインフォームの活用などにより、こども、子育て中の方、地域の子育て支援団体、企業、将来の子育て世代となる学生など、広く県民の皆さんから意見をお伺いしました。

多くの県民の皆さんから就労、結婚、出産、子育てなどライフステージに応じて、様々な悩みや要望をいただきました。また、こどもならではの意見も多く寄せられました。

③児童虐待相談対応件数の推移

県子ども相談センターにおける児童虐待相談対応件数は毎年増加しており、令和5年度は2,725件（対前年度比106%）で過去最多の件数となりました。

【図表2】児童虐待に係る相談対応件数



（各年度3月31日時点）

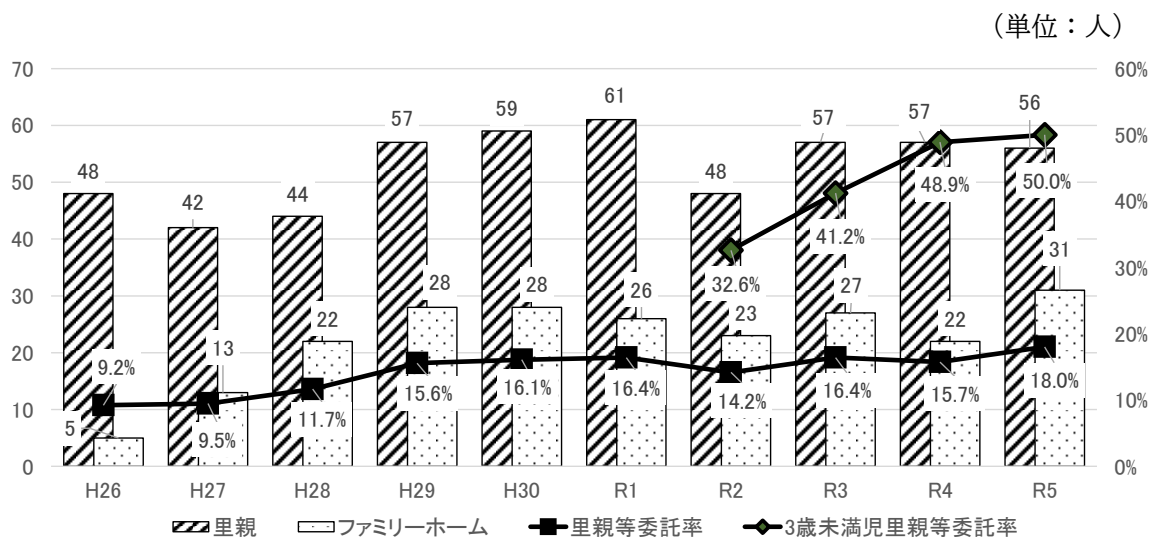
出典：岐阜県「福祉行政報告例」

④社会的養育の状況

2023 年度末時点では、里親へ 56 人、ファミリーホームへ 31 人のこどもが委託されており、合計 87 人が養育されています。

要保護児童における里親等委託率^{*2}は 18.0%と、年々増加傾向にあり、3 歳未満児の里親等委託率は 50.0%となっています。

【図表 3】里親等委託率（岐阜県）



(各年度 3 月 31 日時点)

出典：岐阜県「福祉行政報告例」

※【参考】里親等委託率(全国)：24.3%(R4)

⑤ヤングケアラーの状況

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども、いわゆるヤングケアラーの課題も顕在化しています。

ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出てしまうなど、個人の権利に重大な侵害が生じているにもかかわらず、こども本人や家族に自覚がない場合もあり、顕在化しづらい状況にあります。

【図表 4】ヤングケアラーに関する認識（岐阜県）

項目	中学 2 年生	高校 2 年生
自分が「ヤングケアラーにあてはまる」と回答したこども	1.7%	1.6%
「世話している家族がいる」と回答したこども	5.4%	3.8%

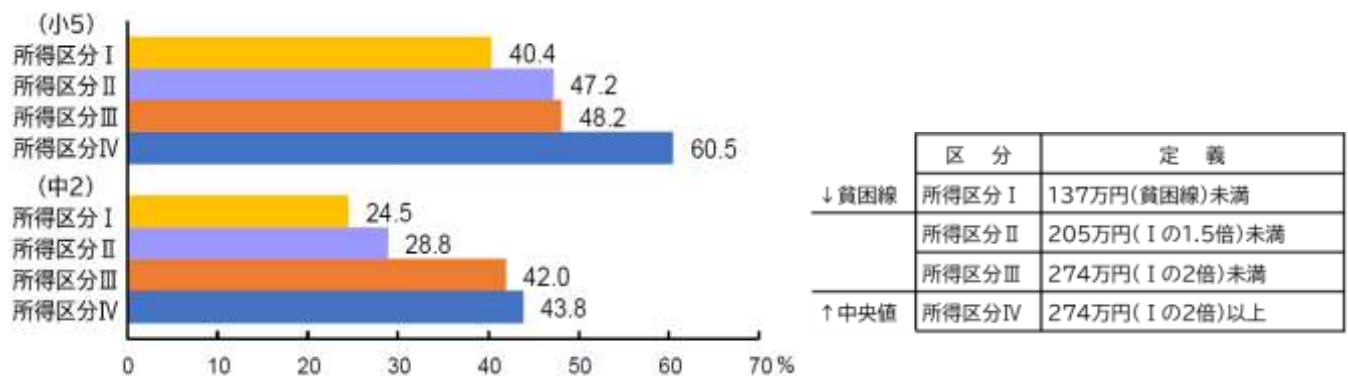
出典：岐阜県「ヤングケアラー実態調査」（2022 年）

⑥こどもの貧困の状況

2023年度の県内のこどもの貧困率*³は6.7%となっています（2018年度の7.2%から0.5ポイント減少）。

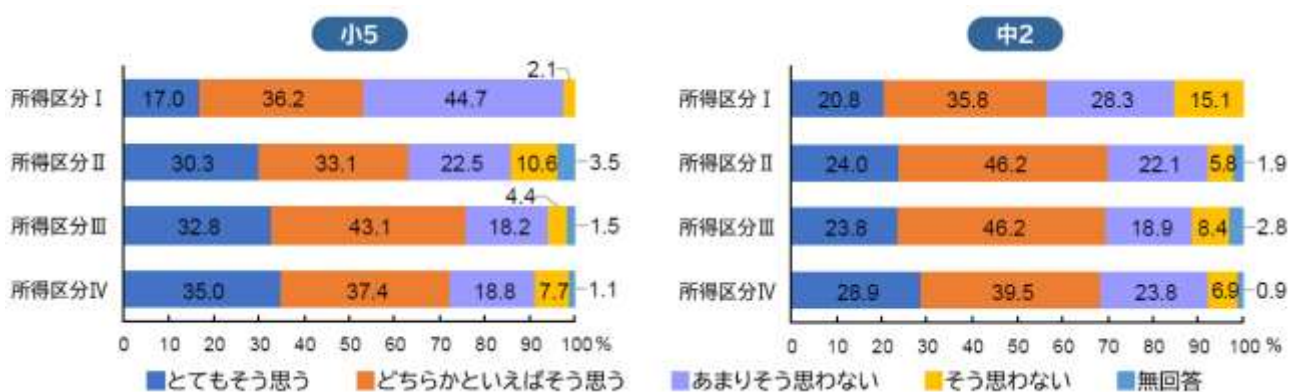
学校の授業が分かる割合（学習理解度）は、保護者の所得が低くなるにつれて、低くなっています。また、現在の気持ち（自分は価値のある人間だと思う）に関する否定的な回答（「あまりそう思わない」、「そう思わない」）の割合は保護者の所得が低くなるにつれて、高くなっており、学習理解度や自己肯定感は貧困家庭で低くなる傾向があり、家庭の所得による格差がみられます。

【図表5】所得階層別の学習理解度（岐阜県）



出典：岐阜県「子ども調査」（2023年）

【図表6】所得階層別の自己肯定度（岐阜県）



出典：岐阜県「子ども調査」（2023年）

⑦いじめの状況

県内の学校におけるいじめの認知件数は、2023年度は小学校4,302件、中学校1,519件、高等学校982件、特別支援学校50件となっており、1,000人当たりの認知件数は33.3件で、2022年度（33.2件）より増加しました。

⑧不登校の状況

県内の学校の不登校児童生徒数は、2023年度は小学校2,214人、中学校3,527人、高等学校1,014人で、全校種において過去最高となっています。

【図表7】いじめ・不登校件数（岐阜県）

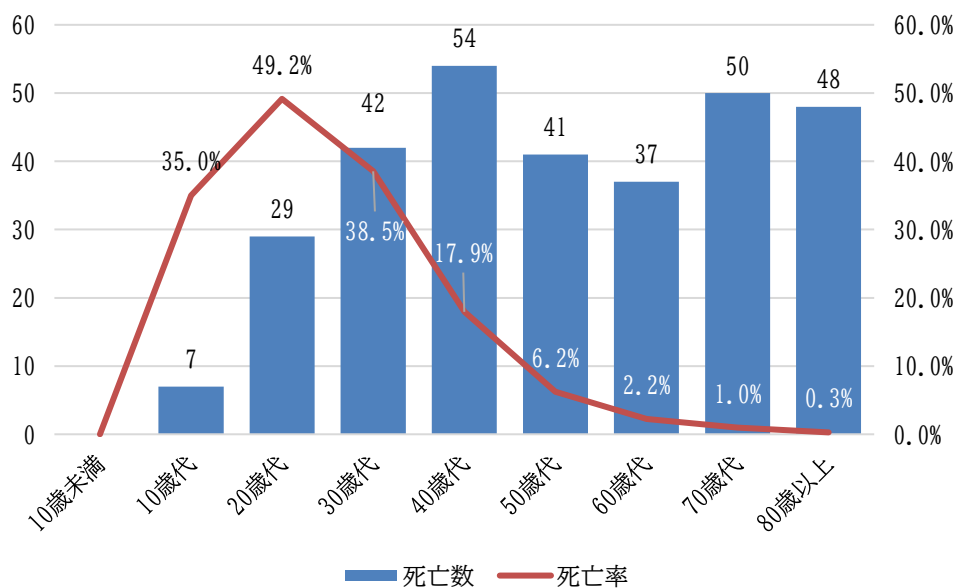


出典：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（2024年）

⑨自殺の状況

若年層の死因に占める自殺の割合は高く、2022年の10歳代、20歳代、30歳代において死因の3割を超えています。

【図表8】年齢別の自殺者数と死因に占める割合（岐阜県）



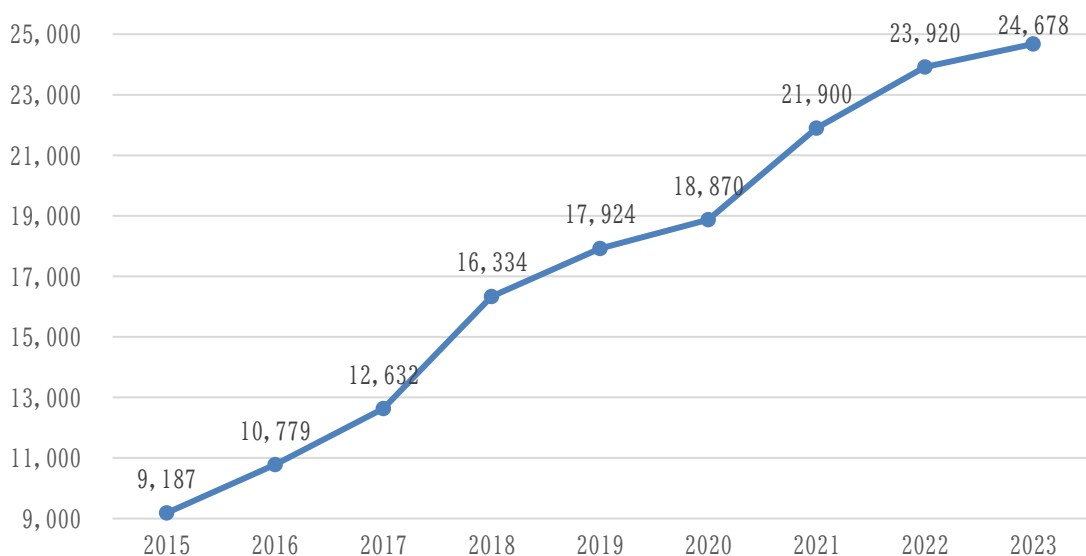
出典：「岐阜県衛生年報」（2023）をもとに作成

⑩ ネットいじめ・青少年の犯罪被害の状況

いわゆる「ネットいじめ」の件数は、増加が続き、2023年度は全国で2万4,678件と過去最多となっています。

県内においても「インターネットや携帯電話のメールやチャット、SNSなどで、被害を受けたり、嫌な思いをしたりしたことがある」こどもが、小学6年生5.6%、中学3年生6.2%、高校3年生5.6%となっています（岐阜県「情報モラル調査」（2024年））。

【図表9】 いじめの態様のうちパソコンや携帯電話等を使ったいじめの推移（全国）



出典：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（2023年）

スマートフォンが青少年にも急速に普及し、青少年の犯罪被害の低年齢化や日常生活でのトラブルに巻き込まれる危険性が増加しています。SNS等に起因する犯罪被害に遭ったこどもの数は、依然として高い水準で推移しています。また、インターネット上には、こどもの健やかな成長を著しく阻害する有害情報も氾濫し、こどもの興味を引く多様なサービスが次々と登場し、一部ではそれらが悪用されて犯罪被害につながる場合もあるなど重大な問題も起きています。

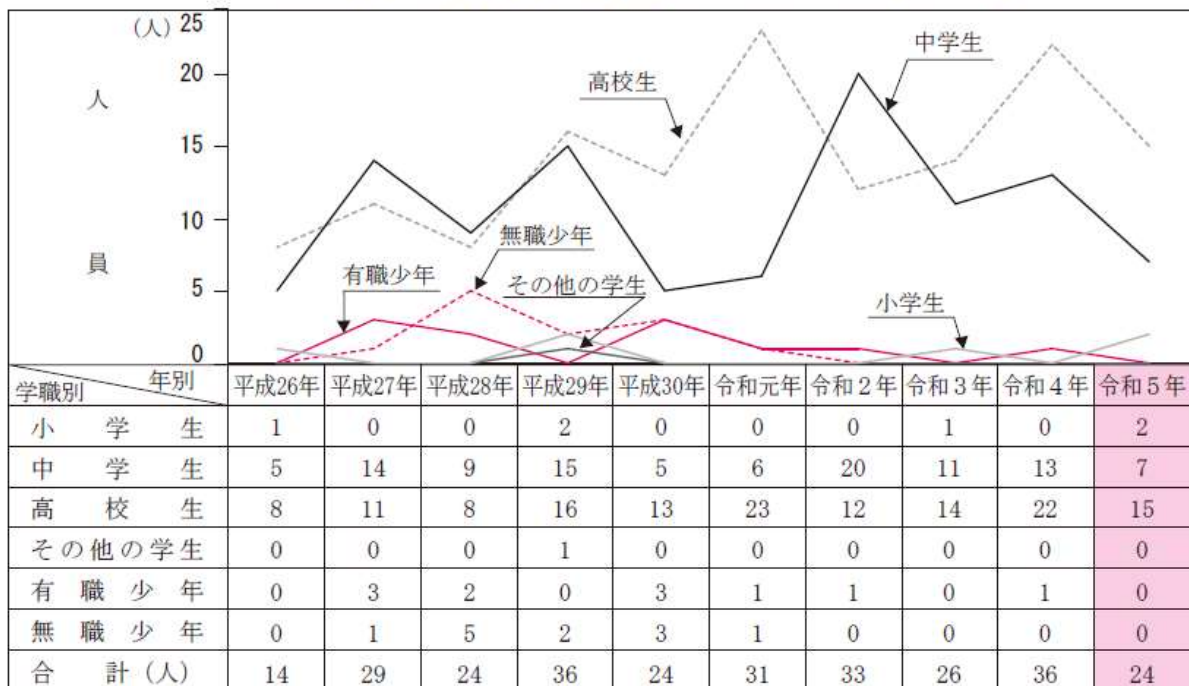
また、2023年の県内における不同意わいせつの認知件数は43件となっており、被害者の年齢の内訳が20歳未満21件、20歳代14件となっています。

【図表 10】 SNS等に起因する犯罪被害の状況（岐阜県）

SNS等に起因する「少年の福祉を害する犯罪」検挙の年別推移



SNS等に起因する「少年の福祉を害する犯罪」の被害少年の学職別推移



出典：岐阜県警察「少年非行の概況」（2023年）

【図表 10-②】 不同意わいせつの認知件数の状況（岐阜県）

区分	2022 年	2023 年
不同意わいせつの認知件数	31 件	43 件
うち 20 歳未満	19 件	21 件
うち 20 歳代	5 件	14 件

出典：岐阜県警察「岐阜県の犯罪発生状況」（2023年）をもとに作成

⑪若年無業者・ひきこもりの状況

2022年の「若年無業者」（いわゆる『ニート』）は7,200人で、若年者（15～34歳）に占める割合は2.0%となり、全国（2.5%）を0.5ポイント下回っていますが、2017年と比較して、0.2ポイント増加しています。

また、県内のひきこもり者は2万人以上と推計され、うち若者（15～39歳）が約9千人と推計されています（内閣府「こども・若者の意識と生活に関する調査（2022年）」に基づく岐阜県推計値）。

【図表 11】若年無業者数の推移（岐阜県）

区分	2017年	2022年
実数	6,900人	7,200人
割合	1.8%	2.0%

出典：総務省「就業構造基本調査」

⑫非正規雇用の割合

雇用者（役員を除く）を男女・年齢階級別にみると、男性は25歳から29歳までの階級で14.9%、30歳から39歳までの各年齢階級で9%程度の方が「パート」などの「非正規の職員・従業員」の割合を占めています。

女性における「非正規の職員・従業員」の割合は、25歳から29歳までの階級で28.5%、30歳から34歳までの階級で44.7%、35歳から39歳までの階級で54.9%となっており、男性よりも高くなっています。

【図表 12】雇用形態別雇用者（役員を除く）に占める非正規の職員・従業員の割合（岐阜県）

区分	2017年	2022年
男性全体	21.1%	21.6%
うち 25～29 歳	13.7%	14.9%
うち 30～34 歳	9.8%	9.0%
うち 35～39 歳	7.7%	9.1%
女性全体	58.3%	57.1%
うち 25～29 歳	26.5%	28.5%
うち 30～34 歳	53.4%	44.7%
うち 35～39 歳	54.5%	54.9%

出典：総務省「就業構造基本調査」

⑬婚姻と経済的状況・生活基盤

2020年における30歳から34歳までの女性の就業者に占める派遣社員、パート・アルバイト等の割合をみると、未婚者の28.2%に対して有配偶者は46.1%と、有配偶者において不安定な就労の割合が高くなっています。また、30歳から39歳までの女性における所得が200万円未満の割合は、未婚者の43.3%に対して有配偶者は73.9%と高くなっています。

一方で、2020年における30歳から34歳までの男性の就業者に占める派遣社員、パート・アルバイト等の割合をみると、有配偶者の3.6%に対して未婚者は13.5%と高くなっています。また、30歳から39歳までの男性における所得が200万円未満の割合は、有配偶者が4.3%に対して未婚者は23.2%となっており、男性の場合、未婚者において不安定就労の割合が高く、所得が低いという状況にあります。

【図表 13】 就業者に占める派遣社員、パート・アルバイト等の割合（岐阜県）

〔30～34歳女性〕

区分	2015 年	2020 年
未婚者	29.7%	28.2%
有配偶者	51.0%	46.1%

〔30～34歳男性〕

区分	2015 年	2020 年
未婚者	15.3%	13.5%
有配偶者	3.6%	3.6%

出典：内閣府「地域少子化・働き方指標（第5版）R5.3」

（注）総務省「就業構造基本調査（H29）」より内閣府作成（無業者と有業者を含めて算出した値で、有業者のうち所得が把握できていない者は按分して含めている。なお、有配偶は総数から未婚を除いて算出。）

【図表 14】 所得が200万円未満の割合（岐阜県）

〔30～39歳〕

区分	女性	男性
未婚者	43.3%	23.2%
有配偶者	73.9%	4.3%

出典：内閣府「地域少子化・働き方指標（第5版）R5.3」

（注）総務省「就業構造基本調査（H29）」より内閣府作成（無業者と有業者を含めて算出した値で、有業者のうち所得が把握できていない者は按分して含めている。なお、有配偶は総数から未婚を除いて算出。）

(2)子育て中の方

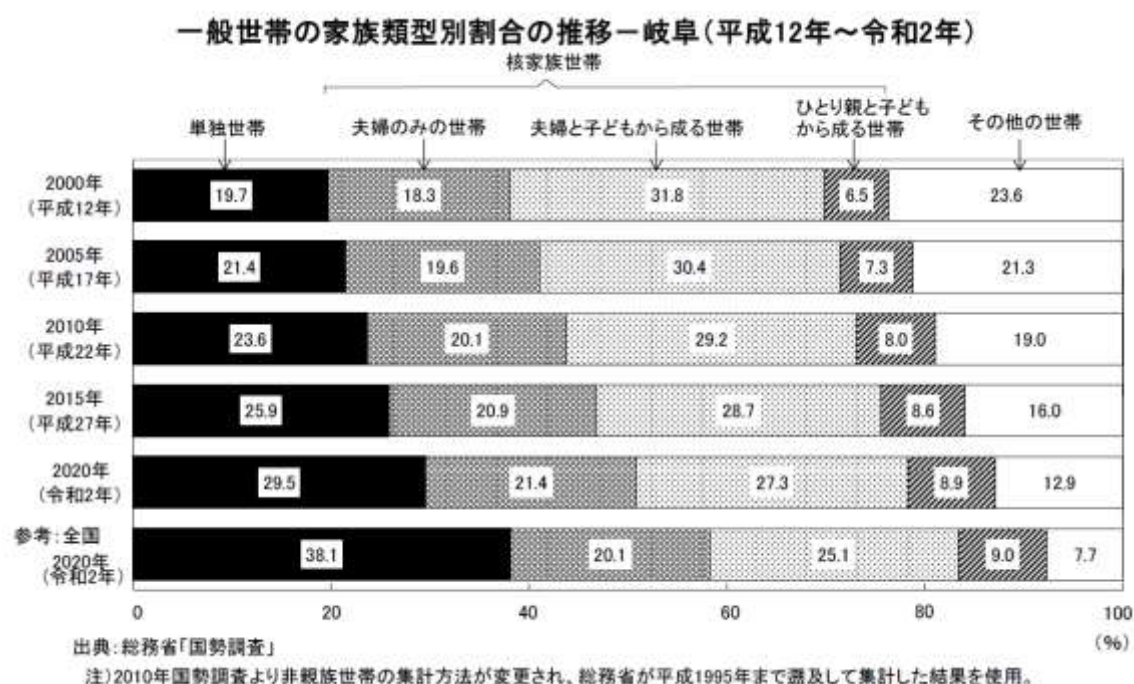
①子育て家庭の置かれる状況

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化など、家庭をめぐる環境が変化しており、家族や近隣の人から、子育てへの支援、協力を得ることが難しい状況にあります。

ア 親族世帯数に占める核家族世帯数の比率の推移

単独世帯を含まない親族世帯の中で見ると、核家族世帯（夫婦のみ世帯、夫婦と子どもから成る世帯）の占める割合が増加しています。

【図表 15】核家族世帯の占める割合（岐阜県）



区分	核家族世帯 (A)	単独世帯以外の割合 (B)	A/B
2000 年	56.6%	80.2%	70.6%
2020 年	57.6%	70.5%	81.7%

出典：総務省「国勢調査」をもとに作成

イ 子育て家庭における親族や近隣の人との付き合い状況

地域の中でのこどもを通じたご近所付き合いについて、「あいさつをする程度の人がいる」方は半数程度となっていますが、「こどもを預けられる人がある」方は4分の1程度にとどまっており、7割以上の方は困ったときに近所にこどもを預けられる人がいないという状況にあります。

また、「こどもをしかったり、注意してくれたりする人がある」と答えた方の割合も2割以下となっており、核家族化が進む中で地域のつながりが希薄化し、子育てが孤立化していることがうかがえます。

【図表 16】地域の中でのこどもを通じたご近所付き合い（岐阜県）

<いくつでも選択> (％)

項目		総数 (n = 816)	男性 (n = 273)	女性 (n = 528)
1	子どもを預けられる人がある	24.9	26.4	24.2
2	子どもをしかったり、注意してくれたりする人がある	17.4	13.9	19.1
3	子どもを連れて家を行き来できる人がある	34.1	28.9	36.7
4	子ども同士を遊ばせながら、立ち話をする程度の人がある	45.2	33.0	51.7
5	子どもを連れて、一緒に遊びや旅行に出かける人がある	20.2	15.4	22.5
6	子育ての悩みを相談できる人がある	31.7	19.4	38.3
7	保育所や幼稚園の送り迎え、近所での買い物などの際に、あいさつをする程度の人がある	55.4	49.5	58.3
8	子どもを通して関わっている人はいない	15.7	16.8	15.0
	無回答	1.8	3.7	0.8

出典：岐阜県「少子化に関する県民意識調査（2023）」

【図表 17】近居している親族・こどもを通じたご近所付き合い（岐阜県）

項目	H30	R5	増減
近居している親族（※）はいない	20.3%	27.3%	+7.0
こどもを通して関わっている近所の人はいない	8.9%	15.7%	+6.8

※おおむね、車で5～10分程度、又は徒歩で30分程度の距離にいる親族

出典：岐阜県「少子化に関する県民意識調査（2023）」

②仕事と家庭の両立

ア 出産に伴う働き方の変化

25歳から39歳までの育児中の女性の有業率をみると、2017年調査の62.6%から2022年調査では71.5%へと上昇しているものの、女性全体の有業率(80.1%)と比較して8.6ポイント低くなっています。

【図表 18】 育児中の女性の有業率と女性全体の有業率の差（岐阜県）

〔25～39歳女性〕

区分	2017年	2022年
育児中の女性の有業率	62.6%	71.5%
女性全体の有業率	73.9%	80.1%
差	△11.3%	△8.6%

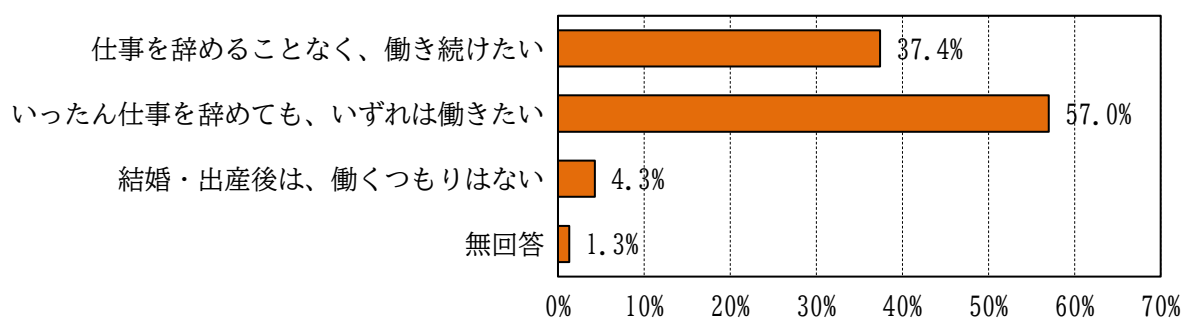
出典：総務省「就業構造基本調査」

(注) 育児中とは、小学校入学前の未就学児の世話や見守りなどをふだん少しでも行っている状況がいい、孫やおい、めい、弟妹の世話などは含まない

結婚・出産後の就労継続の意思について女性に尋ねると、結婚・出産後も「仕事を辞めることなく、働きたい」、「いったん仕事を辞めても、いずれは働きたい」と答えた女性は、9割を超えています。

第1子を出産した後の働き方の変化について尋ねると、「仕事を辞めた」(33.5%)、「労働時間を減らした」(30.5%)、「正社員からパート・アルバイトに変えた」(19.5%)と回答した女性が多く、男性と比べて出産に伴って働き方を変えるケースが多くなっています。

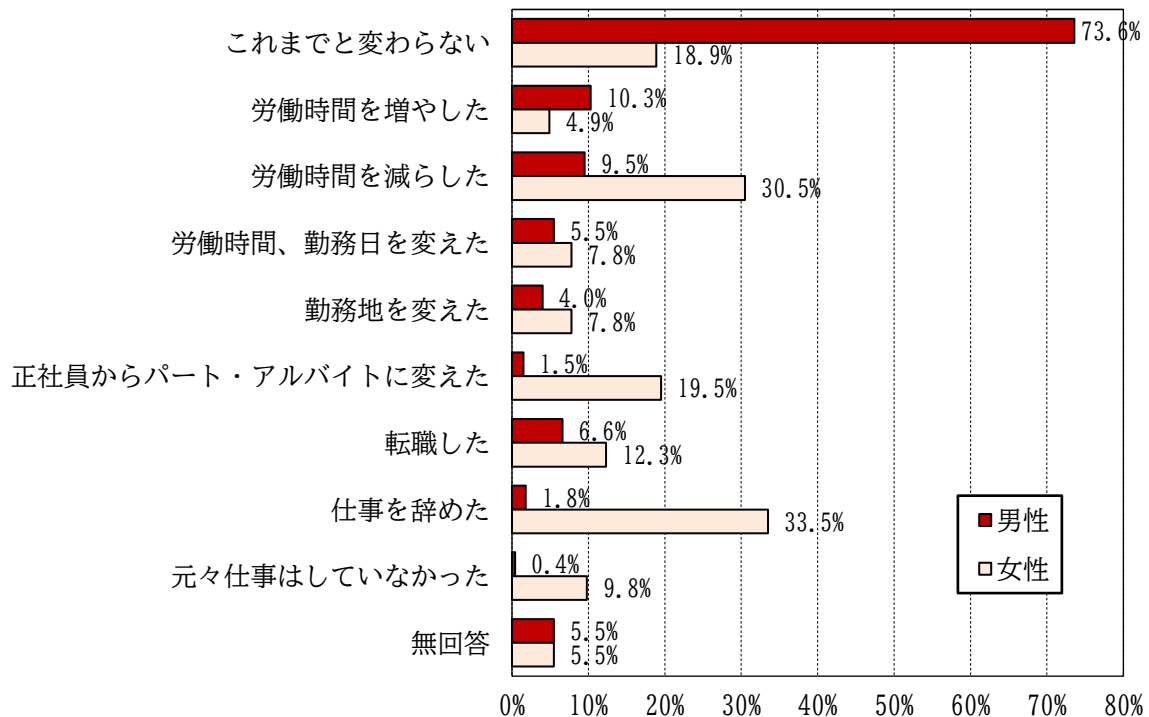
【図表 19】 結婚、出産後の就労継続の意思（岐阜県・女性）



女性：N=835

出典：岐阜県「少子化に関する県民意識調査（2023）」

【図表 20】第1子出産後の働き方の変化（岐阜県）



男性：N=273 女性：N=528

出典：岐阜県「少子化に関する県民意識調査（2023）」

イ 家事・育児時間

6歳未満の子のいる夫婦の1日あたりの家事・育児関連時間をみると、2021年調査では妻の430分に対して夫は106分と、依然として妻と比べて極めて短くなっています。また、夫婦共働き世帯についてみた場合においても、主に妻が家事・育児を担っています。

夫は外で働き妻は家庭を守るべき、家事・育児は女性という意識は減少傾向にありますが、いまだに根強く残っており、男性が家事や育児に十分に関わっていないことが、女性の就業継続を困難にしている一因であると考えられます。

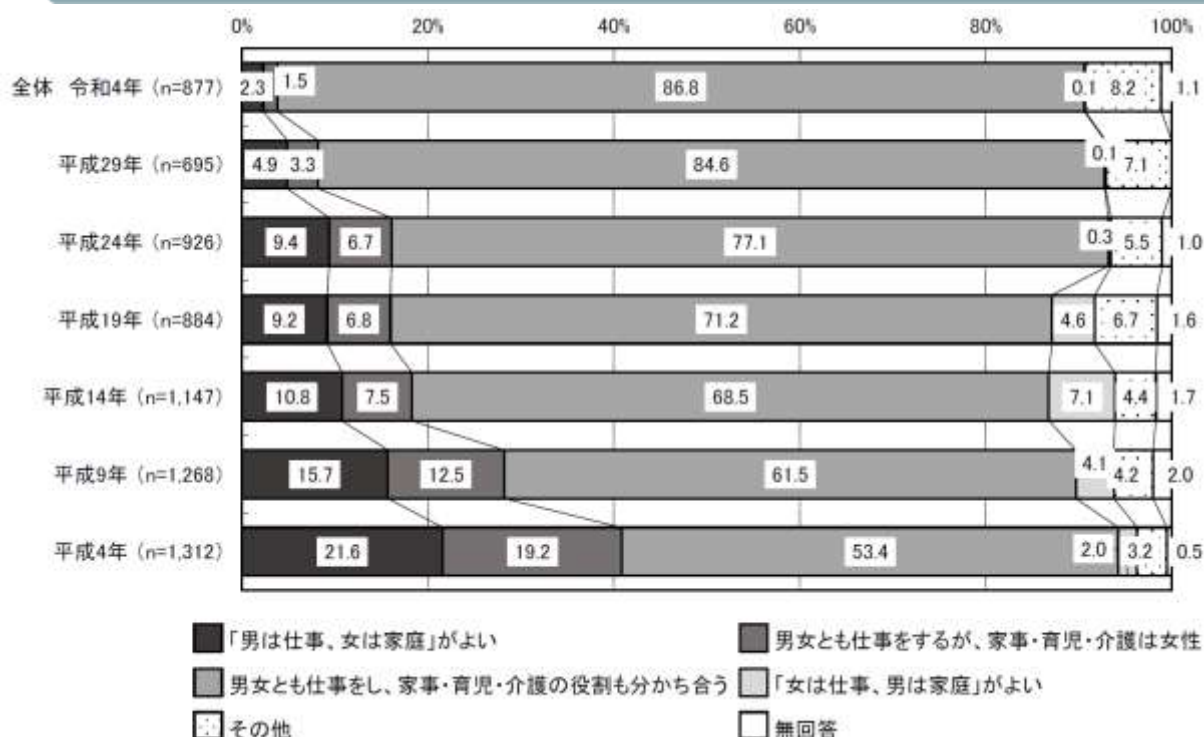
【図表 21】6歳未満の子のいる夫婦の家事・育児関連時間（岐阜県）

区分	2016 年	2021 年
6歳未満の子のいる世帯の夫	68 分／日	106 分／日
うち共働き世帯の夫	80 分／日	109 分／日
6歳未満の子のいる世帯の妻	440 分／日	430 分／日
うち共働き世帯の妻	314 分／日	390 分／日

出典：総務省「社会生活基本調査」

(注) 「夫婦と子どもの世帯」の1日あたりの家事、育児、介護・看護、買い物の合計時間（週全体平均）

【図表 22】性別によって男女の役割を決める考え方について（岐阜県）



出典：岐阜県「男女共同参画に関する県民意識調査」

（注）割合については四捨五入して表記したため合計が100にならないことがある。

ウ 育児休業取得率

男性の育児休業取得率は、2015年には1.9%でしたが、2024年には43.7%へと大きく上昇しています。

しかしながら、2024年の女性の取得率98.0%と比較すると、いまだに低い水準にとどまっています。

【図表 23】育児休業の取得率（岐阜県）



出典：岐阜県「育児休業等実態調査」

週60時間以上の長時間労働をしている就業者の割合は減少傾向にあるものの、女性と比べて男性の割合が顕著に高く、2022年調査において、30歳代後半の男性の11.6%は週60時間以上就業しているという状況にあります。

また、職場が子育てをする人にとって働きにくい原因について、最も多く挙げられたのは「日常的に労働時間が長い」(49.5%)で、次いで「有給休暇が取りづらい雰囲気がある」(41.3%)、「ひとりひとりの業務量が多い」(36.6%)の順となっています。

【図表 24】週労働時間 60 時間以上の就業者の割合（岐阜県）

〔男性〕

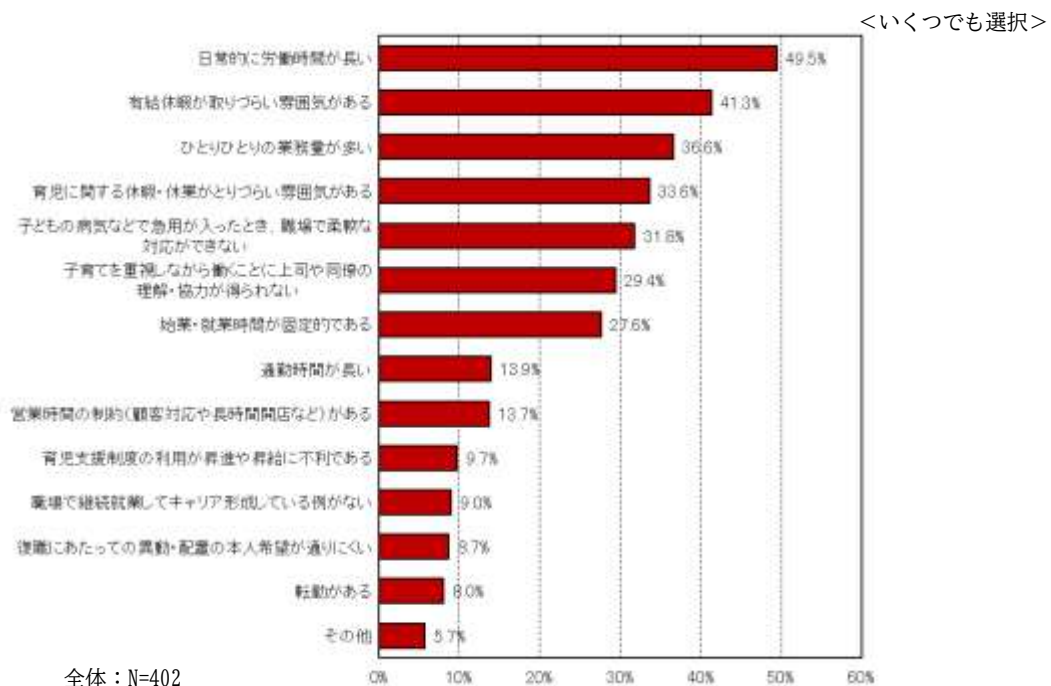
年齢区分	2007年	2012年	2017年	2022年
35～39歳	21.2%	18.7%	13.9%	11.6%
30～34歳	22.1%	15.4%	12.1%	8.0%
25～29歳	22.6%	17.2%	12.6%	8.3%

〔女性〕

年齢区分	2007年	2012年	2017年	2022年
35～39歳	5.6%	4.9%	2.4%	3.6%
30～34歳	5.3%	5.3%	3.8%	6.3%
25～29歳	9.2%	5.8%	3.7%	4.6%

出典：総務省「就業構造基本調査」
(注) 年 200 日以上就業者について集計

【図表 25】職場が子育てをする人にとって働きにくい原因（岐阜県）

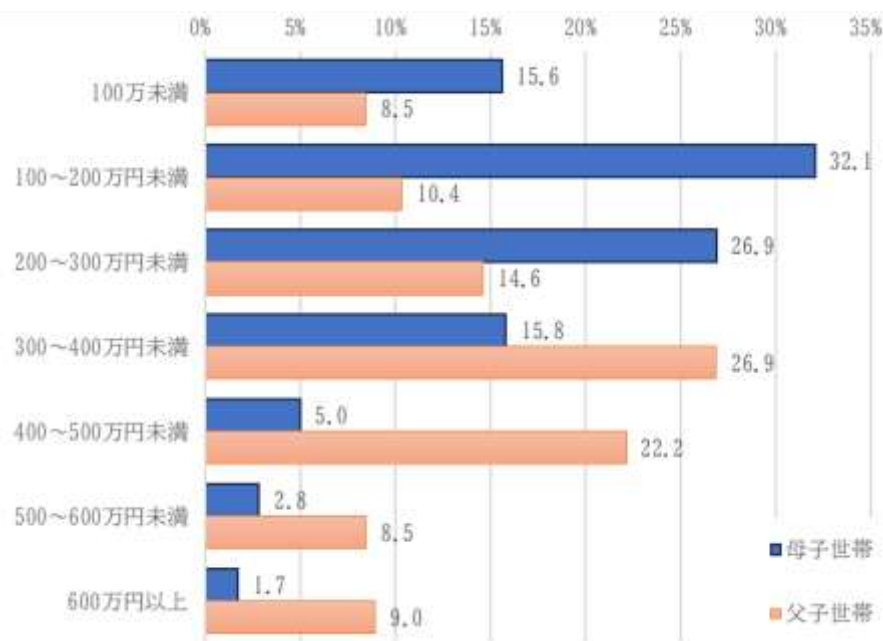


出典：岐阜県「少子化に関する県民意識調査（2023）」

③ひとり親家庭

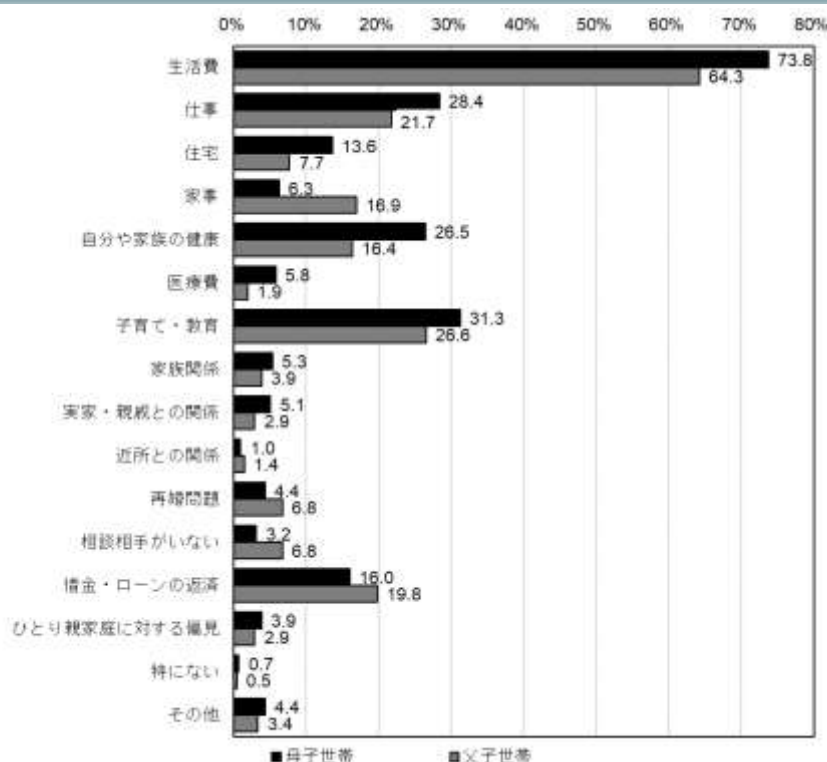
ひとり親世帯は、2018年の19,049世帯から2023年には15,471世帯に減少したものの、生活費、子育て・教育、仕事などの悩みを抱えており、特に母子世帯の年間就労収入は、47.7%が200万円未満、74.6%が300万円未満となっています。

【図表 26】ひとり親世帯の年間就労収入（岐阜県）



出典：岐阜県ひとり親家庭実態調査（2023）

【図表 27】ひとり親世帯の困っていること（岐阜県）



出典：岐阜県ひとり親家庭実態調査（2023）

2 こどもを取り巻く現状

(1) 出生数、合計特殊出生率の推移

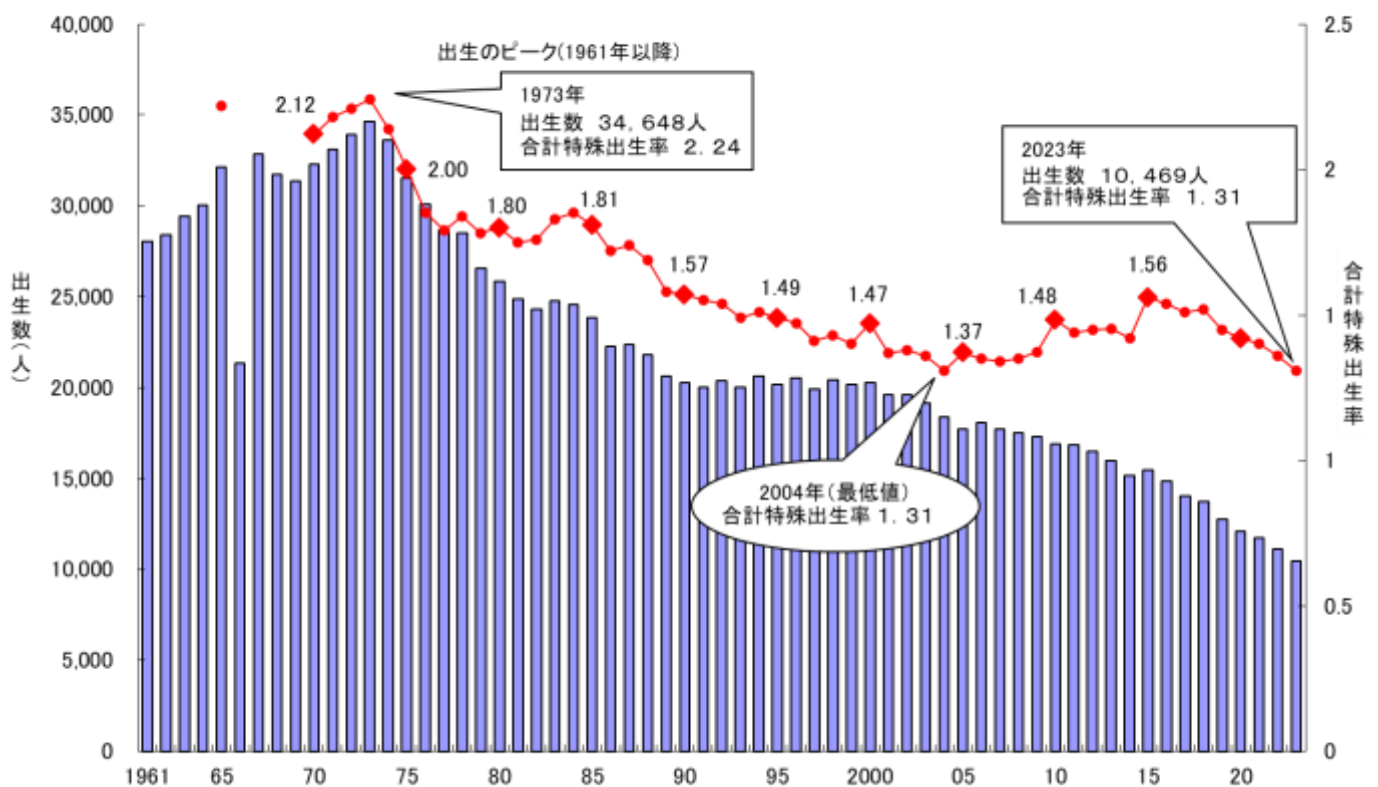
引き続く少子化傾向

岐阜県の出生数は、1973年の34,648人をピークとして減少傾向をたどり、1989年から2000年頃までは一旦2万人前後で推移した後、再び減少傾向が続いています。2023年の出生数は10,469人となり、1973年のピーク時と比べると3割程度に減少しています。

合計特殊出生率^{*4}も出生数と同じく1973年以降低下傾向をたどり、1975年には2.00と人口置換水準^{*5}を割り込みました。その後も長期にわたり低下傾向が続き、2004年には過去最低となる1.31まで落ち込みました。近年は微増傾向が続いていたものの、2023年は過去最低値に並ぶ1.31となっています。

また、母親となる女性の人口が減少しているため、出生数は減少が続いています。

【図表 28】 出生数及び合計特殊出生率の推移（岐阜県）



出典：厚生労働省「人口動態統計」

(2)人口

総人口は200万人を割り込む

2005年の国勢調査において、1920年の国勢調査開始から一貫して増加してきた岐阜県の総人口が、初めて減少に転じました。その後も減少傾向が続き、2024年の岐阜県人口動態統計調査による総人口は、1,913,076人となっています。

【図表 29】総人口（岐阜県）

調査年	総人口（岐阜県）
2000年	2,107,700人
2005年	2,107,226人
2010年	2,080,773人
2015年	2,031,903人
2020年	1,978,742人
2024年	1,913,076人

出典：総務省「国勢調査」※2024年は岐阜県「岐阜県人口動態統計調査」、各年10月1日現在の人口

(3)将来の岐阜県の人口の見通し

30年間で約60万人の減少

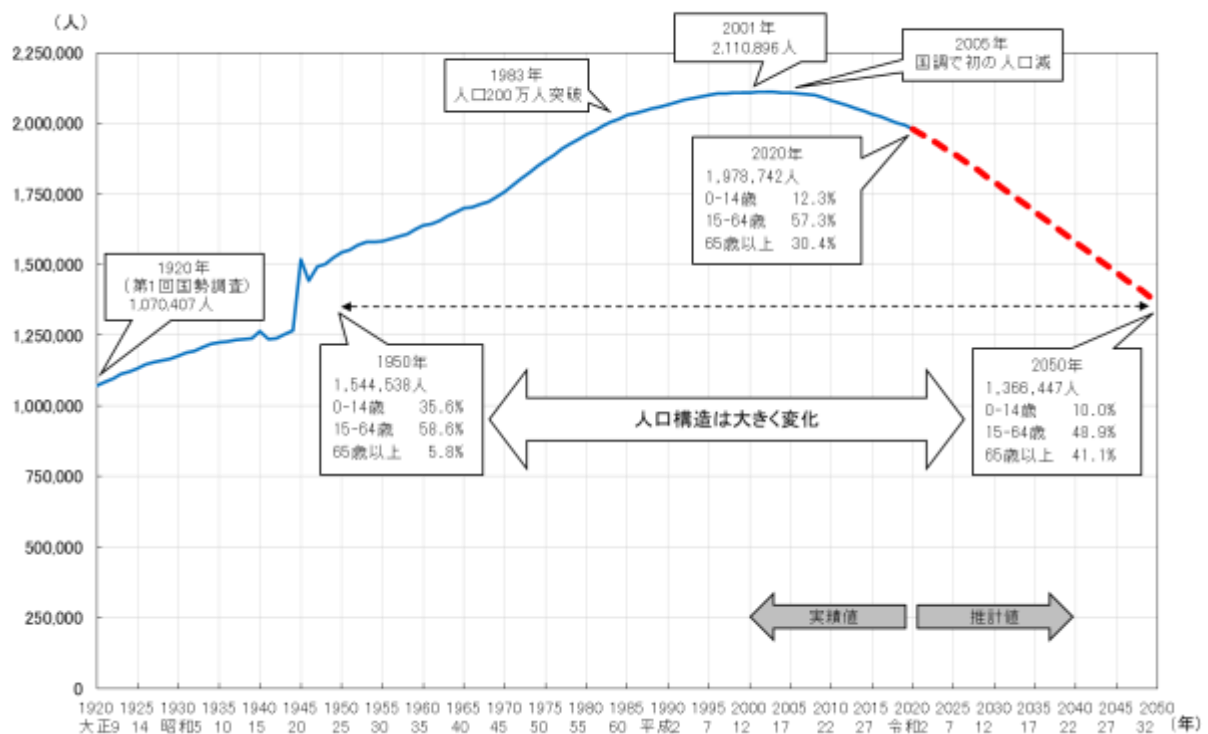
岐阜県の2050年時点の将来人口について、岐阜県政策研究会人口動向研究部会の推計結果をみると、総人口は約136万人となり、2020年の人口の3割に相当する約60万人が減少するという結果が出ています。（出生率のトレンドや、直近の転出超過等の状況がこのまま続くとして推計）

2050年時点の人口を過去の人口規模と比較すると、1950年頃の規模に相当しますが、その人口構造は大きく変化し、総人口に占める65歳以上人口の割合は約6%から約41%へと大きく上昇する一方、15歳未満人口は約36%から約10%に低下しています。

親となる世代（15～49歳）の女性の将来推計をみると、今後も減少が続く見通しであり、出生数も減少していくと予想されています。

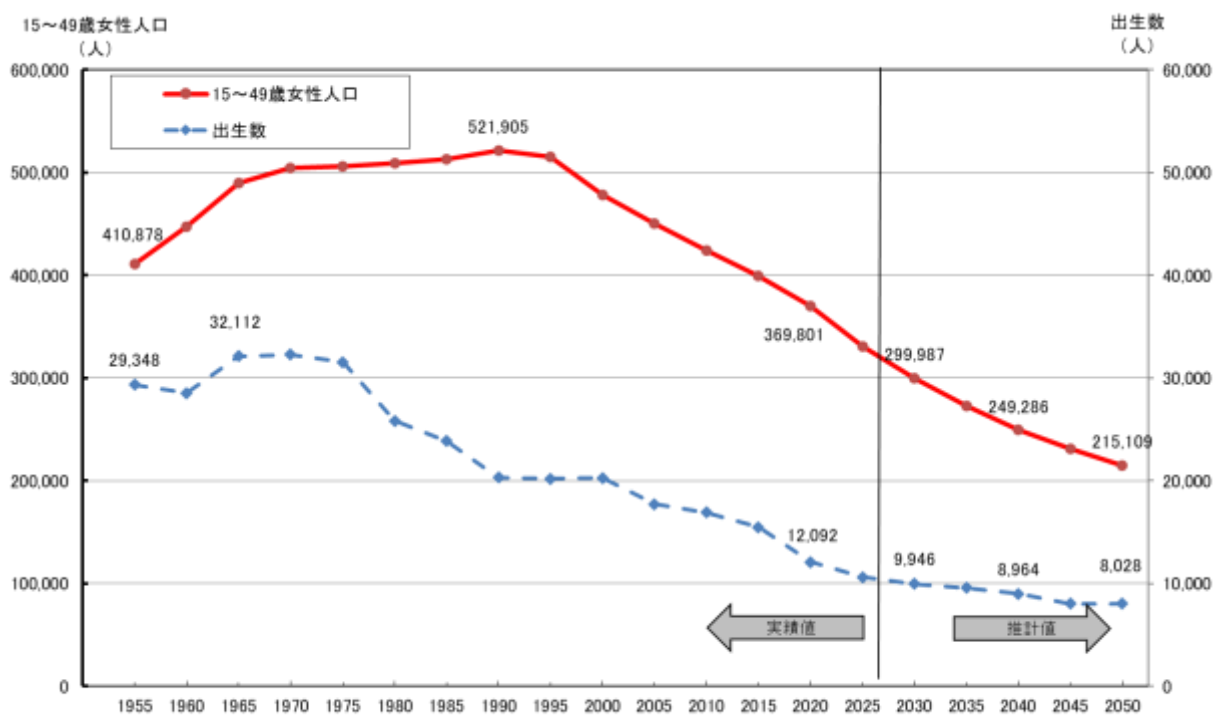
このように少子・高齢化がさらに進展し、将来の人口の年齢構造は大きく変貌して、こどもの割合が低く、高齢層の割合が高い「超少子高齢社会」が迫っています。

【図表 30】人口の推移と将来推計（岐阜県）



出典：実績値は総務省「国勢調査」、推計値は岐阜県政策研究会人口動向研究部会による

【図表 31】女性人口（15～49歳）・出生数の推移と将来推計（岐阜県）



出典：実績値は総務省「国勢調査」、出生数は厚生労働省「人口動態統計」
推計値は岐阜県政策研究会人口動向研究部会による

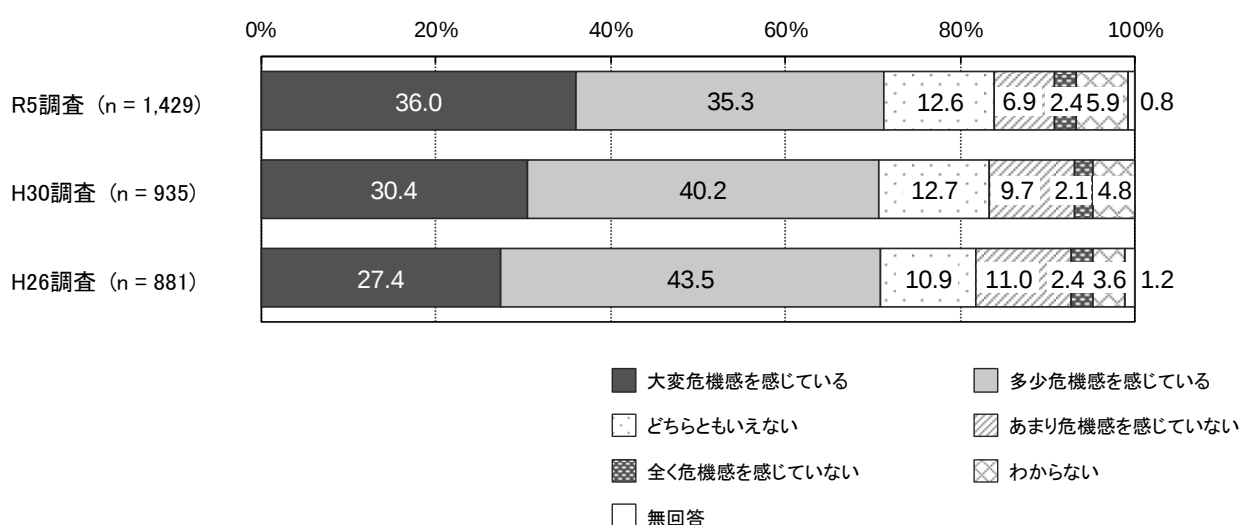
(4)県民の意識

①少子化に関する県民の危機意識

出生率の低下によりこどもの数が減り、それに伴い、将来母親となる女性の数も減ることから、出生率が大幅に回復し、出生数が増加しない限りは人口の維持が困難となります。

少子化に対する県民の危機意識は一定程度高く、現在の低い出生率が続くことについて、「大変危機感を感じている」(36.0%) 県民の割合が前回調査と比較すると5.6ポイント増加し、「多少危機感を感じている」(35.3%) を合わせると、約7割の県民が危機感を持っています。

【図表 32】 少子化に関する県民の危機意識（岐阜県）



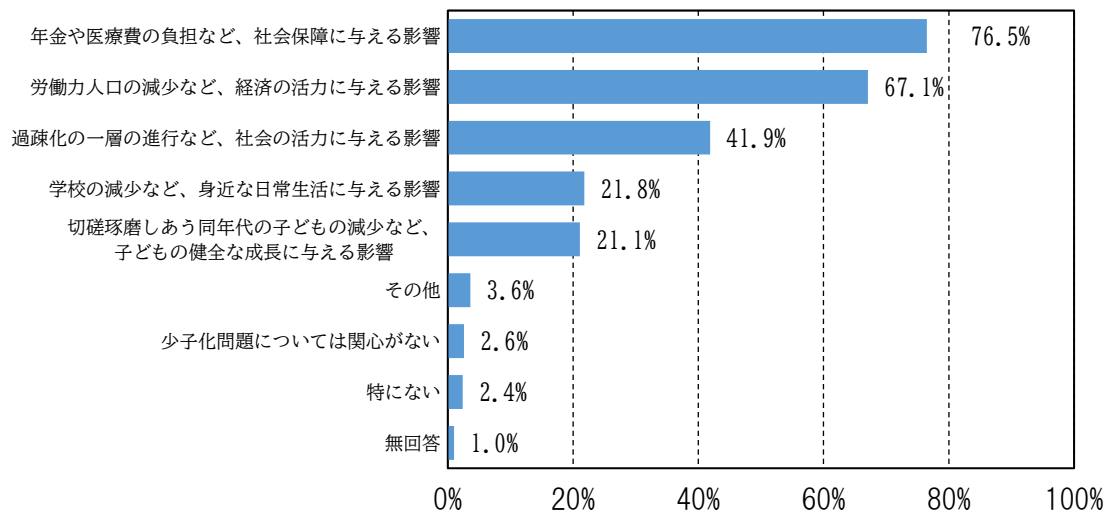
出典：岐阜県「少子化に関する県民意識調査」

②県民が憂慮する少子化の影響

少子化による人口減少により、働く人が減って経済が縮小し、年金や医療などの社会保障制度を支えていくことが難しくなるほか、学校の減少、同年代の減少等によるこどもの健全な成長への影響や過疎化がさらに進むことにより、地域社会が衰退することが心配されています。

少子化が与える影響で特に課題とされることは、「年金や医療費の負担など、社会保障に与える影響」が76.5%と最も多く、次いで「労働力人口の減少など、経済活力に与える影響」が67.1%、「過疎化の一層の進行など、社会の活力に与える影響」が41.9%と、社会・経済の活力への影響を懸念する声が強くなっています。

【図表 33】 少子化が影響を及ぼす課題（岐阜県）



出典：岐阜県「少子化に関する県民意識調査」（2023）

3 こどもの減少要因

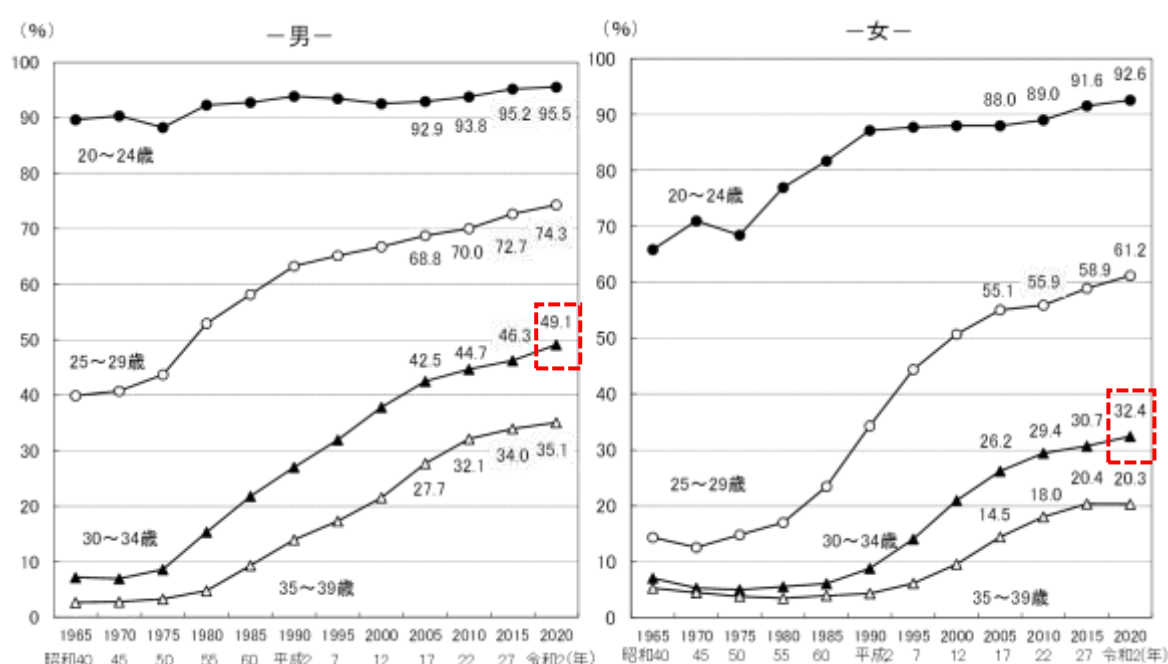
(1) 非婚化・晩婚化の進行

① 若い世代の未婚率の上昇

20 歳から 30 歳代までの未婚率は上昇傾向が続いており、2020 年には 20 歳代後半では男性の約 7 割、女性の約 6 割が未婚、30 歳代前半では男性の約 5 割、女性の約 3 割が未婚となっています。

1970 年頃までの 30 歳代の未婚率は、男女とも 1 割を下回る水準であったことからみると、この 50 年間で結婚の状況は大きく変化しています。

【図表 34】年齢階級別未婚率の推移（岐阜県）



出典：総務省「国勢調査」 注：未婚率は配偶関係不詳の人口を除いて算出。ただし、2015 年及び 2020 年は不詳補完値による。

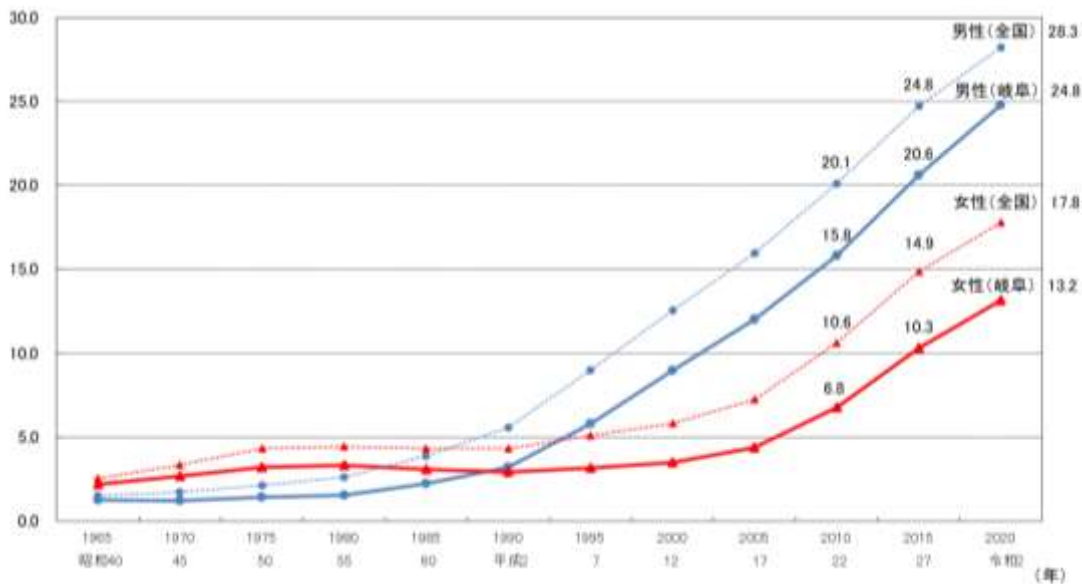
② 50 歳時の未婚率の上昇

50 歳時の未婚割合も上昇を続けており、晩婚化に加え、非婚化の流れも進んでいます。

2010 年は男性 15.8%、女性 6.8%であった 50 歳時未婚率は、2020 年は男性 24.8%、女性 13.2%と、それぞれ上昇しています。

日本では、出生数のうち約 98%が夫婦から生まれた子であることから、非婚化・晩婚化の進行は、出生に大きな影響を与えるものと考えられます。

【図表 35】50 歳時未婚率の推移（岐阜県）



出典：総務省「国勢調査」 ※未婚率は配偶関係不詳の人口を除いて算出。ただし、2015年及び2020年は不詳補完値による。
備考：50歳時未婚率とは、45～49歳と50～54歳未婚率の平均値。

③初婚年齢の上昇

平均初婚年齢は、長期的にみると男女ともに上昇を続けており、晩婚化が進行しています。

2023年で、男性が30.8歳、女性が29.0歳となっており、2005年と比較すると、男性が1.3歳、女性が1.5歳上昇しています。

【図表 36】平均初婚年齢（岐阜県）

	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2	R5
男性	27.6	27.9	28.1	28.1	28.4	29.5	30.1	30.6	30.5	30.8
女性	24.6	24.9	25.4	25.8	26.6	27.5	28.2	28.7	28.9	29.0

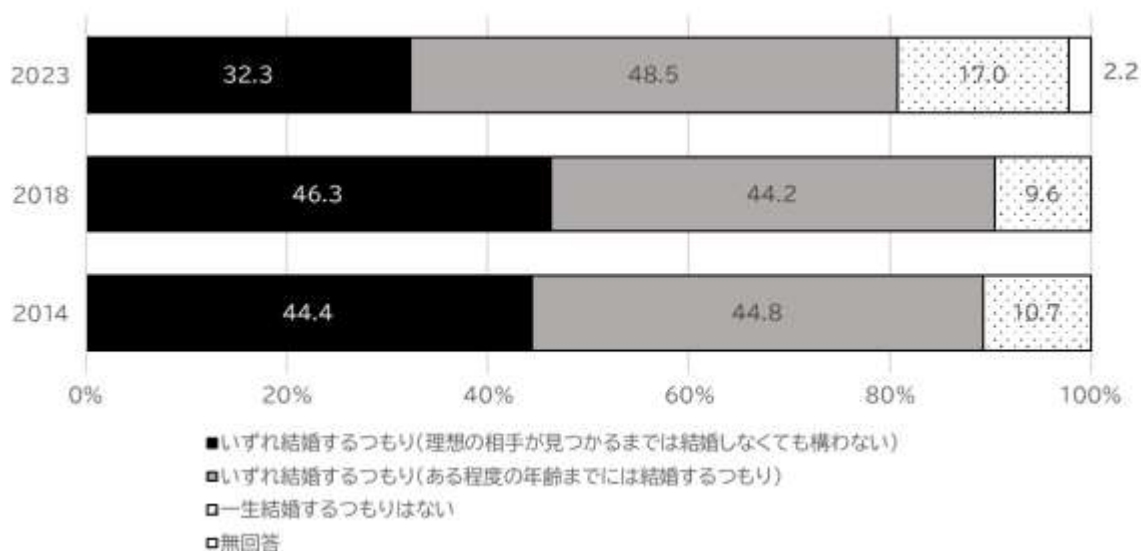
出典：厚生労働省「人口動態統計」

④結婚に対する意識

「一生結婚するつもりはない」と答えた独身の方の割合は、2018年は9.6%でしたが、2023年は17%と大きく増加しています。

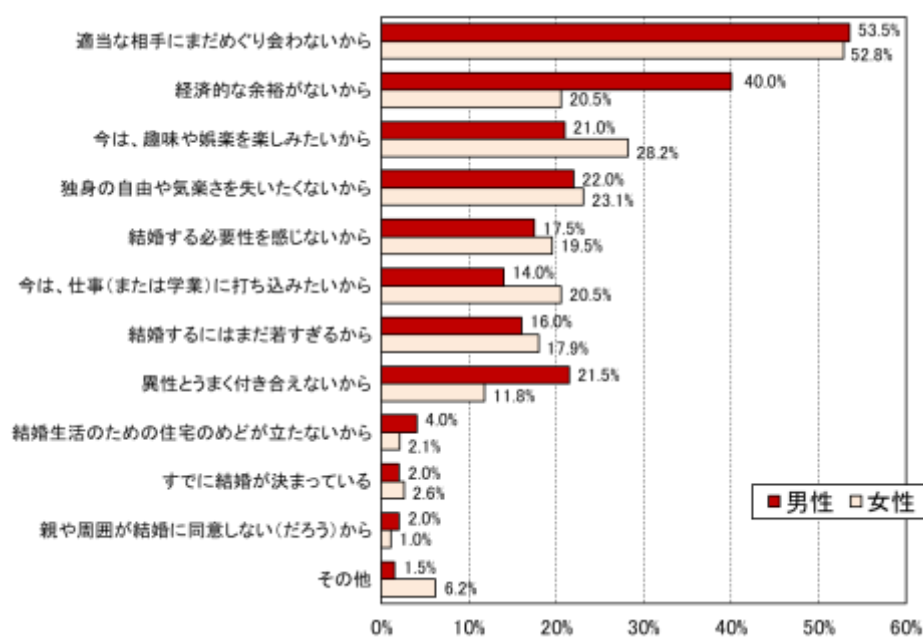
一方、独身の方のうち「いずれ結婚するつもり」と考えている方が結婚せず独身でいる理由については、男女ともに最も多い理由が「適当な相手にまだめぐり合わないから」となっており、その割合は5割を超えています。二番目以降の理由を男女別にみると、男性は「経済的な余裕がないから」（40.0%）、「独身の自由や気楽さを失いたくないから」（22.0%）を挙げており、女性は「今は、趣味や娯楽を楽しみたいから」（28.2%）、「独身の自由や気楽さを失いたくないから」（23.1%）を挙げています。

【図表 37】 独身の方の結婚に対する意思（岐阜県）



出典：岐阜県「少子化に関する県民意識調査」

【図表 38】 結婚するつもりの方が独身でいる理由（岐阜県）



出典：岐阜県「少子化に関する県民意識調査」（2023）

(2)出生率の低下

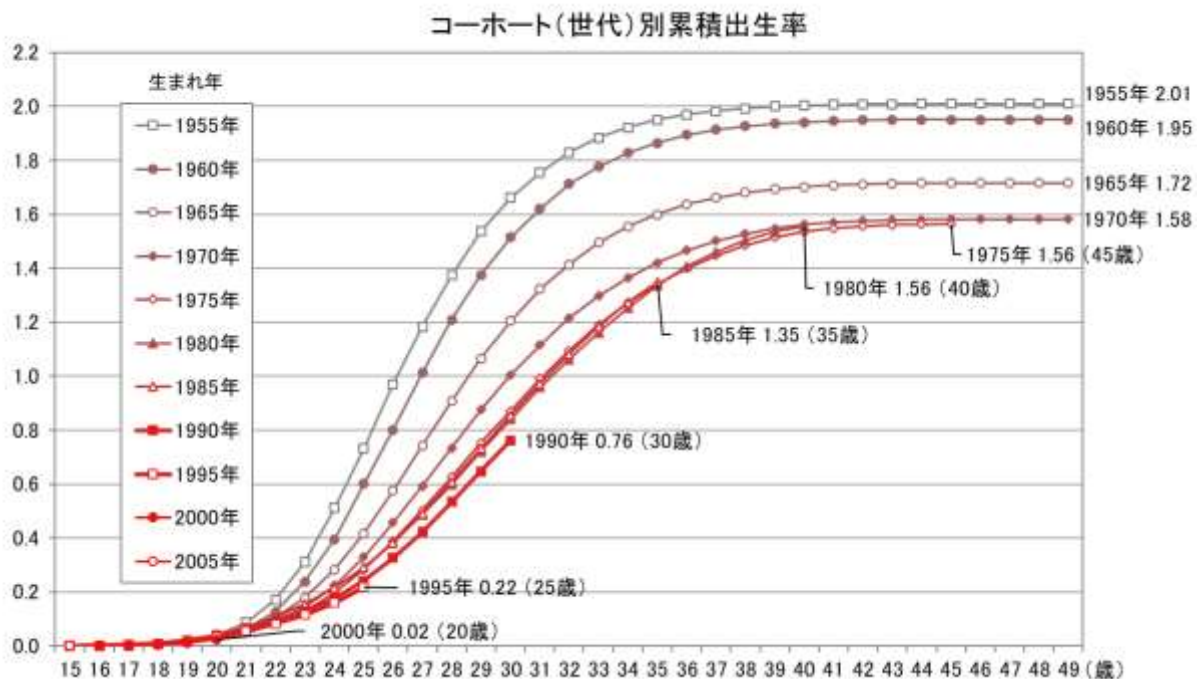
①女性の生まれ年別の平均出産数の低下

女性1人あたりの出産数の平均を女性が生まれた世代別にみると、1955年生まれ以前の世代では、最終的にはおおむね2人の子を出産しています。

1965年生まれの世代では20歳代の出産が大きく低下し、30歳代での出産も大きくは伸びていないため、累積出生率（各世代の女性1人当たりの平均出産数に相当）は1.72となっています。

その後も低下傾向が続きましたが、近年は下げ止まりの傾向がみられます。

【図表 39】世代別累積出生率（岐阜県）



出典：岐阜県政策研究会人口動向研究部作成

(注) 出生数は厚生労働省「人口動態統計」より、女性人口は総務省「国勢調査」及びその補間人口
各年齢の出生率は、「母の年齢別の出生数 ÷ その年齢の女性人口」

②理想の子の数を実現できていない

岐阜県の既婚者の「理想の子の数」は平均2.46人であるのに対し、「予定の子の数」は2.35人となっており、理想とする子数を持っていないという状況があります。

理想のこども数を持っていない理由は、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」(64.4%)が最も多く、次いで「自分や配偶者が高年齢だから」(30.9%)、「働きながら子育てできる職場環境がないから」(28.0%)の順となっています。

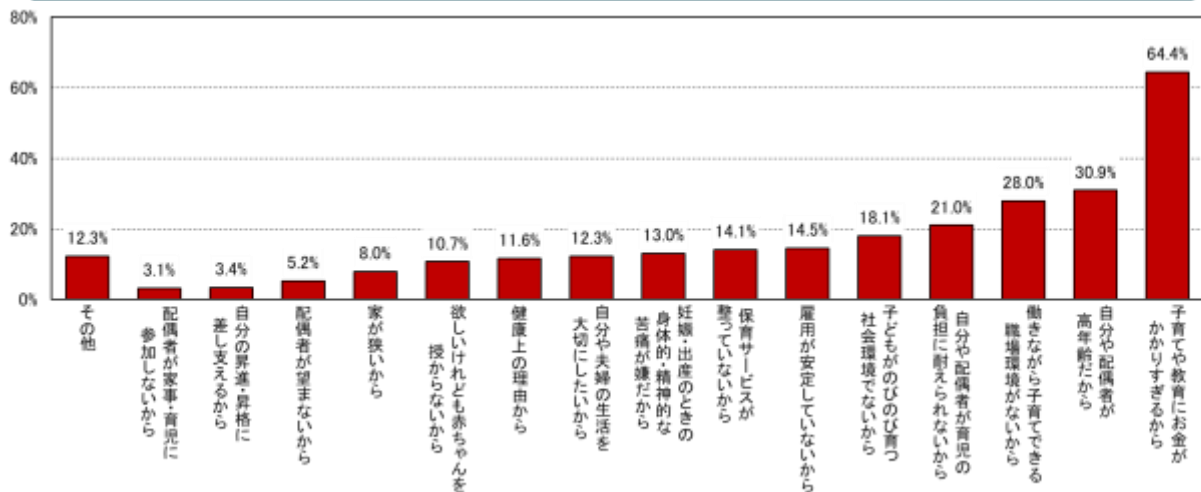
【図表 40】理想の子の数と予定の子の数（岐阜県・既婚者）

(人)

項目	理想の子の数 (A)	予定の子の数			理想-予定 (A-B)
		現在の 子の数	今後もつづもりの 子の数	計 (B)	
R5調査平均人数(n=807)	2.46	1.87	0.48	2.35	0.11
H30調査平均人数(n=455)	2.54	1.72	0.56	2.28	0.26
H26調査平均人数(n=499)	2.58	1.73	0.32	2.05	0.53

出典：岐阜県「少子化に関する県民意識調査」（2023 年）

【図表 41】理想の子の数を持ってない理由（岐阜県・既婚者）



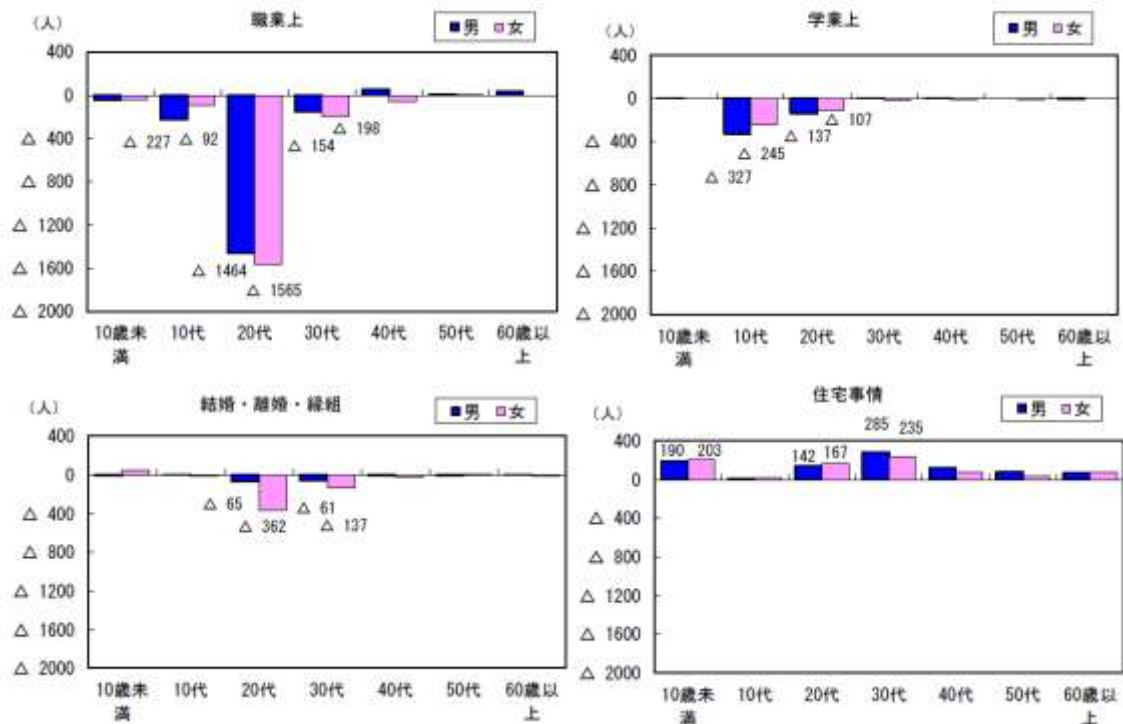
出典：岐阜県「少子化に関する県民意識調査」（2023 年）

(3)若年層の転出超過

岐阜県の社会動態を主な移動理由別にみると、職業上、学業上、結婚などを理由として、転出超過となっています。住宅事情を理由とする移動については転入超過となっているものの、転出超過を補うには至っておりません。

特に若い世代を中心として就職、結婚、進学等を理由に転出超過となっており、男女別では女性の転出超過数の方が大きくなっていることから、未婚率の上昇や結婚機会の減少にも影響を与えていると考えられ、若年層の定着率の向上が求められます。

【図表 42】主な移動理由でみた年代別日本人の社会動態（岐阜県）



出典：岐阜県「岐阜県人口動態統計調査」（2023年）

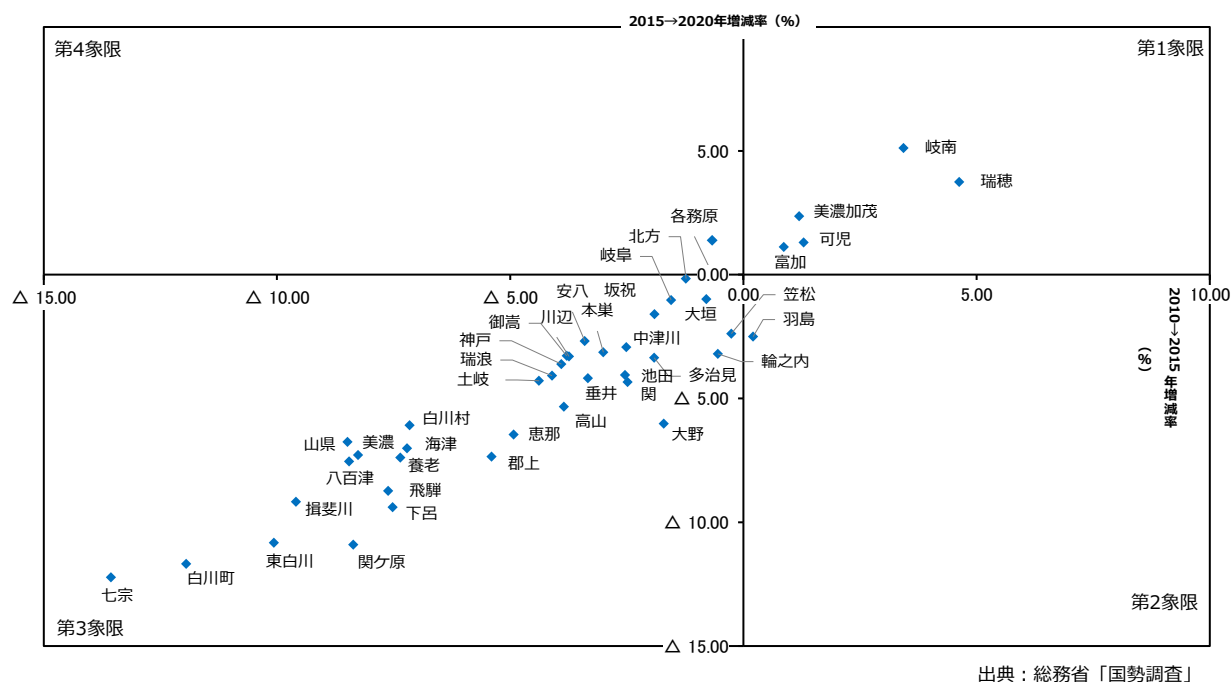
（注）社会動態＝転入者数－転出者数（R4.10.1～R5.9.30）

参考：地域別に見た人口動態

(1)市町村別人口の増減率

直近 10 年間の県内市町村別人口の増減率を見ると、2015 年、2020 年と減少が続いた市町村は 36 団体（第 3 象限）となっています。2010 年から 2015 年は人口が増加しましたが 2020 年は減少に転じた市町村は 1 団体（第 4 象限）となっています。2015 年、2020 年と増加が続いているのは 5 市町（第 1 象限）にとどまっています。

県内市町村別人口の増減率（2010→2015年、2015→2020年）

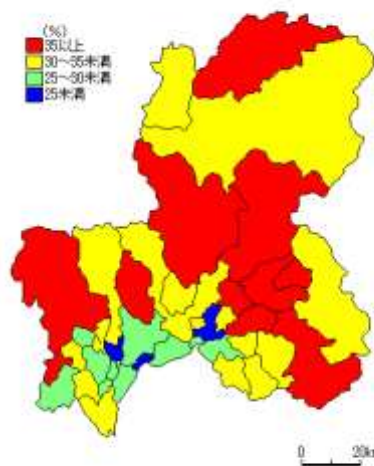
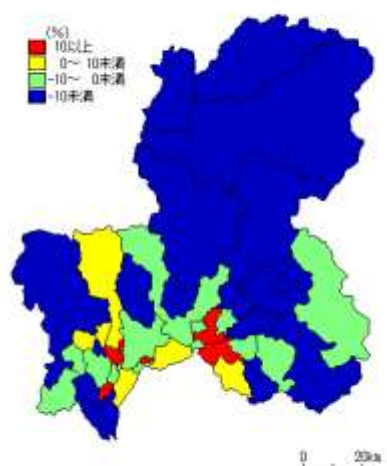


30 年前と比較すると、人口が増加した地域は都市部に集中しており、人口が減少した地域では、高齢化が顕著となっています。

2020 年 10 月 1 日現在の市町村

1990 年～2020 年の人口増減率

2020 年の高齢（65 歳以上）人口割合

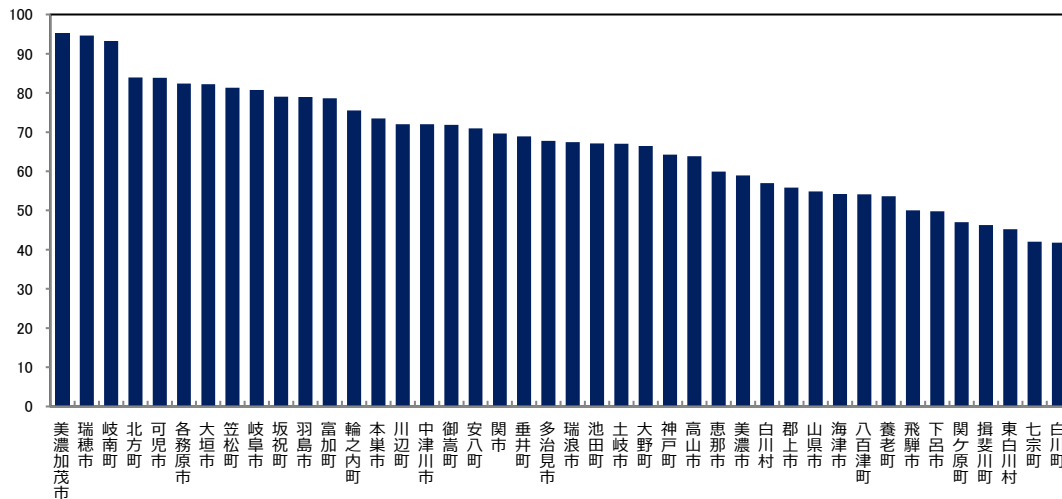


出典：総務省「国勢調査」

(2)市町村別 2050 年の人口

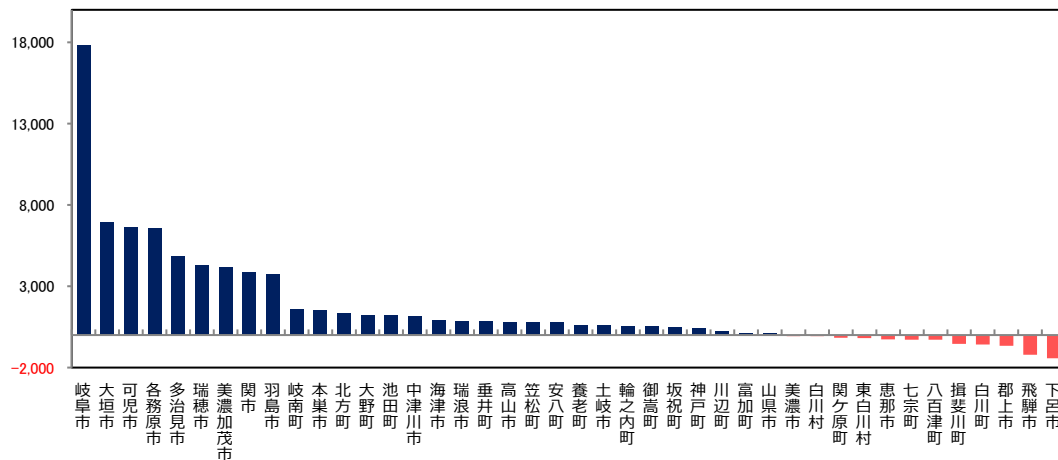
2050 年の人口推計を見ると、全ての市町村で人口が減少し、都市部において高齢者の人口増加が大きくなっています。一方で、一部の市町村では、高齢者の減少フェーズに移行する見込みとなっています。

2050年における市町村別人口（2020年=100とした指数）

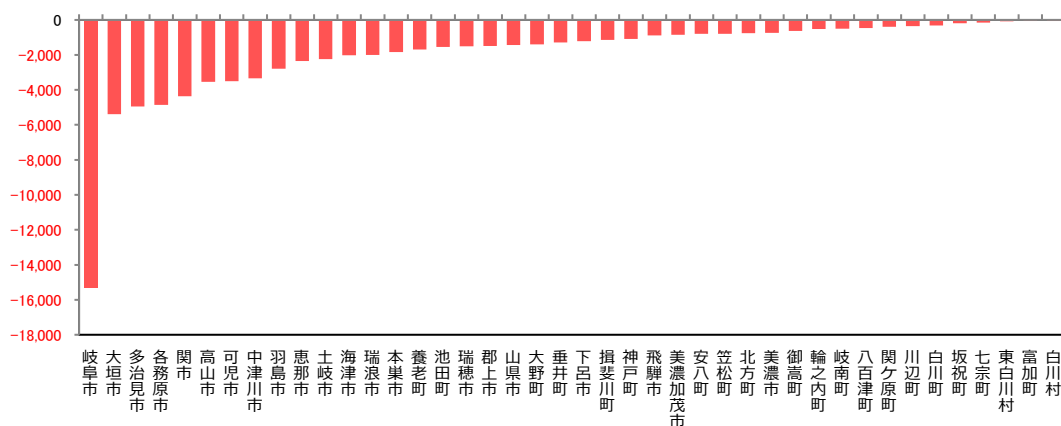


出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（2023年推計）」

市町村別75歳以上人口増減数（2020年→2050年）



市町村別15～25歳人口増減数（2020年→2050年）



(3)市町村別合計特殊出生率

市町村別の合計特殊出生率を見ると、中山間地域の合計特殊出生率が比較的高い傾向は継続しています。

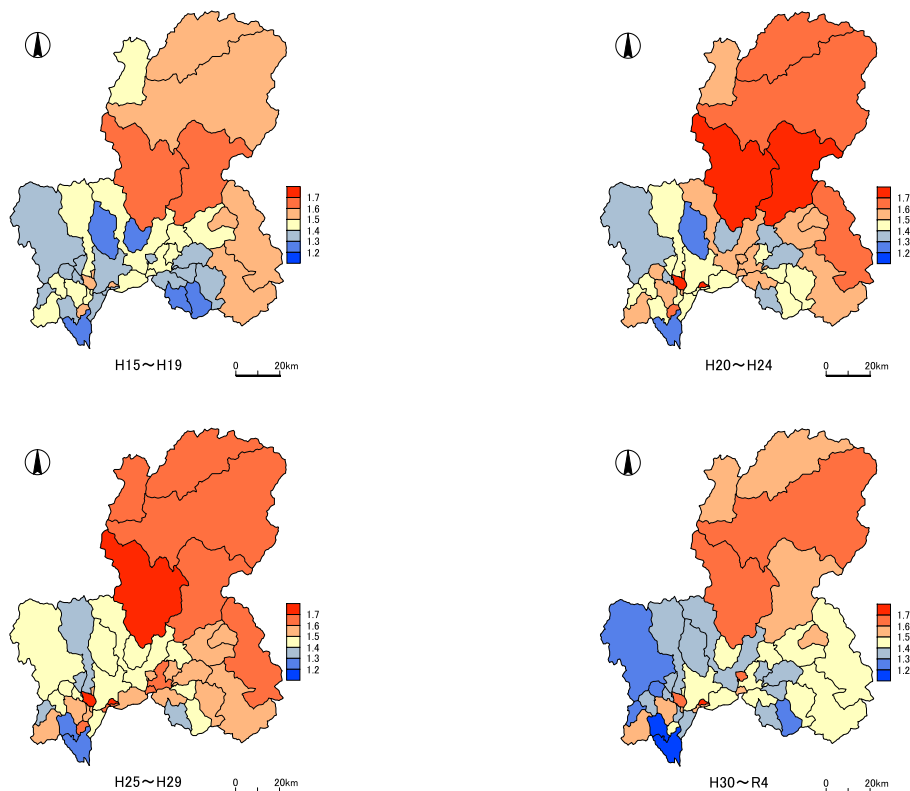
市町村別合計特殊出生率

	H15～H19	H20～H24	H25～H29	H30～R4		H15～H19	H20～H24	H25～H29	H30～R4
全国	1.31	1.38	1.43	1.33	海津市	1.28	1.29	1.23	1.15
岐阜県	1.41	1.49	1.52	1.43	岐南町	1.52	1.70	1.72	1.74
岐阜市	1.36	1.44	1.49	1.42	笠松町	1.38	1.49	1.65	1.50
大垣市	1.48	1.52	1.55	1.50	養老町	1.37	1.40	1.29	1.16
高山市	1.52	1.62	1.65	1.64	垂井町	1.42	1.48	1.42	1.37
多治見市	1.26	1.37	1.37	1.33	関ヶ原町	1.31	1.42	1.35	1.26
関市	1.45	1.53	1.46	1.39	神戸町	1.39	1.39	1.47	1.36
中津川市	1.58	1.67	1.66	1.47	輪之内町	1.59	1.64	1.63	1.48
美濃市	1.26	1.35	1.46	1.42	安八町	1.45	1.49	1.51	1.34
瑞浪市	1.37	1.45	1.50	1.41	揖斐川町	1.34	1.32	1.45	1.29
羽島市	1.38	1.44	1.44	1.34	大野町	1.38	1.40	1.39	1.34
恵那市	1.50	1.57	1.50	1.41	池田町	1.39	1.53	1.43	1.23
美濃加茂市	1.46	1.57	1.65	1.49	北方町	1.54	1.60	1.53	1.47
土岐市	1.27	1.40	1.42	1.27	坂祝町	1.44	1.59	1.66	1.57
各務原市	1.42	1.49	1.59	1.46	富加町	1.31	1.52	1.52	1.60
可児市	1.38	1.52	1.57	1.44	川辺町	1.40	1.48	1.54	1.39
山県市	1.24	1.28	1.41	1.32	七宗町	1.44	1.37	1.48	1.46
瑞穂市	1.58	1.71	1.72	1.64	八百津町	1.36	1.39	1.56	1.34
飛騨市	1.57	1.62	1.61	1.52	白川町	1.49	1.54	1.55	1.42
本巣市	1.44	1.45	1.39	1.33	東白川村	1.55	1.55	1.56	1.50
郡上市	1.68	1.78	1.75	1.62	御嵩町	1.33	1.41	1.47	1.39
下呂市	1.63	1.72	1.64	1.56	白川村	1.44	1.52	1.67	1.55

出典：厚生労働省「人口動態統計特殊報告」

※5年間のデータを基にした推定値

市町村別合計特殊出生率の推移



第3章 計画の基本的な考え方

1 目指す将来像

第2章に記載したとおり、少子化の進行とそれに伴う人口減少は、全ての県民の将来に大きな影響を及ぼす深刻な問題です。特に、こどもたちは次世代を担う最も大切な存在であり、健やかに成長し、未来を築くための環境を整えることが急務です。

一方で、岐阜県のこどもを取り巻く状況は厳しさを増しており、全てのこどもが健やかに成長するためには、乳幼児期、学童期、思春期、青年期といったそれぞれのライフステージにおいて、しっかりと育て見守っていく必要があります。また、子育てや家庭を巡る環境も変化しており、子育て中の方などへの支援も一層重要となっています。さらにここ数年は、新型コロナウイルスの急拡大が友達とのつながりの希薄化、集団活動や自然体験活動の減少などをもたらし、こどもや家庭をめぐる様々な課題が更に深刻化しており、その影響が長く続くことが懸念されます。

計画策定に当たっては、小学生から社会人までの方から、岐阜県への愛着のほか、「幸せ」、「楽しい」、「安心安全」、「こどもを産み育てやすい社会」「夢の実現」「明るい社会」、といった幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることや現在や将来への願いが感じられるいろいろな意見をいただきました。

これらを踏まえ、全てのこどもが権利の主体として尊重され、夢や希望を持ちながら、健やかに成長し、将来にわたって幸福な生活を送ることができる「ぎふっこまんなか社会」を目指し、次に掲げる具体像を実現するための施策を推進します。

- ・ 権利の主体であるこどもの今とこれからの最善の利益が図られ、成長過程や状況に応じて切れ目のない支援を受けることができる
- ・ 全てのこどもが将来に対して前向きに考え、希望をかなえることができる
- ・ 子育て中の方の視点が尊重され、一人ひとりに寄り添った丁寧な支援を受けることができる
- ・ 社会全体でこどもや子育て中の方を応援する環境を作り、こどもが安全に安心して健やかに育つことができる

<こどもの考える将来像（意見聴取結果より）>

- 岐阜県が幸せになってほしいなと思っていました
- 僕が住んでいるところは遊ぶところが少ないので、もっと増やしてみんなが楽しい気持ちになれるようになってほしい
- 若者が少ないので、若者が住みたくなるようにさらに、住みやすく、安心安全な町を作るとよいと思います
- 結婚し、こどもと楽しく過ごせる社会になるといいと思います
- こどもを産み、育てやすい社会になるようお願いします
- 一人ひとりが夢を実現できる社会になってほしい
- 皆が自分事として捉え、こどもから広がる明るい社会になってほしい
- こどもが大人になっても活気ある社会になってほしい
- こどもが成長しても、岐阜に戻って暮らせる社会にしてほしい

2 政策の4つの柱

目指す将来像を実現するため、4つの政策により取組みを推進します。

1 ライフステージに応じた切れ目のない支援

それぞれのこどもの状況に応じて必要な支援が、特定の年齢で途切れることなく行われ、乳幼児期から学童期・思春期・青年期を経て成人期への移行期にあるこどもが自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでを、社会全体で切れ目なく支えます。

2 困難な状況にあるこどもへの支援

配慮を要するこどもへの支援、社会的養育の推進、こどもの貧困対策の推進により、こどもを誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援や合理的配慮を行います。

3 子育て中の方への支援

子育てや教育に関する負担の軽減、仕事と子育ての両立支援、安心してこどもを預けられる受け皿づくり、ひとり親家庭への支援により、子育て中の方が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担感を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにします。

4 社会全体でのこども・子育て支援

社会全体でこども・若者を支えていく仕組みづくり、こどもの健やかな成長を支える家庭と仕事の調和を実現する環境づくりにより、全てのこどもの健やかな成長を、あらゆる側面から社会全体で支えていく体制を整えます。

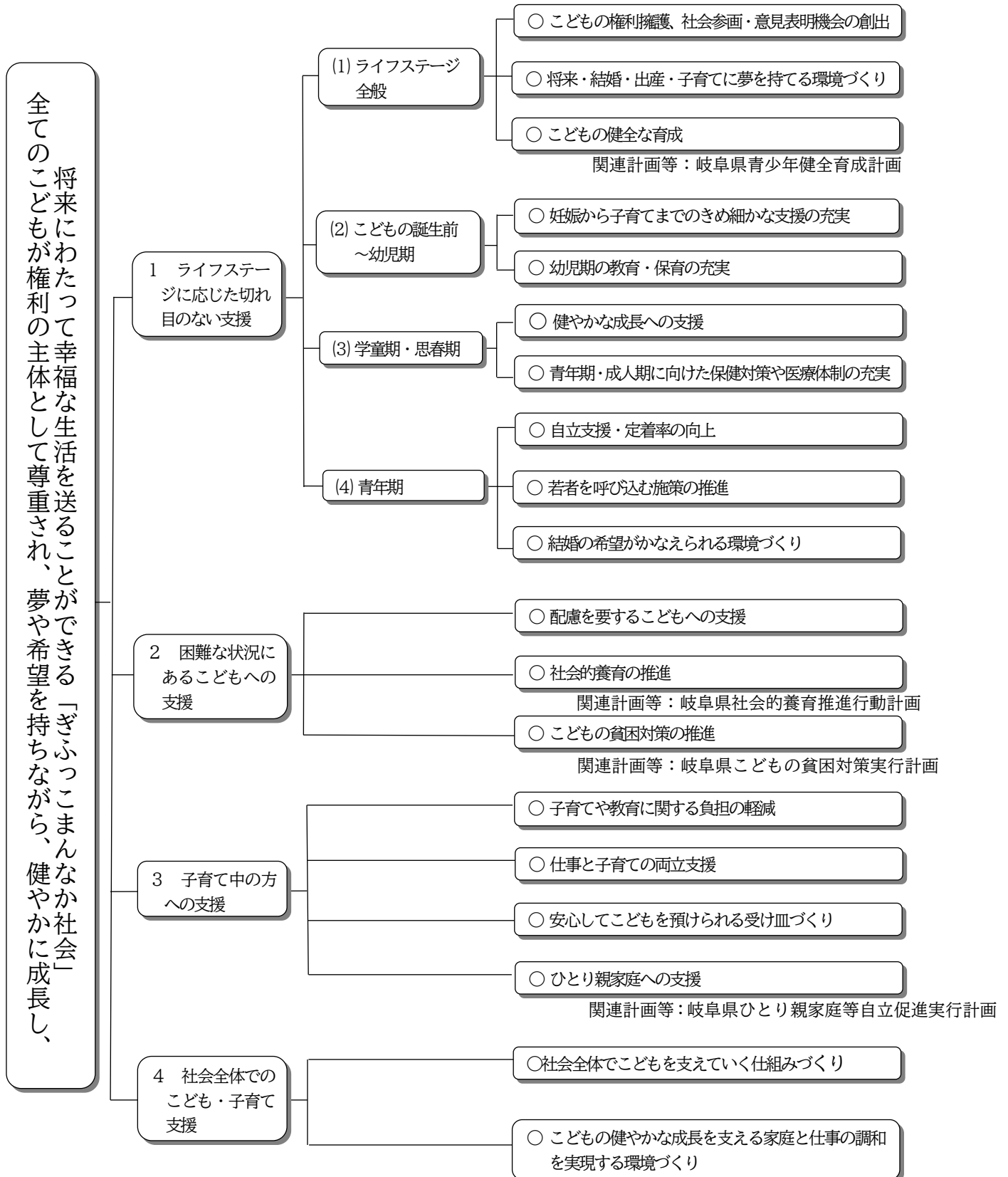
ただし、圏域、市町村、さらに身近なコミュニティごとに、地形や気候、人口規模、産業構造等はもちろん、これまでの歴史や風土の中で培われてきた結婚・出産・子育てに対する考え方などはさまざまであり一律ではありません。したがって、政策・施策に基づく事業を行う場合は、そうした地域性やニーズを十分に踏まえて対策を行っていく必要があります。

3 施策の体系

【将来像】

【政策の4つの柱】

【基本施策】



第4章 計画の推進

計画を推進し、目指す将来像を実現するためには、行政だけでなく、県民、家庭、地域社会・地域を支える市民団体、児童福祉施設・学校、企業などがそれぞれの役割を果たし、互いに連携して取り組んでいく必要があります。

ライフステージに応じた切れ目のない支援、困難な状況にあるこどもへの支援、子育て中の方への支援、社会全体でのこども・子育て支援など、それぞれの立場で可能なことに取り組んでいただくことを期待します。

1 各主体の役割

(1)県民

①こども

地域に明るさと喜びをもたらす大切な存在であり、本計画の中心的な対象です。こども自身が自分の意見や思いをしっかりと身近な人や社会に伝え、主体的に社会に関わることで、より豊かで魅力ある岐阜県とともに築いていくことが期待されます。

②全ての県民

県民一人ひとりがこどもの育ちや子育てに関心をもち、それぞれの立場で、できることから支援していくことが求められます。

各地域において、全ての世代の県民が互いに協力し、こどもが地域の特色ある資源を活用した自然体験、文化体験、社会体験など、岐阜県の特徴を生かした体験をすることができるよう支援していくことも大切です。

(2)家庭（子育て中の方）

家庭（子育て中の方）は、こどもの発達・成長に最も重要な責任を有しており、こどもが育っていくために極めて重要な役割を担っています。こどもが家族とのふれあいを通じて、自分をかけがえのない、大切な存在として自信を持ち、他者への思いやり、基本的な生活習慣、道徳観、自立心、自制心、社会のルールやマナーなどを身に付けるとともに、心身の調和のとれた発達をするよう育むことが期待されます。

(3)地域社会・地域を支える市民団体

地域社会は、こどもの健やかで心豊かな育ちや子育て家庭を支えていくための大切な場です。子育ては家庭だけとするものではなく、近所の人をはじめとした地域全体で支え、成長を見守っていく必要があります。NPO法人やボラ

ンティア団体など地域を支える市民団体は、その取組みのリーダー的存在となって、地域の支え合いを一層進めることが期待されます。

(4)児童福祉施設（保育所、児童養護施設等）・学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等）

普段の生活の中でこどもが多く時間を過ごす場であり、心身ともに健やかに育つことができる環境づくりを進めるとともに、こどもの発達段階に応じて、豊かな人間性や社会性、家族観、職業観を育む教育や、社会の変化に対応した教育を推進することが期待されます。

(5)企業（事業所）

仕事と家庭のバランスがとれた働き方を進めていくためには、企業における取組みが極めて重要です。働くことを希望する方の就業機会をつくるとともに、育児休業制度等の整備や制度を利用しやすい環境づくり、働き方の見直しなど、男女がともに子育てをしながら働き続けることができる職場環境の整備や女性の活躍の推進を企業全体で進めることが期待されます。

(6)市町村

住民に一番身近な存在として保育、地域の子育て支援、母子保健、児童虐待防止、学校教育などの分野において主体的な役割を担っており、関係機関、団体等との連携のもと、住民ニーズを把握しながら、各市町村の実情に応じたきめ細かな施策を展開することが求められます。

(7)県

こども・子育て支援策は、県政の最重要課題であり、計画に基づき、こどもの健やかで心豊かな育ちや子育てを支援するため、総合的に施策を推進します。施策の推進に当たっては、県民、家庭、地域社会・地域を支える市民団体、児童福祉施設・学校、企業・労働者、市町村、国と協力しながら、必要な支援、情報提供に努めます。

2 推進体制

こども・子育て施策を総合的かつ部局横断的に取り組み、本計画を実効性のあるものにするため、知事を本部長とする「岐阜県こども政策推進本部」により、効果的に施策を推進します。また、住民に身近な市町村が実施主体となって、こども・子育て支援を円滑に推進できるよう、必要な支援を行います。

そして、行政だけでなく、地域団体や企業、その他関係機関等がそれぞれの役割を果たし、協働しながら各施策を推進します。

3 計画の進捗状況の評価

毎年度の取組み及び計画の進捗状況については、「第5章 政策の4つの柱に基づく施策の方向」で示す各施策の目標数値の達成状況を検証します。また、こどもの意見や実態がどう変わったか注視し施策の効果の検証につなげる指標（p.42～44）の動向、様々な情勢の変化などを踏まえ、検証・評価を行い、次年度の取組みにフィードバックするとともに、必要な場合は計画の見直しに反映します。

本計画の検証・評価においては、こども自身が主体的に参加し、その意見や視点を反映させることを重視します。具体的には、ワークショップやアンケート調査等を通じて、こどもの声を直接収集し、計画の改善に役立てます。

〔実態がどう変わったか注視し施策の効果の検証につなげる指標〕

項 目	現 状	出 典
「将来の夢や目標をもっている」児童生徒の割合	小学校 81.2% 中学校 66.8% 高等学校 71.0% (2024年)	文部科学省「全国学力・学習状況調査」(小学生、中学生) 岐阜県教育委員会調査(高校生)
子育てにやさしい社会であると感じる人の割合	58.7% (2024年)	岐阜県「県政モニターアンケート」
結婚・出産・子育てを前向きに考えることができる社会であると思う人の割合	49.9% (2024年)	岐阜県「県政モニターアンケート」
岐阜県での子育てに満足している人の割合	68.5% (2024年)	岐阜県「県政モニターアンケート」
こどもの貧困率	6.7% (2023年)	岐阜県「子ども調査」
生活保護世帯に属するこどもの高等学校等進学率	88.1% (2023年)	厚生労働省調べ
生活保護世帯に属するこどもの高等学校等中退率	1.5% (2023年)	厚生労働省調べ
生活保護世帯に属するこどもの大学等進学率	36.4% (2023年)	厚生労働省調べ
児童養護施設の子どもの進学率(高等学校卒業後)	34.5% (2023年度)	岐阜県調べ
全世帯のこどもの高等学校中退率	1.1% (2023年度)	文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」
全世帯のこどもの高等学校中退者数	565人 (2023年度)	文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」
滞納経験(電気、ガス、水道)(ひとり親世帯)	電気料金 3.7% ガス料金 3.7% 水道料金 4.5% (2023年)	岐阜県「子ども調査」
滞納経験(電気、ガス、水道)(こどものいる全世帯)	電気料金 1.8% ガス料金 1.2% 水道料金 1.6% (2023年)	岐阜県「子ども調査」
過去1年の食料困窮経験及び衣服が買えない経験(ひとり親世帯)	食料困窮経験 24.3% 衣服が買えない経験 29.1% (2023年)	岐阜県「子ども調査」
過去1年の食料困窮経験及び衣服が買えない経験(こどものいる全世帯)	食料困窮経験14.1% 衣服が買えない経験 20.4% (2023年)	岐阜県「子ども調査」
こどもがある世帯の世帯員で頼れる人が必要であるがいないと答えた人の割合(ひとり親世帯)	困ったことを相談する相手がいない 4.0% (2023年)	岐阜県「ひとり親家庭実態調査」
ひとり親家庭の親の就業率(母子世帯)	86.9% (2020年)	総務省「国勢調査」
ひとり親家庭の親の就業率(父子世帯)	91.8% (2020年)	総務省「国勢調査」
ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合(母子世帯)	42.9% (2020年)	総務省「国勢調査」
ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合(父子世帯)	71.7% (2020年)	総務省「国勢調査」
ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合(母子世帯)	56.1% (2023年)	岐阜県「ひとり親家庭実態調査」
ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合(父子世帯)	32.8% (2023年)	岐阜県「ひとり親家庭実態調査」

ひとり親家庭で養育費を受け取っていないこどもの割合（母子世帯）	61.1%（2023年）	岐阜県「ひとり親家庭実態調査」
ひとり親家庭で養育費を受け取っていないこどもの割合（父子世帯）	89.1%（2023年）	岐阜県「ひとり親家庭実態調査」
ひとり親世帯の構成比	母子 1.7%（2023年） 父子 0.12%（2023年）	岐阜県「ひとり親家庭実態調査」
里親等委託率	18.0%（2023年）	岐阜県「福祉行政報告例」
児童相談所における児童虐待相談対応件数	2,725件（2023年）	岐阜県「福祉行政報告例」
「自分はヤングケアラーに当てはまる」と思う人の割合	中学2年生 1.7% 高校2年生 1.6%	岐阜県「ヤングケアラー実態調査」
30歳未満の自殺者数	36人（2022年）	岐阜県「衛生年報」
SNS等に起因する「少年の福祉を害する犯罪」の被害少年の数	24人（2023年）	岐阜県警察「少年非行の概況」
30歳未満の不慮の事故での死亡者数	14人（2022年）	岐阜県「衛生年報」
妊産婦死亡数	0人（2023年）	厚生労働省「人口動態統計」
いじめの認知件数（小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校）	6,853件（2023年）	文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」
小・中学校における不登校児童生徒数	5,741人（2023年）	文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」
高等学校における不登校生徒数	1,014人（2023年）	文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」
高等学校中退率	1.1%（2023年）	文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」
大学進学率	60.0%（2023年）	文部科学省「学校基本調査」
雇用形態別雇用者（役員を除く）に占める非正規の職員・従業員の割合	男性25～29歳 14.9% 男性30～34歳 9.0% 男性35～39歳 9.1% 女性25～29歳 28.5% 女性30～35歳 44.7% 女性35～39歳 54.9%	総務省「就業構造基本調査」
人口	1,913,076人（2024.10.1）	岐阜県人口動態統計調査
50歳時未婚率（男性） 50歳時未婚率（女性）	24.8%（2020年） 13.2%（2020年）	総務省「国勢調査」
「いずれ結婚するつもり」と考えている未婚者の割合	80.8%（2023年）	岐阜県「少子化に関する県民意識調査」
合計特殊出生率	1.31（2023年）	厚生労働省「人口動態統計」
出生数	10,469人（2023年）	厚生労働省「人口動態統計」
夫婦の平均理想こども数	2.46人（2023年）	岐阜県「少子化に関する県民意識調査」
夫婦の平均予定こども数	2.35人（2023年）	岐阜県「少子化に関する県民意識調査」
結婚の意思のある未婚者の平均希望こども数	2.02人（2023年）	岐阜県「少子化に関する県民意識調査」
理想のこども数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる夫婦の割合	64.4%（2023年）	岐阜県「少子化に関する県民意識調査」

第4章 計画の推進

6歳未満の子どもをもつ男性の家事関連時間	1日当たり106分 (2021年)	総務省「社会生活基本調査」
週労働時間60時間以上の雇用者の割合	8.1% (2022年)	総務省「就業構造基本調査」
婚姻率（人口千人当たりの婚姻件数）	3.3 (2023年)	厚生労働省「人口動態統計」
平均初婚年齢（男性） 平均初婚年齢（女性）	30.8歳（2023年） 29.0歳（2023年）	厚生労働省「人口動態統計」
子どもがいる共働き世帯の割合	61.1% (2020年)	総務省「国勢調査」
女性の労働力率（30～34歳）	76.7% (2022年)	総務省「国勢調査」
女性の労働力率（35～39歳）	78.9% (2022年)	総務省「国勢調査」

第5章 政策の4つの柱に基づく施策の方向

1 ライフステージに応じた切れ目のない支援



※上のアイコンは、SDGs（国連サミットで採択された国際社会全体の17の開発目標）のうち、本項目に関連のあるものを示しています。（以下同じ。17の開発目標一覧はp87を参照）

ライフステージ全般

(1) こどもの権利擁護、社会参画・意見表明機会の創出

○こどもの権利に関する理解促進

- ・ 全てのこどもに対して、自らが権利の主体であることを広く周知し、意見や気持ちを表明してもよいこと、自らを守る方法や、困難を抱える時に助けを求め、回復する方法を学べるよう、その年齢や発達の程度に応じて、こどもの権利に関する理解促進や人権教育を推進します。
- ・ こども自身が悩みや困りごとの相談先を認知できるよう、相談窓口等について十分な周知を行います。

○こどもの社会参画や意見表明の機会の充実

- ・ こどもが理解しやすくアクセスしやすい多様な方法でこども施策に関する十分な情報提供を行うとともに、社会参画や意見表明を行う際にも必要な支援を行うよう努めます。
- ・ こどもからの意見聴取は、対話を重ねてこども・若者の意見を汲み取るほか、ホームページにいつでも意見を言える仕組みづくりや、SNS等による意見募集の周知及び児童生徒一人一台の端末を活用した意見聴取などの意見を表明しやすい環境づくりを様々な手法で実施します。
- ・ こども施策について審議する会議等でのこども委員の選任その他の方法により、こどもの政策決定過程への参画を促進します。
- ・ 様々な状況にあって声を聴かれにくいこどもがいることを認識し、全てのこどもが安心して意見を表明し、その意見が施策に反映されるよう意見聴取に係る多様な手法を検討するとともに、十分な配慮や工夫をします。

○こどもの視点に立った施策の立案と推進

- ・ こどもの意見を政策に反映させるための取組みを推進するとともに、聴取

した意見をこども施策に反映させた内容をフィードバックし、社会全体に広く発信します。

- ・ 各学校を含む県及び市町村において、こどもに関する幅広い施策の企画、立案、実施時における意見聴取及び聴取した意見へのフィードバックが実施されるよう、実施手法の周知や助言等の支援をします。
- ・ こども施策に関する計画を策定する市町村を積極的に支援するとともに、こどもの人権尊重の理念の普及や理解の促進などを図る好事例に関する情報提供・働きかけを行います。

(2) 将来・結婚・出産・子育てに夢を持てる環境づくり

○将来のライフデザイン構築のための支援

- ・ 仕事、結婚、妊娠・出産、子育てなど各ライフステージにおいて、タイミングを逃さず自らの希望する生き方ができるよう、小・中学校及び高等学校、企業・大学等において、様々な機会を通じてライフデザインを構築する場を提供します。
- ・ 人生の早い時期から、就職のみならず結婚や子育てなどを含めた将来の人生設計について考えることができるよう、その前提となる知識、情報を適切な時期に知り、ライフデザインを描くための教材を作成・配布し、中学校及び高等学校の授業での活用を推進します。
- ・ ワーク・ライフ・バランス、男女共同参画の推進などを目的とした周知・啓発活動や講座の開催により、一人ひとりが希望する生き方を実現できるよう包括的な支援を行います。
- ・ 県内大学等にライフデザイン教育の講座を開設し、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けることに資する取組みを推進します。

○結婚・出産・子育ての意義の発信

- ・ これから結婚・出産・子育てを迎える世代に対して、多様な家庭や家族の形態があることを踏まえつつ、こどもを生み育てることの意義、家庭を築くことの大切さなどを啓発します。
- ・ 妊娠期や子育て中の親に対して、親としての自覚を持ってもらうとともに、子育てをすることによって親自身が成長することができるということを知ってもらえるような取組みを推進します。

○命・家族・きずなの大切さについて学ぶ機会の提供

- ・ 命を大切にする心や他を思いやる心、郷土を愛する心、自律の心などを育むため、こどもたちの発達の段階や学校、家庭、地域の実情に即した道德教育を推進し、学校、家庭、地域の連携により多様な体験活動等を積極的に取り入れて、道德的実践の充実を図ります。
- ・ 将来親となる世代が乳幼児とふれあうこと等を通じて、命の大切さやこどもを育てる喜び、苦労、子育ての意義などを学ぶ機会を提供し、地域全体で子育てを支え合う意識の高揚に努めます。
- ・ 家族のきずなを深め、社会全体で明るい家庭づくりを進めるため、「家庭の日^{*6}」の普及を図ります。

○こどもの可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消

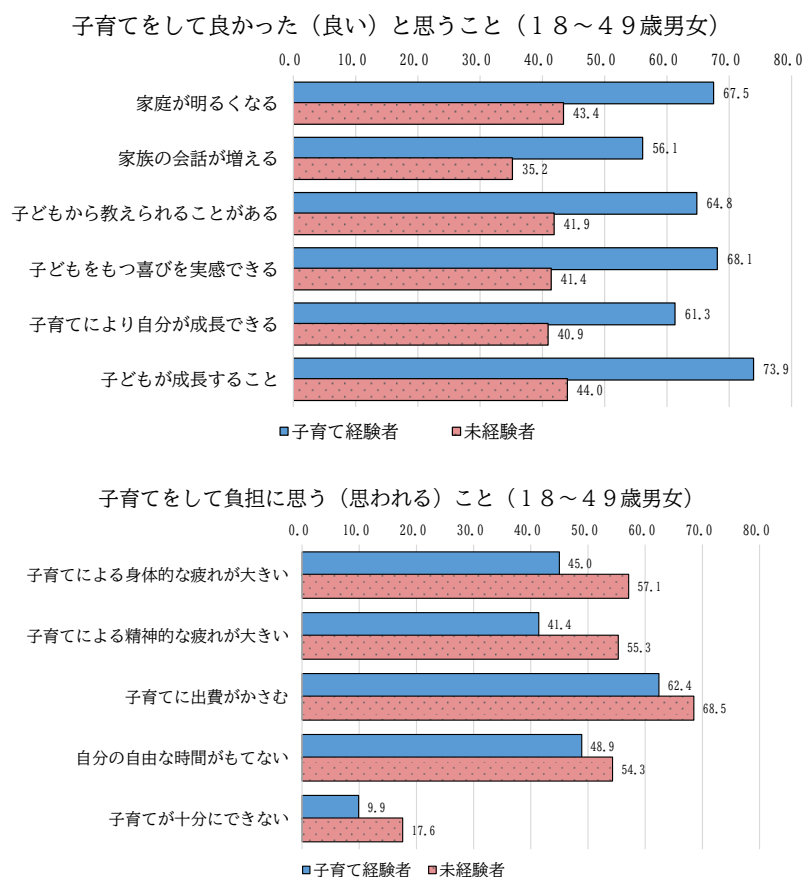
- ・ 男女共同参画の視点に立った考え方や行動を幼い頃から身に付けるため、家庭、学校、地域などにおいて男女共同参画社会の形成を目指した教育・学習の機会の充実を図ります。
- ・ 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるため、心身の発達に応じた教育・学習の推進やきめ細かな広報・啓発を展開します。

コラム 「ライフデザイン」を知る・考える ということ

「ライフデザイン」とは、これからの人生をどのように歩んでいくかを計画することです。進学、就職、結婚、出産、マイホーム購入、介護など、人生の大きなイベントや、やりたくてもできなかったこと、将来実現させたい夢や目標を、いつどのように実現するかを考えることは大切です。

例えば、2023年の県の調査によると、子育ての経験がない方は子育てに対する不安が大きい一方で、実際に子育てを経験した方は「家庭が明るくなる」、「自分が成長できる」など子育てへの満足度が高いことが分かります。

子育ては新たな経験であり、大きなイベントですが、多くの喜びや成長の機会をもたらしてくれます。皆さんも、ライフデザインを考える上で、子育てについて知り、考えてみてはいかがでしょうか。



出典：岐阜県「少子化に関する県民意識調査」（2023）

(3) こどもの健全な育成

○自己形成・自己実現のための支援

- ・ 社会人として必要な「自立力」、「共生力」、「創造力」を身に付け、社会の能動的形成者として成長していくため、心の教育や社会性を育む学習、様々な体験活動、基本的生活習慣や健康に関する知識の習得、体力向上の取組み等により、豊かな心と健やかな体の成長を支援します。
- ・ 将来の夢を持つとともに、その夢を実現させるために、自己の個性や能力を最大限に伸ばし、たくましく、創造力豊かな人間に育つよう、教育環境を整えたり、文化・芸術・スポーツ活動、国際交流活動など様々な自己実現の機会を提供します。

○総合的な支援体制の推進

- ・ 地域での健全育成を推進するため、「岐阜県青少年育成県民会議」や各市町村民会議との連携により、こどもの健やかな成長を支える県民活動や担い手の育成、地域全体でこどもを守り育てる環境の整備を推進します。
- ・ 全ての妊産婦・子育て世帯・こどもに対し包括的な相談支援等を行うとともに、家庭に対する養育支援を充実・強化するため、こども家庭センター^{*7}を全市町村に設置し、各市町村における、母子保健と児童福祉が一体となった支援体制づくりを進めます。
- ・ こども一人ひとりの状況に応じて、総合的・継続的な支援を行うことができるよう、「岐阜県子ども・若者支援地域協議会」を開催し、関係機関・団体のネットワークづくりを進めます。また、こどもの「困難な兆し」に対し、早期発見・早期対応ができる人材の育成を進めます。

○犯罪、有害環境、災害等から身を守るための対策の推進

- ・ こどもが犯罪、事故、災害等から自らと他者の安全を守ることができるよう、体験的な学びを含め、発達の程度に応じて、体系的な安全教育を推進するとともに、こどもの安全に関する知見について保護者に対する周知啓発を進めます。
- ・ こどもに有害な影響を与える興行や図書類等に対する青少年健全育成条例に基づく規制や業界・事業者の協力などを通じて、有害環境の浄化や健全な社会環境づくりを推進します。
- ・ インターネット上の違法・有害情報の現状や、こどもたちが安全に、また安心してインターネットを利用する方法を紹介するリーフレットの配布などを通じて、こどもたちや保護者に対する啓発活動を実施します。

- ・ ネット上のいじめの急増に対応するため、児童生徒の家庭でのインターネットやスマートフォン等の利用実態を把握した上で、学校関係者や保護者、児童生徒を対象とした情報モラル普及啓発活動を実施します。また、学校においてインターネットやスマートフォンの安全な使用方法などの情報モラル教育を推進します。
- ・ こども一人ひとりが災害時に適切な避難行動をとることができるよう、「災害・避難カード」の出前講座や教員向けの研修会を実施するとともに、地域の災害リスクや災害時にとるべき避難行動を学べる防災学習副読本の活用を促進します。

○遊びや体験活動の推進

- ・ こどもの年齢や発達程度に応じて、自然体験、職業体験、文化芸術体験など多様な体験、遊びができるよう、地域資源を生かした遊びや体験の機会や場を創出します。
- ・ 都市公園等において、こどもが楽しめる遊具の充実と、体験や学びのコンテンツの提供を推進します。
- ・ 「雨の日でもみんなが楽しめて遊べるような場所がほしい」など、遊びや体験に関するこどもの声を社会に発信し、地域社会や企業との連携を強化して、こどもが安心して遊べる場所の確保を目指します。

○健やかな成長を促す食育やぎふ木育の推進

(食育の推進)

- ・ 生活習慣の基礎ができるこどもの時期に重点をおいた食育を推進するため、こどもが多く時間を過ごし、健全育成に重要な役割を担う保育所・幼稚園での食育や小・中学校での栄養教諭等による食育、PTA活動や食育推進委員会*⁸などの組織を活かした食育を推進します。
- ・ 小・中学校等において、「食」とそれを支える「農」の大切さや重要性について体験し、学ぶ食農教育を推進します。
- ・ ぎふ健康づくり応援団体*⁹などを活用し、ボランティア団体等の応援により、食育を県民運動へと盛り上げます。
- ・ 市町村と連携して、思春期までに健康的な食習慣を身に付け、将来、親として子育てを行うことの重要性を理解する機会を設けます。

(ぎふ木育の推進)

- ・ 「ぎふ木育30年ビジョン*¹⁰」に基づき、企業、NPO、地域の人々と連

携して、保育所・幼稚園から高等学校、特別支援学校までのこどもたちに対し、「ぎふ木育教室*¹¹」や「緑と水の子ども会議*¹²」など木育講座を実施し、岐阜の森林（自然）に誇りと愛着をもち、責任ある行動をとることができる人づくりを推進します。

- ・ ぎふ木遊館*¹³やそのサテライト施設において、誰でもいつでも木育にふれあい、親しみ、学ぶことができる場を提供します。
- ・ 教育施設等への県産材を活用した玩具や教材の導入を支援するほか、保育士や教員等に対して、ぎふ木育の指導者を育成する研修会を開催します。

○切れ目のない保健・医療の確保

- ・ 「岐阜県保健医療計画」に基づき、こどもがいつでも安心して医療サービスを受けられる小児医療体制や、地域の周産期医療体制を確保し、妊娠や出産、こども、子育てを支えることができる保健・医療提供体制の充実に取り組みます。
- ・ 予防接種に関する正しい知識の普及を進め、市町村や医師会等関係者と連携し、接種率の向上を図るとともに、定期予防接種の広域化に取り組むなど、岐阜県予防接種センター（岐阜大学医学部附属病院）と連携し、予防接種体制の充実に図ります。
- ・ 小児がん治療で骨髄移植などを受けた影響により、定期予防接種ワクチンの抗体が失われた20歳未満の方を対象として再接種費用の助成を行う市町村を支援します。

〔目標となる指標〕

項目	現状 (2024 年度)	目標 (2029 年度)
こども計画を策定する市町村数	-	42 市町村
こども家庭センターを設置する市町村数	31 市町村	42 市町村
こどもの意見聴取及びこども施策への意見反映に取り組んだ所属の割合	-	100%
小・中学校、高等学校、大学、企業等におけるライフデザイン講座受講者数（累計）	5,854 人 (2025～2029 年度)	7,500 人 (2025～2029 年度)
中学3年生の生徒が前年度に職場体験活動を実施した学校の割合	57.4%	80%
インターンシップを実施した県立高等学校数	58校 (※2022 年度)	63校

こどもの朝食欠食者割合（3歳児）	4.3%（2024）	0%
こどもの朝食欠食者割合（小学生）	6.8%（2023）	0%
こどもの朝食欠食者割合（中学生）	11.0%（2023）	0%

こどもの誕生前から幼児期

（1）妊娠から子育てまでのきめ細かな支援の充実

○妊娠前からの適切な健康管理と健康の保持増進の推進

- ・ 女性が、自らのライフサイクルを通じて変化する健康状態を理解し、適切なケアを行う事ができるよう、情報提供や相談体制の充実を図ります。
- ・ 性別を問わず、早い段階から性や妊娠に関する正しい知識を得られるようプレコンセプションケア^{*14}の普及啓発や相談支援を行うとともに相談窓口の一層の周知を図ります。
- ・ 妊娠を望む女性や妊婦の周囲の方に対する風しん抗体検査や予防接種の推進を図り先天性風しん症候群の発生予防に努めます。
- ・ 乳がん、子宮頸がんなど女性特有のがんを早期発見し、早期治療につなげるため、これらのがん検診について啓発を行うほか、未受診者にはがん検診の実施主体である市町村から再勧奨するなど、がん検診を推進します。
- ・ 将来こどもを望む若いがん患者が、がん治療に際し、生殖機能を温存する等の費用を支援します。

○孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭への伴走型相談支援の充実

- ・ 妊娠届出時から全ての妊婦・子育て家庭に寄り添い、身近で相談に応じ、関係機関とも情報共有しながら必要な支援等につないでいくことで、安心して出産・子育てができる環境を整えます。

○子育て世代に対する包括的な支援体制の充実

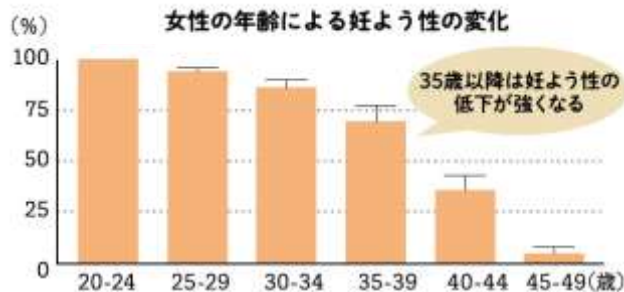
- ・ 全ての妊産婦・子育て世帯・こどもに対し包括的な相談支援等を行うとともに、家庭に対する養育支援を充実強化するため、こども家庭センターを全市町村に設置し、各市町村における、母子保健と児童福祉が一体となった支援体制づくりを進めます。（再掲）

コラム 「プレコンセプションケア」って何？

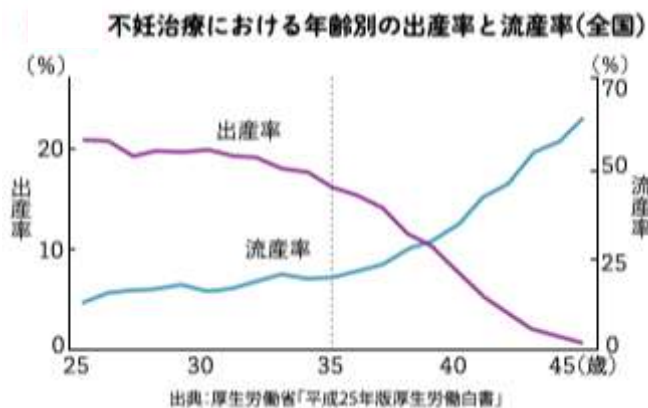
「プレコンセプションケア」とは、男女ともに若いうちから健康管理を行い、将来の妊娠・出産に備えることを指します。女性は加齢とともに妊娠しやすさが低下し、自然妊娠が難しくなることがあります。不妊治療の技術が進んでも、35歳を過ぎると出産率が低下し、流産率が上昇するため、妊娠・出産には適した時期があることを理解することが重要です。

男性も同様に、精子は生涯を通じて新しく作られますが、加齢とともにその機能が低下し、流産の確率が上がったり、妊娠に至るまでに時間がかかったりすることがあります。このように、男女ともに妊娠適齢期があるため、正しい知識を持ち、自分に合ったライフデザインを考えることが必要です。

若い男女が将来のライフデザインを考え、日々の生活や健康と向き合う「プレコンセプションケア」は、次世代を担うこどもの健康にもつながるとして、近年注目されています。早い段階から正しい知識を得て健康的な生活を送ることは、将来の健やかな妊娠や出産に繋がる可能性を高めます。



出典：一般社団法人日本生殖医学会
妊よう率は、女性1,000人あたりの出生数(17～20世紀のアメリカ、ヨーロッパ、イランなど10ヶ所のデータ：Henry, L. (1961). Some data on natural fertility. *Eugenics Quarterly*, 8(2), 81-91.)を元に、20～24歳を100%として計算した。年齢の増加に伴い(特に35歳以降)妊孕率の低下が認められる。データは平均±標準偏差で示した。



○不妊や不育に悩む人への支援の充実

- ・ 高額な医療費がかかる不妊治療費に対する助成を行うことで、経済的な負担軽減を図ります。
- ・ 不妊や不育に関する様々な悩みや相談に応じるため、岐阜県不妊・不育症相談センター*¹⁵における専門相談を行います。また、同センター専門相談員の専門性の向上に努めるとともに、不妊に悩む方が相談しやすい環境づくりに努めます。
- ・ 不妊や不育に関する正しい知識の普及啓発や適切な情報提供に努めます。

○妊娠中からの健診、保健指導の充実

- ・ 妊産婦の心と体の健康管理体制を充実するため、妊娠届の早期届出や妊婦健康診査の受診勧奨、産婦健康診査等の妊産婦に対する支援事業について、市町村における積極的な取組みを支援します。
- ・ 妊娠届出書や「母と子の健康サポート事業*¹⁶」を活用し、医療機関と市町村が連携を図り、出産や子育てへの不安を抱える妊婦を早期に把握し、必要な支援の実施に努め、妊娠期からの切れ目ない支援体制の構築に努めます。

○妊娠・出産に伴う母親のメンタルヘルス支援の充実

- ・ 妊産婦及びその家族に対し妊娠・出産に伴う母親のメンタルヘルスに関する知識の普及啓発を行います。
- ・ 市町村において産婦健診、産後ケア、産前・産後サポート事業が実施されるよう、関係機関との調整等実施体制確保に向けた支援を行い、市町村における産前産後の支援メニューの充実を図ります。
- ・ 精神面に問題を抱える妊産婦を支援するため、医療機関（産科・精神科・小児科）と行政（市町村等）が連携し、広域的な相談・支援・診療体制の構築に向けた取組みを推進します。
- ・ 妊産婦メンタルヘルス支援に関わる医療機関・保健所・市町村等の支援従事者に対する研修会を開催し、支援人材の育成・充実に努めます。

○病気や障がいの早期発見、早期治療のための母子保健対策の推進

- ・ 先天性代謝異常検査や新生児聴覚検査支援事業における検査体制の管理と、検査データの集積・分析を実施し、検査事業毎に設置した検討会において検査及び療養支援上の課題について検討を行うことにより、事業実施体制の維持・充実に努めます。

- ・ 疾病や障がい、発育・発達に問題を抱えるこどもや、育てにくさや育児に不安を感じる子育て中の方を早期に把握・支援する体制を強化するため、市町村における乳幼児健康診査の充実を支援します。
- ・ 母と子の健康サポート事業による病気や障がいのあるこども等支援対象者を早期に把握し切れ目のない支援を提供するため、圏域毎の連携調整会議を開催し、市町村保健センターや医療機関等多職種連携による支援体制の充実を図ります。
- ・ 乳幼児健診や低出生体重児のフォロー体制等に関し市町村が抱える課題を把握し、保健所が実施する母子保健推進協議会^{*17}等により課題の解決に向けた検討を行います。
- ・ 母子保健事業を円滑かつ適切に進めるため、母子保健に関わる地域の保健従事者を対象に研修会を開催し、資質の向上に努めます。

○安心・安全な出産ができる周産期医療体制の充実

- ・ 総合周産期母子医療センター（岐阜県総合医療センター）をはじめとする三次周産期医療機関^{*18}（岐阜大学医学部附属病院、岐阜市民病院、大垣市民病院、県立多治見病院、高山赤十字病院）を中心に、各産科医療機関との連携による周産期医療体制を構築します。
- ・ リスクの高い妊産婦や新生児を受入れ、高度で適切な医療を行う体制を維持するために、三次周産期医療機関等への支援を行います。
- ・ 院内保育所の運営、短時間勤務や当直免除の導入など、子育て中の女性医師等が働きやすい環境整備への支援により、周産期医療に携わる産科・小児科医師等の確保及び県内定着を推進します。
- ・ 周産期医療従事者への技術の向上を図るための講習会等を行います。

（2）幼児期の教育・保育の充実

○幼児期の教育・保育の提供体制の確保

- ・ 子ども・子育て支援新制度^{*19}の給付・事業が健全かつ円滑に運営されるよう、実施主体となる市町村に対し必要な助言・指導等を行います。
- ・ 市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」をもとに、幼児期の教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」を設定した「県子ども・子育て支援事業支援計画」を策定し、質の高い教育・保育が適切に提供されるよう努めます。
- ・ ひとり親家庭など、保育所入所の必要性が高い家庭のこどもの優先的な入所に関する取扱いについて、市町村に対し必要な周知や助言を行います。

○幼児期までのこどもへの教育・保育の質の向上

- ・ 教育・保育施設等における安全・安心な保育環境の整備を推進するとともに、事故や災害が発生した際の適切な対応についての周知徹底を図ります。
- ・ 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに、教育・保育施設等と小学校の教職員が両者の教育について理解を深める等、連携内容の充実を図ります。
- ・ こどもの健やかな成長等を図るため、ＩＣＴ環境整備の支援など幼児教育の質の向上を支える必要な環境整備を支援します。
- ・ 幼稚園教諭や保育所等へ勤務する保育士等職員を対象とした研修の中でぎふ木育のプログラムを取り入れるなど、こどもの発達にとって重要な遊びを通した質の高い幼児教育・保育を充実します。

〔目標となる指標〕

項目	現状 (2024 年度)	目標 (2029 年度)
こども家庭センターを設置する市町村数(再掲)	31 市町村	42 市町村
産後3・4か月時点でゆったりとした気分でこどもと過ごせる時間がある母親の割合	88.6% (2022 年度)	92%
周産期死亡率(出産1,000 対)	3.1 (2021)	2.0 以下
保育所待機児童数(4月1日現在)	1 人 (2024)	0 人
幼児教育施設の教職員、保育士等との合同研修を実施した小学校の割合	66.2%	90%

学童期・思春期

(1) 健やかな成長への支援

○地域と学校が連携して行う生活体験や多世代交流等の活動支援

- ・ 地域と一体となつて子どもたちをはぐくむ「地域とともにある学校づくり」を一層推進するため、学校運営協議会（コミュニティ・スクール^{*20}）を拡充し、開かれた学校運営を図ります。
- ・ 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）と地域学校協働活動^{*21}を一体的に推進し、地域における学習支援や体験活動などの取組みを支援します。

○放課後などに子どもが安心して過ごせる居場所づくりの支援

- ・ 市町村などが行う、小学校に就学している児童に対して適切な遊びや生活の場を提供する放課後児童クラブ^{*22}と学習や体験・交流活動などを行う放課後子ども教室^{*23}との連携など、総合的な放課後対策の推進を支援し、子どもたちの健全育成を図ります。
- ・ 放課後児童クラブが必要な小学校区における設置、小学校の余裕教室等の学校施設の活用、開所時間の延長等の地域の実情に応じた市町村の取組みを支援します。
- ・ 市町村や民間団体等と連携して、幅広い年代の子どもが心身ともに健やかに育つことができるように、児童館・児童センター、社会教育施設などの整備や機能の充実・向上を支援するとともに、多様な居場所を求めるこどもの声を社会に発信し、地域社会や企業との連携を強化して、こどもの居場所の確保を目指します。

○いじめ防止

- ・ いじめは、こどもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、社会全体でいじめ問題に取り組めます。
- ・ 知事部局と教育委員会が連携し、全ての学校において、いじめ防止対策推進法に基づいた対応の徹底を図るとともに、道徳科や学級・ホームルーム活動等におけるこども主体でのいじめ防止に資する取組みの実施、いじめの積極的な認知と早期の組織的対応、相談先の確保、関係機関等との連携の推進など、いじめ防止対策を強化します。
- ・ いわゆる「ネットいじめ」に関する対策の推進を図ります。また、全てのこどもが自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるよう働きかけるなど、いじめの未然防止教育を推進します。

○不登校の子どもへの支援

- ・ 不登校については、本人・家庭・学校に関わる様々な要因が複雑に関わっている場合が多く、不登校はどの子どもにも起こり得るものであり、不登校というだけで問題行動であると受け取られることのないように配慮することを基本的な考え方とする教育機会確保法の趣旨を踏まえ、全ての子どもが教育を受ける機会を確保できるよう、学校内外の教育支援センターの設置促進・機能強化を図り、ICTを活用した新しい学びの場の設置を目指します。
- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門家にいつでも相談できる環境の整備、ICT等を活用した学習支援、NPOや子どもの居場所等との連携及び支援の強化を進めるなど、不登校の子どもへの支援体制を整備し、支援の充実を図ります。

○子どもが安心して過ごし学ぶことのできる教育の推進

- ・ 岐阜県教育振興基本計画に基づく施策の推進や各市町村教育委員会との連携等により学校生活を更に充実したものとします。
- ・ 小・中学校では、地域の魅力や歴史、課題を知る学習を進め、高等学校ではそれらの学びをベースに、学校と地域が強く結びついた取組みで学習したことや経験したことを通じて、「ふるさと岐阜」への誇りと愛着をもち、将来にわたって、地域課題に関わり、その解決に向け意欲をもって取り組んでいく人材の育成につなげます。

○就業に関わる教育・進路指導体制等の確立

- ・ 児童生徒自らが希望する進路を実現できるよう、確かな学力や専門的な知識、技術を身に付けるための指導を充実します。
- ・ こどもの発達の段階に応じたキャリア教育の推進計画を整備、充実するとともに、キャリア教育についての教員への研修や校種間の連携を図ります。
- ・ 地域や職場において就業に関わる体験活動を充実するとともに、家庭や地域や産業界等との連携を図ったキャリア教育の推進により、人々との関わりを通じて働くことや職業についての理解を深め、児童生徒が社会性を身に付けることができるようにします。

○成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

- ・ 主権者教育、消費者教育、金融教育など、時代の要請に応じた現代的な課題に対応した教育を推進するために、学校、家庭、地域や関係部局との連

携により、学習内容を充実させるとともに、教材や外部人材の活用等による学習の深化を図ります。

（2）青年期・成人期に向けた保健対策や医療体制の充実

○思春期の心と体の健康等についての情報提供や相談体制の充実

- ・ 思春期にある児童・生徒に対する健康教育を実施し、妊娠・出産に係る正しい知識やプレコンセプションケアの普及啓発を推進します。
- ・ 女性健康支援センター*²⁴による若年者の健康や性に関する悩みへの相談体制の充実と、関係機関が連携した地域の支援体制の構築を図ります。
- ・ 学校と連携し学童期・思春期から、食生活や運動、休養等健康の保持その他の生活習慣に関する正しい知識の普及や喫煙に関するリスクの理解促進を図り、こどもたちが自ら心と体を守るための行動が出来るよう働きかけます。

○妊娠前からの適切な健康管理と健康の保持増進の推進（再掲）

○小児医療体制の整備

- ・ 小児重症患者を受け入れる小児救急医療拠点病院の運営支援を行います。
- ・ 小児重篤患者に専門的な医療を提供するため、P I C U（小児集中治療室）の整備に対し支援を行います。
- ・ 夜間や休日における保護者からの相談に対応するため、岐阜県子ども医療電話相談（#8000）を実施します。

〔目標となる指標〕

項目	現状 (2024 年度)	目標 (2029 年度)
学校運営協議会又は学校運営協議会の類似の仕組みを設置している学校の割合	小学校 88.4% 中学校 85.3%	小学校 95% 中学校 90%
放課後児童クラブ等の利用可能校区数	351 校区	ニーズのある 全小学校区
放課後児童クラブへ登録できなかった児童数 (待機児童数(5月1日現在))	91 人 (2023)	0 人
指導計画の作成に当たって、教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外	小学校 98.6% 中学校 95.1%	小学校 100% 中学校 100%

部の資源を含めて活用しながら効果的に組み合わせている学校の割合		
岐阜県や自分の住んでいる地域の魅力を伝えることができる高校生の割合	65.8% (2024 年度)	80%
高校で学んだことを生かした職業に就きたいと思う、職業教育を主とする専門学科で学ぶ生徒の割合	73.7%	80%
思春期保健対策（性に関する指導、肥満及びやせ対策、プレコンセプションケア等）に取り組んでいる市町村・保健所数（42 市町村・7 保健所）	40 (2022 年度)	49

青年期

（1）自立支援・定着率の向上

○安定した雇用の確保

- ・ 就業やその後の定着に向け、岐阜県総合人材チャレンジセンター^{*25}を中心に、ハローワークなどの関係機関と連携し、きめ細かなカウンセリング等による支援を通して、雇用のミスマッチの解消に努めます。
- ・ 産学官連携の岐阜県インターンシップ推進協議会^{*26}を活用して、学生等に就業体験の機会を提供し、職業意識の醸成を図ります。
- ・ 岐阜県若者サポートステーション^{*27}において、若年無業者等を対象に、メンタルカウンセリングのほか、就業意識啓発のための各種セミナーを行うなど、就職へ向けた支援を実施します。

○職業訓練・研修・リスキリングの実施

- ・ 企業の求める人材ニーズを把握し、それに対応する職業訓練を若者に実施します。
- ・ 一定の技能・技術の習得が就職のために必要とされる若者に対しては、訓練機関や訓練内容に関する適切な情報提供・指導によって、就職が可能となるよう支援を行います。
- ・ 経理、医療事務、IT、介護、保育など、就職、再就職又は転職に必要な技能や資格を習得するためのリスキリング（学び直し）について啓発し、各種訓練や研修等に関する情報を分かりやすく提供します。

○暮らしやすい岐阜県づくりのための産業育成、雇用創出

- ・ 将来にわたり成長が見込まれる航空宇宙産業、ヘルスケア産業、食品産業、エネルギー産業の活力強化を位置付け、規模拡大、関連産業の集積、雇用の拡大を目指します。
- ・ 県内で働き、暮らしていける安定した生活基盤を確保するため、成長産業を中心に、都市部に本社がある企業への誘致活動を強化するとともに、県内各地域の特性を踏まえた企業誘致を積極的に推進し、雇用の創出に取り組みます。
- ・ 産学金官が連携して、若者と県内企業との交流や企業の魅力を発信する機会を創出することにより、若者の県内企業への就職促進を図ります。
- ・ 中高生を対象とした起業家精神を身に付けるワークショップなどを通じて、スタートアップの創出につなげていきます。

○産業を支える人材の育成・確保

- ・ 産学金官が連携し、生徒・学生の県内定着促進による人材確保を強化するとともに、リスクリング等を通じて成長産業分野を担う人材やイノベーションの創出につながる人材の育成を重点的に推進します。
- ・ 企業の生産性向上・競争力強化や人材不足への対応に必要な、産業のデジタル化を担う人材の育成を推進します。
- ・ ワンストップ農業支援窓口「ぎふアグリチャレンジ支援センター^{*28}」による就農相談、就農研修拠点の岐阜県就農支援センター^{*29}等における新規就農者の育成、農業経営に必要な機械・施設等の整備など、就農相談から研修、営農定着までの一貫した支援の実施により、新規就農者、雇用就農者など、多様な担い手の育成・確保を推進します。
- ・ 林業への就業に向け、森のジョブステーションぎふ（岐阜県林業労働力確保支援センター）^{*30}による就業支援のほか、農林高校生に対する就業体験の実施や、森林文化アカデミー^{*31}の学生に対する給付金の支給などにより若者の新規就業者の確保を図ります。
- ・ 森林技術者の育成では、各種研修等により安全で効率的に木材生産ができる人材の育成を推進します。
- ・ 県内最大規模のプレ就活イベントにおいて、建設業の魅力発信の機会を創出するとともに、将来の担い手となる小中学生等を対象に魅力発信を行い、建設業の担い手確保の取組みを推進します。
- ・ 若者になじみのあるSNS等を活用した建築業の魅力発信を行うとともに、BIM^{*32}等の生産性向上に資するデジタル技術研修などを行い、建築業の

担い手確保の取組みを推進します。

(2) 若者を呼び込む施策の推進

○移住の促進及び定住への支援

- ・ 県産材を利用して県内に木造住宅を新築する場合、一定条件の下で、建築費の一部を補助することで、住まいの確保を支援します。
- ・ 県内への移住を検討する方を対象に、住宅物件、周辺環境等の情報収集を行う拠点として県営住宅を貸与します。
- ・ 県外の大学等に進学した県出身学生が卒業後、岐阜県にUターンして就業・居住する場合に返還を全額免除する奨学金制度を運用します。
- ・ Uターン就職促進イベントの開催や、県内最大規模の合同企業展「オール岐阜・企業フェス」により県内企業の魅力を発信するほか、県内企業に就職する若者への奨学金返還支援制度の周知など、若者の県内就職・転職に向けた取組みを推進します。

○移住者を呼び込むための情報発信

- ・ 三大都市圏の清流の国ぎふ移住・交流センター*³³や各種イベント、ホームページ、SNSなどを活用し、子育て世代を中心に岐阜県への移住検討者に対して有益となる情報を発信します。
- ・ 県内企業の大学生獲得を支援するため、就職支援協定締結大学等との連携強化、都市部の学生を獲得するための就活イベント、DMによる就活情報の提供等を実施します。
- ・ デジタル化の進展による働き方の変容を捉えた、サテライトオフィスの誘致促進、県外からの産業人材の確保、農村・観光地・県営都市公園等を活用したワーケーションの推進などに取り組みます。

(3) 結婚の希望がかなえられる環境づくり

○多様な出会いの機会の提供

- ・ 市町村等が運営する結婚相談所をネットワークでつなぎ、AIを活用した検索システムによる広域的なマッチングを行い、結婚を希望する独身の方に出会いの機会を提供します。
- ・ 結婚を希望する独身の方向けのイベント開催やカップルの相談対応など成婚に向けた支援を行うとともに、結婚支援に関する知見や技術を持つ民間事業者との連携を強化します。
- ・ 市町村やレストラン、レジャー施設等の出会いの場を提供する団体が、結

婚を希望する独身の方を対象としたイベントをよりよい形で開催できるよう、企画・運営等の支援を行います。また、インターネットを利用してイベント情報を周知し、参加者の増加を図ります。

- ・ 結婚を望む移住希望の独身県外在住者に向けて、お見合いのサポートの実施など出会いの機会を提供します。
- ・ 結婚を希望する従業員の結婚支援に取り組む企業等に対して、各種結婚支援事業や出会いの場としてのイベント情報の提供、効果的な取組方法に関する助言を行い、企業等の取組みを支援します。

○結婚相談、結婚支援事業の実施

- ・ 「ぎふマリッジサポートセンター*³⁴」において、結婚相談、市町村域を越えたお見合いのサポート、お見合い後のフォローなど、結婚に関する総合的な支援を実施します。
- ・ 結婚相談がより効果的に実施されるよう、市町村の担当者や相談員等の資質向上のための研修を行います。
- ・ 結婚を望んでいるものの、異性との出会いや結婚に対して不安や悩みを持ち、出会いの場としてのイベントへの参加やお見合いに対して積極的になることができない独身の方を支援するため、異性とのコミュニケーション能力を高めるノウハウやマナー等を学ぶセミナーを開催します。
- ・ 結婚生活に伴う経済的不安の解消のため、新婚世帯に対して結婚に伴う家賃等の住居費を補助する市町村を支援します。

〔目標となる指標〕

項目	現状 (2024 年度)	目標 (2029 年度)
県出身大学生の県内就職率	39.2% (2023 年度)	50%
企業立地件数（累計）	184 件 (2020～2023 年)	225 件 (2025～2029 年)
移住者数（累計）	1,792 人 (2023 年度)	8,000 人
成婚報告数（累計）	408 組	620 組
従業員結婚支援団体登録数	308 団体	400 団体

2 困難な状況にある子どもへの支援



(1) 配慮を要する子どもへの支援

○障がいのある子ども、医療的ケア児などへの支援

- ・ 障がいや発達特性を早期に発見・把握し、適切な支援・サービスにつなげていくとともに、乳幼児期・学童期・思春期の支援から一般就労や障がい者施策への円滑な接続・移行に向けた準備を、保健、医療、福祉、保育、教育、労働など関係者の連携の下で早い段階から行っていきます。
- ・ 岐阜県発達障害者支援センター^{*35}のほか、各圏域に設置する圏域発達障がい支援センターにおいて、自閉症等の発達障がい児やその家族に対する専門的な相談支援を行います。
- ・ 発達障がいの早期発見・早期支援のため、発達障がいに関わる地域の関係機関のネットワーク化を図り、発達障がい児が療育から教育、地域生活まで、切れ目のない支援を受けることができる体制を整備します。
- ・ 市町村が設置する、地域における障がい児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターの設置促進や機能強化を支援します。
- ・ 希望が丘子ども医療福祉センター^{*36}内に設置した発達精神医学研究所の運営により、発達障がい児を支援する医師や療育人材の育成を図ります。
- ・ 医療的ケアが必要な障がい児を支援する医師、看護師の育成に向けて、「小児在宅医療教育支援センター^{*37}」の設置や、重症心身障がい児看護のための専門研修を実施するなど、医療人材の育成・確保を図ります。
- ・ 医療的ケアが必要な重症心身障がい児等が必要な障害福祉サービスを利用できるよう、医療機関等による短期入所の拡大や医療的ケアができる介護職員の増加を図ります。

○特別支援教育の充実

- ・ 長時間通学による児童生徒の負担を軽減するため、片道の乗車時間がおおむね60分以内となるようスクールバスを配備します。
- ・ 知的障がいの程度が軽度である生徒の職業教育の充実を図るため、県内各地域に高等特別支援学校機能を整備します。また、特別支援学校において、一人ひとりの教育的ニーズに応じて、多様な学びの場を柔軟に活用できるよう支援体制の充実を図り、それぞれの学びの場において適切な指導支援を行うために教員の専門性を高めます。

- ・ 小・中学校や高等学校の通常の学級に在籍する発達障がい等、特別な支援が必要な児童生徒が安心して学び、将来の自立した生活に必要な力を高めるため、学習過程の見通しが持てる工夫や、集中しやすい教材・教具の開発など、障がいの有無に関係なく、どの児童生徒にとってもわかりやすい授業づくりの推進に加え、コミュニケーションスキル等を学ぶ通級による指導の充実を図ることを目的とした担当教員の養成研修を実施します。
- ・ 地域の特別支援教育の中核となる主幹教諭を配置し、障がいのある児童生徒への指導・支援を適切に行うための校内支援体制の強化、特別支援学級担当教員の専門性と個別指導の力量を養うための研修会の提供など、教育環境の整備に努めます。

○低出生体重児等の特性に配慮した支援の充実

- ・ 現行の母子健康手帳に加え、低出生体重児等の各特性に応じた子育て支援手帳の提供を通じ、子育て中の方の心理的な負担を軽減するとともに、こどもの成長発達の特性等に応じた支援の充実を図ります。

○慢性疾病・難病を抱えるこどもへの支援

- ・ 小児慢性特定疾病や指定難病患者児童への医療費の助成を実施します。
- ・ 小児医療から成人医療へスムーズに移行できるよう、医療体制の整備及び自立に向けた総合的な患者支援について、関係機関が連携して支援を行います。

○外国にルーツを持つこどもへの支援

- ・ 外国にルーツを持つこども・保護者向けの生活設計支援講座の開催や、心の相談、子育てに関する情報提供等を通じて、日本で生活する方を支援します。
- ・ 日本の保育制度や日本の学校の教育内容、こどもの進路と保護者としてできるサポート、教育にかかる資金や助成等に関する情報をまとめたガイドブックを配布し、子育て等に関する情報を外国人へ提供します。
- ・ 市町村が実施する、来日して間もない児童生徒が日本語や学校生活について学ぶ初期指導教室の整備などのハード整備や、多言語広報物作成などのソフト事業を支援します。

○性的マイノリティのこどもへの支援

- ・ 多様な性のあり方についての理解や認識を深めるよう啓発を進めるとと

もに、相談窓口等による相談支援体制を充実します。

○高校中退を防止するための支援や高校中退後の継続的なサポートの強化

- ・ 高校中退を防止するため、学習や生活等に課題を抱える高校生の学力向上や進路支援、キャリア教育の充実、課題に応じて適切な支援につなげるスクールソーシャルワーカーの配置推進など、高校における指導・相談体制の充実を図ります。
- ・ 高校を中退したこどもが高校卒業程度の学力を身に付けることができるよう、学習相談や学習支援を推進します。また、若者サポートステーションやハローワーク等が実施する支援の内容について、市町村や高校と連携して情報提供を行うなど、就労支援や復学・就学のための取組みの充実を図ります。

○悩みや不安を抱えるこどもへの支援

- ・ ニートやひきこもりの状態にあったり、進路や人間関係等に悩みや不安を抱えていたりするこどもやその家族に対する相談体制の充実と広報に努めるとともに、岐阜県青少年SOSセンター*³⁸等の相談員の資質の向上や専門的対応のできる者の適切な配置に努めます。
- ・ 警察や学校、NPO等と連携し、こどもに対する適切な支援を推進します。
- ・ 虐待が起こった家族の再統合に向けて、子ども相談センターにおける親や被虐待児に対するカウンセリングなど心理的なケア対策を充実します。また、保護者指導支援プログラムの活用や研修会等を通じて、ケアを担う子ども相談センター職員や市町村の相談員の相談援助技術の向上を図ります。

○ヤングケアラーへの支援

- ・ ヤングケアラーは表面化しにくく、こどもやその家族に関わりを持つ支援者が早期発見し、支援につなげることが重要であるため、福祉、介護、医療、教育等の関係者に対し、ヤングケアラーの特性や関係機関の連携を深めるための研修会を実施するとともに、研修の動画配信を行うことで受講機会を増やすなど、対応力の向上を図ります。
- ・ こどもが家族のケアを担うということは、家庭にとっては大変デリケートな問題であるため、ケアを担う若者などが匿名で仲間や経験者と思いを共有したり、自分と異なる視点から考えを聞くきっかけとなるよう、オンラインサロンを開催するとともに、気軽に相談できるツールとして、SNS

相談窓口を開設するなど、当事者に寄り添った支援の充実を図ります。

○こどもの自殺対策

- ・ 「岐阜県自殺総合対策行動計画」に基づき、こどもに対して、ＳＯＳの出し方に関する教育、相談しやすい体制づくり、学校における早期発見に向けた取組みなどを進めます。また、県民一人ひとりがこころの健康に関心を持ち、こどもを含めた周囲の人に対して適切な対応ができるよう、身近な人の悩みに気づき、話を聞いて支援につなぎ見守ることができるゲートキーパーの役割やうつ病等の精神疾患に関する正しい知識の普及啓発などを市町村や民間団体等と連携して進めます。

○こどもへの性犯罪・性暴力対策

- ・ 加害者とこどもの接点として利用されやすいインターネットのパトロール、保育所等へのこどものプライバシー保護のための設備導入の支援などにより、加害の防止を強化するとともに、こどもの発達段階に応じ、インターネットの正しい使い方の啓発、性やいのちの安全教育を行い、こども自身が被害者にも加害者にもならないための知識の普及を図ります。
- ・ こども・若者の性被害は潜在化・深刻化しやすいことなどを踏まえ、相談窓口の一層の周知やこども・若者が相談しやすいＳＮＳ等の活用を推進するとともに、地域における支援体制の充実のための取組みを推進します。

〔目標となる指標〕

項目	現状 (2024 年度)	目標 (2029 年度)
特別支援学校高等部及び高等特別支援学校卒業生のうち、就職を希望する生徒の就職率	92.4% (2023 年度)	100%
幼稚園・小・中・高等学校教員を対象とした発達障がい支援担当教員養成研修の受講教員数 (累計)	319 人 (2023 年度)	990 人

(2) 社会的養育の推進

○社会的養育の体制整備

- ・ 全てのこどもが家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、こどもと保護者を最大限支援します。
- ・ こどもが家庭で養育されることが困難又は適当でない場合には、一人ひと

りのこどもに応じて、家庭における養育と同様の養育環境又はできる限り良好な家庭的環境で養育されるよう体制を整備し、こどもの最善の利益を実現します。

○こどもの意見聴取、意見表明権の保障及び権利擁護に係る環境整備

- ・ 社会的擁護のもとにあるこどもたち自身がこどもの権利について知る機会を提供していきます。
- ・ こどもが意見を表明しやすい環境を整えるため、一時保護所や児童養護施設等で暮らすこどもたちに意見表明等支援員を派遣する「意見表明等支援事業」を実施します。
- ・ 一時保護や施設入所等義務付けられた場面でこどもへの意見聴取を確実にを行い、こどもの意見を援助に反映するため、子ども相談センター職員の資質向上を図ります。
- ・ 岐阜県児童福祉審議会「子どもの権利擁護部会」において、こどもの意見や意向に関して部会が調査・審議した上で意見の具申が行われる仕組みを構築します。

○市町村における相談支援体制の充実、子ども家庭支援センターの機能強化

- ・ 市町村における「こども家庭センター」の設置及び「家庭支援事業^{*39}」の実施を促進します。
- ・ 子ども相談センターの業務を補完するとともに地域の専門機関として市町村を支える「子ども家庭支援センター^{*40}」の機能強化を推進し、安定的な運営体制を確保します。

○特定妊婦等の早期発見及び支援体制の強化

- ・ 妊産婦等が直面する多様な問題に対応し、妊産婦等が安心して相談できるよう、宿泊支援を含む包括的な妊産婦相談を行う妊産婦等生活援助事業を実施します。

○一時保護の体制整備及びこどもの権利に配慮した機能強化

- ・ 児童虐待相談対応件数の増加に伴い一時保護を要するこどもも増加していることから、必要な一時保護を迅速に確実に行うことのできる体制の整備やこどもたちが安心して過ごせる環境を提供するため中濃圏域に一時保護施設を新設するとともに、専門的な知識とスキルを持つ職員を確保します。

- ・ こどもの権利に配慮した一時保護を行うため、こどもたちが地域社会とのつながりを保ちながら生活できる環境である各地域の里親、ファミリーホーム及び児童養護施設等の多様な一時保護先を確保します。

○子ども相談センターにおけるケースマネジメント体制と親子関係再構築支援体制の整備

- ・ 家庭養育優先原則に基づき、長期措置を防ぐケースマネジメントを行い、親子関係再構築支援の力を強化するため、子ども相談センターに専門チームを設置します。
- ・ 子ども相談センターの親子支援において、サインズ・オブ・セーフティ・アプローチ^{*41}等の手法を取り入れ、こどもの安全についてこどもや家族と協働して取り組んでいく体制を構築します。

○里親への包括的な支援体制の強化

- ・ 里親のリクルートから研修、マッチング、養育支援、自立支援までの包括支援を行う里親支援センターの各圏域への設置を推進し、里親とこどもに寄り添った伴走的な支援を行います。
- ・ 家庭と同様の養育環境である里親委託を推進するため、各子ども相談センターに里親専門チームや里親担当福祉司を配置し、丁寧で適切なアセスメントにより最適な措置先を選定します。

○施設養育における「できる限り良好な家庭的環境」の実現、専門性・多機能性の強化

- ・ 老朽化が進むとともに、こどもが集団で生活する大舎制となっている県立白鳩学園・県立わかあゆ学園生活寮について、こどもたちがより家庭に近い環境で生活し、質の高い個別的ケアを実現するための再整備を目指します。
- ・ 児童養護施設等において、家庭的環境への移行や地域の専門的な子育て支援機関としての機能転換を後押しする小規模・多機能化に向けた施設整備を支援するとともに、こどもに直接かかわる施設職員の人材確保及び育成の支援を強化します。

○社会的養護経験者等の自立に向けた支援体制の構築

- ・ 各子ども相談センターに配置した自立支援コーディネーターを統括とし、入所施設や里親、里親支援センター等多様な支援機関が参画し、チームとしてこどもの自立を支援する児童自立支援体制を構築します。

- ・ 施設等において生活しながら日常生活の指導や就業を支援する児童自立生活援助事業所の設置を促進するとともに、当事者交流や情報提供等を行う拠点である社会的養護自立支援拠点事業を推進します。

○子ども相談センターの体制強化に資する人員の確保、育成

- ・ 児童虐待相談対応件数及び職員数の急増に伴う狭隘化や相談対応に使用する部屋の不足等の機能不足を改善するため、中濃子ども相談センターの移転を含めた整備を行います。
- ・ こどもや家族の支援に係る専門性を更に強化するため、子ども相談センターの児童福祉司、児童心理司の増員、地区担当を持たないスーパーバイザーの配置、保健師等の配置を推進します。

○障害児入所施設における「できる限り良好な家庭的環境の確保」の推進

- ・ 福祉型障害児入所施設においても、できる限り良好な家庭的環境として、少人数の生活単位であるユニット化等を推進します。
- ・ 医療的ケアが必要な障がい児の受入れやレスパイトのための短期入所など、医療的ケアの必要な障がい児の保護及び入所体制の確保を推進します。

○保護等を要する被害者とその同伴児童に対する支援の充実

- ・ 配偶者などからの暴力被害者やその同伴児童の保護に当たって、女性相談支援センター、一時保護所や女性自立支援施設等において、被害者及びその家族の多様な状況に応じて、適切な保護・支援を推進します。

〔目標となる指標〕

項目	現状 (2024 年度)	目標 (2029 年度)
こども家庭センターを設置する市町村数(再掲)	31 市町村	42 市町村
特定妊婦等への支援に関する市町村職員等の研修受講者数	80 人 (2023 年度)	160 人
親子関係再構築支援事業による各種支援の実施件数	192 件 (2023 年度)	320 件
里親等委託率（要保護児童のうち里親及びファミリーホームに委託されている児童の割合）	18.0% (2023 年度)	42.1%
小規模化・地域分散化した乳児院・児童養護施設数（全 12 施設）	5 施設 (2023 年度)	12 施設

児童自立生活援助事業の実施箇所数	4箇所 (2023年度)	25箇所
児童福祉司・児童心理司の配置数	124人 (2023年度)	171人

コラム 「里親制度」って何？

様々な事情で自分の家族と暮らせないこどもたちが、健やかに育つために、より家庭に近い環境で養育することが求められています。里親制度は、これらのこどもたちを温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下で養育する制度です。

里親には、主に「養育里親」と「養子縁組里親」があります。

【養育里親】

18歳まで（必要な場合は20歳まで）のこどもを、こどもが自立したり、生まれ育った家庭に戻ったりするまで、自分の家庭に受け入れて育てる里親のことです。期間はこどもの事情により様々です。

【養子縁組里親】

特別養子縁組を前提として養育する里親です。養子縁組が成立するまでは里親として育てます。

※他に、専門的ケアが必要なこどもを育てる「専門里親」、両親が死亡するなどして育てられなくなったこどもを親族が育てる「親族里親」があります。

岐阜県庁子ども家庭課ホームページ「里親制度」

URL／<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/26987.html>

二次元コード／



(3) こどもの貧困対策の推進

○育ち・学びへの支援

- ・ 全てのこどもが自身の持つ能力や可能性を最大限に伸ばして、希望する進路を選択することができるようにするためには、家庭の環境や経済状況に関わらず、幼児期から質の高い教育を受けられるよう支援する必要があることから、幼児教育・保育の質の向上を図るとともに、修学支援制度や資金貸付の活用を促進します。
- ・ こどもの学習意欲を高め、個々の理解度に応じた学習サポートを行う環境づくりのため、居住地域を問わない学習支援機会の確保に努めます。

○安心なくらし・自立への支援

- ・ 貧困の状況にあるこどもをはじめ、児童養護施設入所児童等の社会的養護経験者、ヤングケアラー、不登校児童生徒など様々な状況に置かれたこどもたちやその家庭が、社会から孤立することなく安心して生活できるよう、相談対応をはじめこどもの状況に応じたきめ細かな支援を行うとともに、こどもの見守りや困りごとの把握につながるこどもの居場所づくりを促進します。

○養育している方への支援

- ・ 妊娠・出産期から親の抱える課題を早期に把握し、適切な支援につなぐため、市町村によるこども家庭センターの設置や家庭支援事業等の実施を促進します。
- ・ 家庭の経済状況の改善、こどもとゆとりをもって接する時間の確保等のため、ひとり親家庭等に対する相談体制の充実、経済状況の改善に向けた資格取得や就労支援などに取り組みます。

○地域の理解の促進と関係者の連携

- ・ 全てのこどもが夢や希望を持てるように地域全体がこどもの貧困に対する理解を深めることが重要であるため、こどもの貧困の実態把握や対策の周知などにより、地域の理解の促進に取り組みます。
- ・ こどもの貧困対策の円滑な実施に向け、こどもの居場所のネットワーク化など、地域社会、民間団体、行政など全ての関係者の連携に努めます。

〔目標となる指標〕

項目	現状 (2024 年度)	目標 (2029 年度)
生活困窮世帯やひとり親家庭のこども等を対象とした学習支援事業を実施する市町村数	23 市町村 (2023 年度)	30 市町村
こども食堂などの居場所のある市町村数	37 市町村 (2023 年度)	42 市町村
児童自立生活援助事業の実施箇所数（再掲）	4 箇所	25 箇所
子ども支援ネットワーク形成研修参加者数（参加団体）	91 人 (2023 年度)	150 人

3 子育て中の方への支援



(1) 子育てや教育に関する負担の軽減

○子育て世帯の経済的負担の軽減

- ・ 乳幼児医療費やひとり親家庭等の医療費への助成、奨学金の貸与などにより、子育てのための経済的負担の軽減を図ります。
- ・ 国に対して、子育ての経済的負担の軽減につながる対策について取り組むよう、必要な働きかけを行います。

コラム 子育て中の家庭にとって家計への負担が大きいものは何？

こどもがいる方に「子育てにかかる家計への負担で大きいもの」について尋ねたところ、「塾や習い事の費用（男性 55.3%、女性 49.1%）」が最も高く、次いで「こどもの大学・大学院への入学準備にかかる費用（男性 39.6%、女性 46.2%）」、「こどもが大学生・大学院生の間に必要な費用（男性 37.7%、女性 42.4%）」となっています（岐阜県「少子化に関する県民意識調査」（2023））。

このデータから、こどもが成長するにつれて、特に受験や大学入学といった重要なイベントがある時期に家計への負担が一層大きくなることが伺えます。



○多子世帯に対する経済的支援の充実

- ・ 3人以上の子の出産を望む人が安心してその希望を実現することができるよう3人以上の子がいる多子世帯への経済的支援の充実を図ります。
- ・ 幼児教育・保育の無償化に伴って、新たに副食費負担が生じた家庭に対し、従来の保育料の補助に加え、副食費についても支援の対象とし、多子世帯を経済的に支援します。
- ・ 3人以上の子を持つ世帯に対しては、「ぎふっこカード^{*42}」の特典に上乗せした特典を受けられる「ぎふっこカードプラス^{*43}」を発行します。

○多胎妊産婦・家族に対する妊娠中からの支援の充実

- ・ 多胎妊産婦及びその家族の社会的・身体的・精神的負担を軽減するため、多胎妊娠・育児に特化したサポートブックの配布、妊娠期における学習・交流のための「プレママパパ教室」の開催、「母と子の健康サポート事業」による早期家庭訪問支援等を行うなど、医療機関や市町村、NPO等関係機関との連携による妊娠、出産、育児期までの一貫した支援体制の構築に努めます。

○育児不安の解消及び育児への支援体制の充実

- ・ 育児に不安や孤立感等を持つ子育て中の方の早期把握・継続的支援を行うため、市町村におけるこどもの成長発達の段階に応じたきめ細かい健康診査や育児相談体制の充実と、こども家庭センター等、地域に密着した支援体制の強化を支援します。
- ・ 妊娠出産や子育てに不安を抱える妊産婦や、未熟児や病気を持って生まれたこどもとその養育者に対し、「母と子の健康サポート事業」等により医療機関や市町村等関係機関と連携のもと、必要な支援に努めます。
- ・ 妊娠、出産及び育児期に養育支援を行うことが特に必要と認められる特定妊婦や出産後の母子等に対し、一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や医療機関等の関係機関との連携を行います。
- ・ 子育てと介護を同時に行うダブルケアを含め、身近な方のケアを無償で行う「ケアラー」を社会全体で支える仕組みを構築するため、当事者、県民等に対する広報・啓発や、相談・交流のための環境整備、支援人材の育成に取り組みます。

○児童虐待の防止

- ・ 児童虐待防止の総合的な対策のために、児童福祉司を計画的に増員するなど子ども相談センターの体制を強化します。
- ・ 市町村や乳児院、関係機関の連携により、支援や援助が必要な家庭に関する情報共有や具体的な支援内容等を検討することを目的として全市町村に設置された要保護児童対策地域協議会の機能強化に向けた取組みを推進します。

○身近なところで相談でき、情報が得られる総合窓口の充実

- ・ 住民に身近な市町村の地域子育て支援拠点^{*44}等において、子育て家庭の相談に応じ、その個別のニーズに応じた施設やサービスの情報提供・助言等

を行う窓口の設置を支援します。

- ・ 子ども・子育て支援新制度における事業者・事業所のサービス内容や運営状況等に関する情報を、ホームページ等を通じて公表し、子育て中の方等が適切かつ円滑に特定教育・保育施設^{*45}又は特定地域型保育事業^{*46}を利用する機会を確保します。
- ・ 子ども支援ポータルサイト「ぎふ子育て応援団^{*47}」及び子育て応援のアプリケーションを運営し、子育てサービスや子育て関連施設、子育て支援パスポート参加店舗、救急病院などの子育て家庭に有益な情報を総合的に提供します。

〔目標となる指標〕

項目	現状 (2024 年度)	目標 (2029 年度)
第3子以降保育料等無償化に対応可能な市町村数	38 市町村	42 市町村
こども家庭センターを設置する市町村数(再掲)	31 市町村	42 市町村
児童福祉司・児童心理司の配置数(再掲)	124 人	171 人

(2) 仕事と子育ての両立支援

○共働き・共育ての推進

- ・ 家庭における男女共同参画に関する意識啓発や講座の開催、家事・育児の役割分担を「見える化」するチェックシートの提供等を通じ、家事・育児・介護等は男女が共同して担っていくという意識を醸成します。
- ・ 男性が家事・育児等に積極的に従事するための啓発冊子の作成等を通じ、男性の育児休業取得、家事・育児等への参画を支援します。

○ワーク・ライフ・バランスの実現

- ・ 労働時間の短縮、年次有給休暇の取得、育児・介護休業の取得、短時間勤務やフレックスタイム勤務などの多様な働き方の促進を図るため、岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業^{*48}の登録拡大及びワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業^{*49}の認定拡大を通じて、従業員にとって仕事と家庭を両立できる環境づくりを推進します。
- ・ 岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業及びワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業において、確実にワーク・ライフ・バランスの取組

みが実践されるよう、制度運用を行います。

- ・ 「早く家庭に帰る日」（毎月8のつく日）については県が積極的に取り組むとともに、市町村や企業においても実践されるよう、PRに努めます。

○女性の活躍推進に向けた組織風土づくり

- ・ 企業における女性の登用を経営戦略とすることの重要性を周知し、企業経営者や管理職等の意識改革を図ります。
- ・ 部下の育児や介護、ワーク・ライフ・バランス等に配慮・理解のある上司養成し、女性の活躍と長時間労働の是正など働き方改革に向けた組織風土づくりを促進します。
- ・ 働き方改革や女性管理職登用の優良事例を広く共有し、その普及を図ります。
- ・ パートタイム労働等多様な形態で働く労働者の労働条件向上のため、啓発などの働きかけを行います。
- ・ セクシュアル・ハラスメントや、妊娠・出産や育児・介護休業に関するハラスメント（マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメント等）がなく、就業を継続しやすい職場づくりに向けた意識啓発を推進します。

○女性の経済的自立に向けた支援

- ・ 県内企業等の意欲ある女性を対象とした研修の実施を通じ、将来、企業等の中核を担う女性人材の育成を支援します。
- ・ 県内で活躍する女性と県内在勤・在住の女性や大学生等との交流会の開催、活躍する女性ロールモデルのホームページでの紹介等を通じ、女性自身の意識改革を図ります。
- ・ 若手・子育て中の女性従業員や育児休業中の女性従業員等の就労・子育ての両立に係る不安解消に向けた取組みを推進します。
- ・ 出産・育児・介護等のために離職した女性が、離職前のキャリアや離職中に磨いたスキルを生かすことができるよう、再就職に向けた支援を行います。
- ・ 農林畜水産業や建設業など女性の経営者や就業者が少ない分野での女性の活躍を支援します。
- ・ 起業を目指す女性に対して、情報提供やデジタルスキルの学習機会の提供などの支援の充実を図ります。結婚や出産といった人生の節目でのライフデザインセミナーやライフプラン相談と併せて、就労・子育ての相談を行い、仕事と家庭の両立を支援します。

〔目標となる指標〕

項目	現状 (2024 年度)	目標 (2029 年度)
岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業数	212 社	300 社
岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業数(次世代育成支援対策推進法第 12 条に基づく一般事業主行動計画を策定済の企業に限る。)	702 企業 (2023 年度末)	1,450 企業
男性の育児休業の取得率	43.7%	50%
女性の育児休業の取得率	98.0%	100%
年次有給休暇取得率(従業員 1 人あたり)	69.0%	81.7%

(3) 安心して子どもを預けられる受け皿づくり

○保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員^{*50}等の人材確保

- ・ 保育士、幼稚園教諭、看護師等の資格・免許を有しているものの保育等に従事していない人材の掘り起こしや再就職に関する支援等を行い、人材確保に努めます。
- ・ 保育士の処遇改善を図るとともに、保育分野への進学、就職を促す取組みや保育所等の業務負担軽減につながる I C T の導入を推進します。
- ・ 幼稚園への就職や幼稚園教諭の処遇改善を促す取組み等を通じて、幼稚園教諭の人材確保に努めます。
- ・ 放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員の養成及び処遇改善を図るとともに、退職教員や潜在保育士などの掘り起こしや現場とのマッチングを積極的に行い、放課後児童支援員の人材確保に努めます。
- ・ 経営者・管理者向け研修や先進事例等を踏まえた相談・助言などの働き方改革等を促す取組みを通じて、保育士等の人材の離職を防止し、長く働き続けられる職場環境づくりを支援します。

○保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員等の人材の資質向上のための研修の実施

- ・ 幼稚園教諭や保育所等へ勤務する保育士等職員を対象とした研修を充実し、質の高い教育・保育の提供を担う人材の養成に努めます。
- ・ 放課後児童クラブと放課後子どもの学習アドバイザーや安全管理員等との連携を支援するとともに、良質な教育・保育の提供に向けた研修を行い、

スタッフ全体の資質向上を図ります。

○身近なところで提供される子育て支援の充実

- ・ 全ての子育て家庭がニーズに応じたサービスを受けられるよう、一時預かり、ファミリー・サポート・センター事業^{*51}、病児・病後児保育、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）など、市町村が実施するさまざまな子育て支援サービスの充実を支援します。
- ・ 子育て中の方自身が子育てを楽しんでいると感じたり、こどもとともに成長を感じたりすることができるように、公共施設や保育所等の地域の身近な場所で実施する地域子育て支援拠点など、地域ぐるみで子育てを支える取組みを支援します。
- ・ 市町村と連携して、18歳未満の全てのこどもを対象として、遊び及び生活の援助と地域における子育て支援を行い、心身ともに健やかに育成することができるように、児童館・児童センター^{*52}の整備や機能の充実・向上を支援します。
- ・ 事業所内保育所の先進事例や支援制度の紹介、病院内保育所の運営支援等を通じて、事業所内保育所の整備を促進します。
- ・ ぎふ清流文化プラザにおける子育て相談や一時預かり、親子でふれあい楽しめるサロン・講座等の子育て支援サービスの提供を支援し、子育て世代の不安の解消や親子の居場所づくり、健やかなこどもの育成等を図ります。
- ・ 子育て中の方に安心して県図書館を利用いただけるよう託児サービスを実施するとともに、子育て世代の図書館利用を喚起する催しを開催します。

○地域の子育てを支える人材確保及び資質向上のための研修の実施

- ・ 児童館・児童センターの職員等研修の充実を図るほか、地域の子育て支援に携わる方の情報交換の機会を設けるとともに、子育て支援活動の現場で活かせる子育て支援者向けの資質向上のための研修を行います。
- ・ 高齢者や育児経験豊かな方のほか子育てに関心のある学生など、子育て活動に理解と熱意がある多様な世代を対象とした研修を実施し、子育て支援員^{*53}の認定を促進し、地域の子育てを支援する人材の確保に努めます。
- ・ 病児・病後児保育事業に従事する保育者の人材育成と資質向上を図るため、保育士や看護師を対象とした専門的な研修を行います。

○質の高い保育サービスの提供に向けた一体的な支援

- ・ 乳幼児期から学童期にわたる保育サービス（保育所や認定こども園、放課後児童クラブなど）の提供に向けて、子育て人材支援センター（仮称）を開設し、子育て人材の育成や確保、定着などを一体的に支援します。
- ・ 保育サービスの経営者向け研修を実施するとともに、子育て補助員（短時間勤務）を育成・確保し、子育て人材の働き方改革や保育サービスの質の向上につなげます。

〔目標となる指標〕

項目	現状 (2024 年度)	目標 (2029 年度)
子育て人材支援センター（仮称）における保育士等からの相談件数（累計）	2,026 件 (2023 年度)	12,000 件
保育士養成校新卒者の保育所等への就職率	60.2%	62.7%
放課後児童支援員の認定者数（累計）	2,212 人	3,000 人
保育士等キャリアアップ研修修了者数（7 分野） （累計）	10,918 人	23,600 人
「地域子ども・子育て支援事業費補助金」の支援事業数	291 事業 (2023 年)	300 事業
多機能化に取り組む児童館・児童センターの設置数	31 箇所	35 箇所
子育て支援員の認定者数	3,736 人	5,500 人

(4) ひとり親家庭への支援

○相談機能・情報提供の強化

- ・ 福祉事務所やひとり親家庭等就業・自立支援センター^{*54}等において、ひとり親家庭等の子育て、生活や就業に関する悩みについて相談を受けるとともに、支援サービス等の情報を提供します。
- ・ 市町村、学校、医療機関、こどもの居場所などの様々な支援実施機関と連携し、相談機能及び各種支援策の情報提供の強化を図ります。

○就業支援の促進

- ・ ひとり親家庭等が安定した収入を得ることにより経済的に自立した生活ができるよう、職業能力向上のための講習会の開催や、講座受講に対する支援、就業情報の提供や就職あっせん等の就業支援に取り組みます。
- ・ ひとり親家庭等に対する社会的な理解の促進を図り、仕事と子育ての両立ができる働きやすい職場環境づくりに向けて、企業や関係機関と連携を深めていきます。

○養育費の確保及び親子交流に関する取り決めの促進

- ・ こどもにとっての生活の安定やこどもの健やかな成長を図るため、養育費の確保に対する相談体制の強化を図るとともに、親子交流支援に取り組みます。
- ・ 養育費の確保や親子交流に関する取り決めの促進が重要であることの社会認識が進むよう広報・啓発を実施します。
- ・ 離婚後の親権の共同行使をはじめとする家族法制の見直しに関し、各相談機関が適切に対応できるよう、相談関係者の資質向上を図ります。

○子育て支援及び生活支援

- ・ 妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を行うこども家庭センターの設置や家庭支援事業の積極的な実施を市町村に働きかけるとともに、ひとり親家庭等が安心して子育てと就業を両立できるよう、保育サービス等の充実による子育て支援を図ります。
- ・ 貧困の連鎖を防止するため、ひとり親家庭のこども等が利用する学習支援やこども食堂等のこどもの居場所に対する支援の充実を図ります。

○経済的支援の充実

- ・ ひとり親家庭等の生活の安定と自立促進のため、児童扶養手当の支給や母

子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付などを行います。

- ・ ひとり親家庭等の経済的支援を行うとともに、家計の視点から必要な情報提供や専門的な支援を実施します。

○地域における活動の促進

- ・ ひとり親家庭等が自らの力を発揮し、いきいきと生活していくために、それぞれの地域や関係団体における取組みの充実、地域活動への参加促進を図ります。
- ・ こどもの居場所など、ひとり親家庭等を支えるための地域資源の拡大や相互の連携強化を図ります。

〔目標となる指標〕

項目	現状 (2024 年度)	目標 (2029 年度)
生活困窮世帯やひとり親家庭のこども等を対象とした学習支援事業を実施する市町村数(再掲)	23 市町村 (2023 年度)	30 市町村
こども食堂などの居場所のある市町村数(再掲)	37 市町村 (2023 年度)	42 市町村
児童自立生活援助事業の実施箇所数(再掲)	4 箇所	25 箇所

4 社会全体でのこども・子育て支援



(1) 社会全体でこどもを支えていく仕組みづくり

○こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識醸成

- ・ こども・子育て家庭応援キャンペーン事業^{*55}の参加店舗の拡大、幅広い世代を対象としたワークショップの開催や啓発冊子の作成・活用などを通じて社会全体でこどもや子育て中の方を支える機運を醸成します。
- ・ 「ぎふっこまんなか社会」を目指して各ライフステージに応じて切れ目なく実施する岐阜県の取組みやこども・子育てを応援する地域や企業の好事例についてわかりやすく情報発信を行います。
- ・ 子育て支援事業者や保育団体等と連携し、こどもと保護者との愛着や地域とのつながりの形成を支援し、こどもが意欲的に遊びや活動に参加できる子育て環境づくりに努めます。
- ・ 県民一人ひとりにこどもの人権尊重の理念の普及や理解の促進を図るため、あらゆる機会を通して、関係機関や団体の協力を得ながらこどもの権利条約、こども基本法等の趣旨を周知徹底するなど、こどもの人権尊重を目指した啓発活動を推進します。

○こども・子育てにやさしいまちづくり

- ・ こどもや子育て世帯を含めた誰もが安心して生活できるよう、公共施設、公共交通機関、建築物等における段差解消等によるバリアフリー化の促進やアクセスの確保、受動喫煙防止対策の推進などに取り組みます。
- ・ 通学路や生活道路における通過車両の数や速度の抑制、歩道等の整備、幹線道路の交通の円滑化等を推進し、こどもやこども連れの方等が安全・安心に通行することができる道路交通環境の整備を推進します。
- ・ 道路等の公共施設や住居の構造、設備、配置等について、犯罪防止に配慮した環境設計の普及を図り、こどもが犯罪の被害に遭わないまちづくりを推進します。
- ・ 子育て家庭がこども連れで安心して外出することができるよう、赤ちゃんステーションや妊婦・乳幼児連れ駐車場の設置について、民間や市町村の施設へ取組みが広がるよう働きかけるとともに、そうした設備が整備されている施設・店舗に関する情報を発信します。
- ・ 公営住宅における子育て世帯の優先入居枠の設定や収入基準の緩和等によ

り、子育て家庭の住まいの確保の支援に努めます。

○こどもの安全の確保

- ・ こどもを犯罪や事故などの被害から守るため、パトロールや見守り活動などの地域住民主体の自主的なボランティア活動を支援します。
- ・ 地域住民やボランティアが行政、警察、学校等と情報共有できるような連携体制を整備するとともに、保護者や周囲の大人に対して、それぞれの立場でできる事故予防策やこどもを犯罪等から守るための情報を積極的に発信します。
- ・ こどもが犯罪被害や事故に遭わないようにするために、防犯教室や交通安全教室等の開催や警察による指導、助言を通して、こどもに対する安全教育を推進します。
- ・ 非行防止や、非行・犯罪に及んだこども・若者とその家族への相談支援、自立支援を推進します。学校や警察等の地域の関係機関・団体の連携を図り、社会全体として非行や犯罪に及んだこどもや若者に対する理解を深め、育ちを見守る社会機運の向上を図ります。

○企業・事業所と連携した家庭教育の支援

- ・ 地域社会全体での子育てを推進するため、県内企業や事業所に対して講師を派遣し、子育て中の従業員やこれから親になる若い世代の従業員、子育てが一段落した従業員、管理職など幅広い層を対象とする企業内家庭教育研修の実施企業の拡大を図ります。

○地域の資源・人材を活用したこども・子育て支援の推進

- ・ 市町村の体制整備促進のため、県と岐阜大学で共同設置した「ぎふ地域学校協働活動センター」を拠点に、人材育成や市町村の伴走支援に取り組めます。
- ・ 保育やこどもの預かりなど、子育ての手助けをして欲しい方と手助けをしたい方のネットワークを構築し、地域の中で子育てをサポートし合う体制の充実を図ります。
- ・ 子育て支援員や放課後児童支援員認定資格研修についてeラーニングの導入やメニューの充実を図るなど地域によって異なる状況や特性を踏まえた幅広い支援を行います。

〔目標となる指標〕

項目	現状 (2024 年度)	目標 (2029 年度)
こども・子育て家庭応援キャンペーン事業参加店舗数（ぎふっこカード、ぎふっこカードプラス等の参加店舗数の合計）	9,788 店舗	12,000 店舗
自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合	小学校 85.2% 中学校 84.5% 高等学校 85.2%	小学校 90% 中学校 90% 高等学校 90%
企業内家庭教育研修を実施した企業・事業所等の数（累計）	53 企業等	120 企業等
地域でこどもを支える人向けの講座の参加者数（累計）	-	1,000 人

（２）こどもの健やかな成長を支える家庭と仕事の調和を実現する環境づくり

○性別による固定的な役割分担意識の解消のための広報・啓発活動の充実

- ・ 男女共同参画に関する認識を深め、性別による固定的な役割分担意識の解消を図るため、様々な機会や媒体を活用して、広報・啓発活動を行います。
- ・ 妊娠や出産、こどもの成長段階における父親の役割や必要な知識、母親へのサポート方法等を掲載した育児啓発冊子をホームページ上で公開し、父親が子育ての喜びや責任を実感しながら、積極的に子育てに関わることを促します。

○子育てに配慮した職場づくりに向けた企業経営者・管理職の意識改革

- ・ 岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業の登録や岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業の認定の拡大を図るため、県内経済団体や市町村等と連携して、企業経営者等に対しワーク・ライフ・バランスへの理解を促進します。
- ・ ワーク・ライフ・バランスの取組みを確実に実践している岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業及びワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業に対して、入札参加資格審査における加点や金利優遇等のインセンティブを付与します。
- ・ 岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業の登録や岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業の認定を目指している企業に対し、アドバイザー派遣や補助制度等で支援するとともに、既に認定を受けているエク

セレント企業の取組みブラッシュアップを行うことで、企業のワーク・ライフ・バランスの取組みを促進します。

- ・ セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等がなく、就業を継続しやすい職場づくりに向けた意識啓発を推進します。

〔目標となる指標〕

項目	現状 (2024 年度)	目標 (2029 年度)
岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業数（再掲）	212 社	300 社
岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業数（次世代育成支援対策推進法第 12 条に基づく一般事業主行動計画を策定済の企業に限る。）（再掲）	702 企業 (2023 年度末)	1,450 企業
年次有給休暇取得率（従業員 1 人あたり）（再掲）	69.0%	81.7%

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



※SDGsとは、Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。2015年の国連サミットで採択された2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の17の開発目標。全ての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むもの。

参考資料

用語の解説

計画の中で、*で記した用語の解説をしています。

No	ページ	用 語	説 明
*1		子ども相談センター	児童福祉法に基づいて設置されている児童相談所。
*2		里親等委託率	要保護児童のうち里親及びファミリーホームへ委託された児童が占める割合。
*3		こどもの貧困率	岐阜県「子ども調査」において、厚生労働省の国民生活基礎調査と同様に、一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合として算出。なお、貧困線とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って算出した所得）の中央値の半分の額をいう。
*4		合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別（年齢階級別）出生率を合計したもの。1人の女性が仮にその観察期間の年齢別（年齢階級別）出生率で一生の間に生むとしたときの子の数に相当する。
*5		人口置換水準	長期的に人口が安定的に維持される合計特殊出生率の水準。この水準を下回ると人口が減少することになり、人口学の世界では、この水準を相当期間下回っている状況を「少子化」と定義している。標準的な水準は2.1前後、近年の日本における値は2.07。
*6		家庭の日	「岐阜県家庭の日を定める条例」により毎月第3日曜日を家庭の日と定める。
*7		こども家庭センター	こども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）について、双方の設立の意義やこれまで果たしてきた機能・役割を維持しながら、組織を一体化した相談機関。
*8		食育推進委員会	学校における食育を組織的に推進していくために、各小中学校に置かれている専門委員会。
*9		ぎふ健康づくり応援団体	県民の健康寿命の延伸を目指し、健康増進に関する啓発や予防活動の推進に賛同する団体。
*10		ぎふ木育30年ビジョン	「ぎふ木育」を通した「森林に関する人づくり」のため、県が策定したビジョン（平成25年3月）。全ての県民が森林（自然）に誇りと愛着をもち、森林に対して責任ある行動をとる姿を目指し、人が生まれてから次の世代を育てるまでの30年間を目安として、段階的・継続的に取り組みを進めるもの。
*11		ぎふ木育教室	幼児期における森や木に親しむ体験を通して、人と自然との関りを自ら考えることができる心を育むため、幼稚園や保育園等において身近な自然と触れあい親しむ活動、木のおもちゃづくり等の活動を実施するもの。

*12		緑と水のこども会議	木や森についての理解を深めるとともに、森林づくり活動への自主的行動や環境保全に対する意識の向上を図るため、小中学校や高等学校等での学校教育の一環として学習活動や体験活動を実施するもの。
*13		ぎふ木遊館	大型木製遊具や木のおもちゃ遊び、木育プログラムなどを通じて、幅広い年齢層の方が森や木に親しみ、森とのつながりを体験できる「ぎふ木育」の総合的な拠点施設。
*14		プレコンセプションケア	男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うよう促すこと。
*15		岐阜県不妊・不育症相談センター	岐阜保健所内に設置し、不妊や不育症に悩む夫婦等に対して、専門医師や専門相談員（助産師等）が正しい知識や治療等の情報提供、カウンセリング等の相談支援を実施。
*16		母と子の健康サポート事業	支援が必要な未熟児や障がい児、妊産婦について、産科医療機関や新生児集中治療室をもつ医療機関から退院情報を保健所へ送付し、保健、医療、福祉機関の関係者が連携して早期に養育・療育をサポートする事業。
*17		母子保健推進協議会	保健所毎に、保健・医療・福祉・教育関係者が地域における総合的な母子保健対策を検討する会議。
*18		三次周産期医療機関	リスクの高い妊婦に対する医療や高度な新生児医療を提供する医療機関。
*19		子ども・子育て支援新制度	「子ども・子育て支援法」に基づく幼児期の学校教育・保育、地域のこども・子育て支援を総合的に推進する制度。
*20		コミュニティ・スクール	学校運営協議会制度を導入した学校のことであり、保護者や地域住民等が一定の権限と責任をもって学校運営に参加することで、育てたいこども像、目指すべき教育のビジョンを保護者や地域と共有し、目標の実現に向けて協働していく仕組み。
*21		地域学校協働活動	幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体でこどもたちの学びや成長を支えるとともに「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のこと。
*22		放課後児童クラブ	保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学校に就学しているこどもを対象に、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊びと生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業（放課後児童健全育成事業）。
*23		放課後子ども教室	こどもたちの放課後の安全・安心な活動拠点（居場所）づくりを目的に、地域住民の参画を得て、学習やスポーツ、文化芸術活動、地域住民との交流活動、体験活動等を実施。
*24		女性健康支援センター	思春期から更年期に至る女性が抱える様々な支障や心身の悩みについて、訪問、面接、電話等により相談指導を行う機関で、各保健所内に設置。

*25		岐阜県総合人材チャレンジセンター	若年層から中・高齢者まで幅広い求職者の就職に関する相談などに対応する総合的就職支援拠点。
*26		岐阜県インターンシップ推進協議会	若者が県内の産業や企業についての理解を深め、就労を体験できる機会を、より効果的に提供するための中核組織。
*27		岐阜県若者サポートステーション	働くことに悩みを抱えている15歳～39歳までの若者に対し、キャリア・コンサルタントなどによる専門的な相談、コミュニケーション訓練などによるステップアップ、協力企業への職場体験などにより、就労に向けた支援を行う機関。
*28		ぎふアグリチャレンジ支援センター	新規就農、担い手の法人化、企業等の農業参入、農福連携等の相談や研修会等を行う県のワンストップ農業支援窓口。平成29年4月に（一社）岐阜県農畜産公社内に設置。
*29		岐阜県就農支援センター	岐阜県が開発した「トマト独立ポット耕栽培システム」の栽培技術や農業経営に必要な知識の習得等により、新規就農者を育成する研修施設。
*30		森のジョブステーションぎふ（岐阜県林業労働力確保支援センター）	「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき設置した岐阜県林業労働力確保支援センターの組織を平成30年度に強化し、新たに「森のジョブステーションぎふ」として林業の就業相談から技術習得、定着までを一貫して支援。
*31		森林文化アカデミー	森林や木材に関わるさまざまな分野で活躍する人材を育成することを目指して設立された、2年制の専門学校。高校卒業程度の方を対象として、林業や木材加工の現場で働く技術者を育成する「森と木のエンジニア科」と、大学卒業程度又は実務経験を持つ方を対象として、林業、森林環境教育、木工、木造建築などの分野で指導的な役割を担う専門家を育成する「森と木のクリエイター科」がある。
*32		B I M	Building Information Modelingの略称。属性情報（形状、強度等）を持つ部材や設備等の3DモデルをPC上で組み立てる設計技術。当技術の導入により、構造計算や部材積算などの設計作業や、施工中の資材管理、完成後の修繕など、建物のライフサイクルを通じての情報の利活用が可能となり、業務効率化につながることを期待されている。
*33		清流の国ぎふ移住・交流センター	三大都市圏の移住希望者に効果的な情報発信を行うとともに、多様な相談に対応するため、岐阜県が設置した移住交流拠点。
*34		ぎふマリッジサポートセンター	広域お見合いのサポートや、独身者向けセミナーの実施、出会いの場提供団体が実施する婚活イベントの情報提供、市町村等結婚相談所への支援等により、結婚に関する総合的な支援を実施。
*35		岐阜県発達障害者支援センター	発達障がい児（者）に対する支援を総合的に行う県の機関。関係機関と連携し、地域における総合的な支援

			ネットワークを構築しながら、発達障がい児（者）及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言等を行うことにより、発達障がい児（者）及びその家族の福祉の向上を図る。
*36		希望が丘子ども医療福祉センター	児童福祉法に基づく医療型障害児入所施設であるとともに、医療法に基づく病院。手足の体幹等に障がいのある18歳未満の児童等を対象に、その社会的自立に向けての支援を目的に、入所、通所又は診療を通じて総合的な療育を行っている。
*37		小児在宅医療教育支援センター	医療的ケアが必要な障がい児者とその家族の在宅生活を支える医療に携わる医療従事者の人材育成、関係医療機関との連携支援等を図ることを目的に、岐阜大学大学院医学系研究科内に設置。
*38		岐阜県青少年ＳＯＳセンター	青少年及びその保護者の相談業務を行う子ども・若者育成支援推進法に基づく総合相談窓口。
*39		家庭支援事業	市町村が行う、子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、一時預かり事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び親子関係形成支援事業の6事業の総称。
*40		子ども家庭支援センター	児童福祉法第44条の2に基づいて設置された児童家庭支援センター。岐阜県では子ども家庭支援センターという。子ども相談センターを補完するものとして、5圏域の児童福祉施設等に設置されている。地域の子育て支援の拠点として、こども、家庭、地域住民等からの相談に応じ、必要な助言、指導を行うほか、子ども相談センター、児童福祉施設など、関係する機関の連絡調整も行う。
*41		サインズ・オブ・セーフティ・アプローチ	こどもとその家族の意見や考え、強みや資源に焦点を当て、当事者と専門職との協働によって、当事者自身と安全を守る人（親族、友人、知人など）がこどもを守るための新たなネットワークを創り、安全を構築していくことを支援するアプローチのこと。
*42		ぎふっこカード	県内の18歳未満の子がいる世帯及び妊婦がいる世帯に交付するカード。参加店舗ごとに設定された割引などのサービスが受けられる。
*43		ぎふっこカードプラス	県内の18歳未満の子が3人以上いる世帯及び3人目の子を妊娠中の妊婦がいる世帯に交付するカード。参加店舗ごとに設定された割引などのサービスが受けられる。
*44		地域子育て支援拠点	子育て中の親子が気軽に集い、相互の交流を行う場所を提供し、子育てについての不安・悩みの相談、情報の提供、助言その他の援助を行う場。
*45		特定教育・保育施設	県の認可・認定を受けた認定子ども園、幼稚園、保育所で、こども・子育て支援のため市町村長が支給する施設型給付費の支給の対象施設として、確認された施設。

*46		特定地域型保育事業	市町村の認可を受けた0～2歳児を対象とする保育事業（家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）で、こども・子育て支援のため、市町村長が支給する地域型保育給付費の支給対象事業を行う者として確認された事業。
*47		ぎふ子育て応援団	県内の子育て支援に関する情報や子育て家庭に役立つ情報をワンストップで入手できる総合的な子育て支援情報提供ウェブサイト。
*48		岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業	従業員の「仕事と家庭の両立支援」や「女性の活躍推進」などに取り組む県内の企業や団体を「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業」として登録する制度。登録企業は、県の建設工事入札参加資格審査において加点されるほか、県内の金融機関から金利優遇等が受けられる。
*49		岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業	岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業の中でも、優良な取り組みや他の模範となる独自の取り組みを行っている企業を「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業」として認定する制度。認定企業は、県のHPや新聞・テレビなどマスコミを通じたPRによって、企業イメージの向上や人材確保・定着につながるほか、県中小企業資金融資制度などが利用できる。
*50		放課後児童支援員	「子ども・子育て支援新制度」において創設された放課後児童クラブで指導を行うための資格であり、有資格者となるための研修を県が実施し、研修を修了した者を「放課後児童支援員」として認定する。
*51		ファミリー・サポート・センター事業	子育てを地域住民同士で助け合う仕組みをつくり、こどもの預かり等の援助を受けたい方と当該援助を行いたい方との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。
*52		ひとり親家庭等就業・自立支援センター	就業相談、就業支援講習会、就業情報の提供などの就労支援サービスの提供等、ひとり親等の自立支援を総合的に行う機関。
*52		子育て支援員	育児経験豊かな方等を主な対象として、都道府県等で子育て支援分野に従事するために必要な研修を実施し、研修を修了した方を認定する資格。
*53		こども・子育て家庭応援キャンペーン事業	ぎふっこカードやぎふっこカードプラスを交付し、参加店舗等でカードを提示すると店舗ごとに設定された割引などのサービスが受けられる仕組みなどを通じ、こどもや子育て家庭にやさしい社会を作る事業。



ユニバーサルデザイン（UD）の考え方にに基づき、より多くの人に
見やすく読みまちがえにくいデザインの文字を採用しています。